

第143回国会概観

第143回国会（臨時会）は7月30日に召集され、10月16日、79日間の会期を終了した。この間、9日間の延長が行われた。

開会式は8月7日午前11時から、参議院議場で行われた。

今国会は、7月12日に実施された第18回参議院議員通常選挙を受けて召集され、金融再生関連法案、金融機能早期健全化緊急措置法案、日本国有鉄道清算事業団債務等処理法案等が成立した。

今国会の最大の焦点となった金融再生関連法案は日本長期信用銀行の処理問題をめぐり衆議院審議の段階において、与野党の調整は難航したが、自民党、民主党、平和・改革の3会派で合意し、野党3会派案を基に修正され、成立した。

召集日当日、橋本龍太郎内閣は総辞職した。

同日、参議院本会議において、議長及び副議長の選挙、内閣総理大臣の指名、会期の議決等が行われた。

しかし、常任委員長については、委員長の会派別割当問題で合意が遅れ、8月7日の参議院本会議において指名された。

特別委員会の設置についても金融問題及び経済活性化に関する特別委員長の会派割当問題で合意が遅れ、8月31日、災害対策特別委員会外4特別委員会が設置された。また10月5日、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会が設置された。

9月3日、参議院本会議において、北朝鮮によるミサイル発射を受けての当面の対応について高村正彦外相から報告聴取、質疑が行われた後、北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議案を可決した。

10月8日、国賓として来日した金大中大韓民国大統領が参議院議場で演説を行った。

16日、参議院本会議において、平成10年度一般会計補正予算（第2号）、金融機能早期健全化緊急措置法案を可決した後、請願審査及び会期末手続を行い、防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案を可決した。また衆議院においては請願審査及び情報公開法案等の閉会中審査等の会期末手続を行い、閉幕した。

同日、参議院本会議において、黒澤隆雄事務総長の辞任が許可され、後任に堀川久士事務次長が議長の指名により選任された。

10月6日、斎藤議長の諮問機関として「常任委員長等の配分に関する検討会」が設置され、15日、同検討会が開かれた。

議院の構成

召集日当日、参議院本会議において、議長及び副議長の選挙が行われ、議長には無名投票の結果、斎藤十朗前議長が231票をもって再選され、また副議長には無名投票の結果、菅野久光議員が243票をもって当選した。また両院本会議において会期を70日間と決定した。

8月7日、本会議において斎藤議長は総務委員長外16常任委員長を指名した。また同31日、災害対策特別委員会外4特別委員会を設置するとともに、国際問題に関する調査会、

国民生活・経済に関する調査会、共生社会に関する調査会の3調査会の設置を決定した。

10月5日、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会が設置された。

内閣総理大臣の指名

召集日当日、両院本会議において、内閣総理大臣の指名が行われ、参議院では記名投票の結果、小淵恵三衆議院議員103票、菅直人衆議院議員98票、浜四津敏子参議院議員24票、土井たか子衆議院議員13票、小沢辰男衆議院議員3票、武村正義衆議院議員3票、白票4票となり、いずれも投票の過半数を得たものがないので、その最多数を得た小淵、菅の両議員について決選投票を行った結果、菅議員142票、小淵議員103票、白票2票であり、菅議員を指名するに決した。

また衆議院においては第1回目の投票で、小淵議員が268票をもって内閣総理大臣に指名された。両議院の議決が一致しないので、同日、内閣総理大臣の指名両院協議会を開き協議に入ったが、両議院の意見が一致せず、憲法第67条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となり、小淵議員が第84代54人目の内閣総理大臣に指名された。

小淵総理は直ちに、組閣を行い、同日夜、皇居での親任式及び認証式を経て、小淵内閣が発足した。

参議院からは有馬朗人、井上吉夫、竹山裕、真鍋賢二の4議員が入閣した。

小淵総理大臣の演説等

8月7日、両院本会議において、小淵総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

この内閣を経済再生内閣と位置づけ、一両年のうちにわが国経済を回復軌道に乗せるよう、内閣の命運をかけて全力を尽くす覚悟である。

日本経済再生のために、まず成し遂げるべきことは金融機関の不良債権問題の抜本的な処理である。このため、「金融再生トータルプラン」に基づき、いわゆるブリッジバンク制度の早急な具体化等を図るための所要の法案を既に今国会に提出し、関連する議員立法法案も提案されている。

破たんした金融機関の経営者に対しては、経営責任、民事・刑事上の厳格な責任が問われるべきである。

また、財政構造改革法を当面凍結することとし、そのための法案を次の通常国会に提出する。さらに、一刻も早い景気回復を図るため、平成11年度に向け切れ目なく施策を実行すべく、事業規模で10兆円を超える第2次補正予算を編成する。税制については、景気に最大配慮して、6兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施する。

行政改革については、中央省庁等改革基本法に基づき、2001年1月の新体制への移行開始を目標として、来年4月にも所要の法案を国会に提出することを目指す。

日ロ関係の改善について、橋本前総理が築かれた成果を踏まえ、2000年までに東京宣言に基づいて平和条約を締結し、日ロ関係を完全に正常化するよう全力を尽くす。

所信表明演説に対して、8月10日、11日の衆議院本会議において、11日、12日の参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、景気回復に向けての決意、不良債権処理、情報開示、金融機関の経営者責任、経済・景気対策、期限つき商品券の支給、税制改革、中央省庁再

編、財政構造改革法、国鉄の長期債務、周辺事態安全確保法案、日ロ関係、核軍縮、医療保険制度、介護保険制度、学校教育改革、化学物質対策等についてであった。(その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。)

防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案

10月15日、参議院の民主党・新緑風会、公明、自由党の3会派は防衛庁の装備品調達をめぐる背任容疑事件と証拠隠滅疑惑に関連して防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案を提出し、同決議案は16日、本会議で可決された。国務大臣に対する問責決議案が提出されたのは51件目であったが、可決されたのは今回が初めてであった。

平成10年度一般会計補正予算(第2号)の審議

平成10年度一般会計補正予算(第2号)は、一般会計予算総則において金融再生緊急措置法と金融機能早期健全化緊急措置法の規定に基づく公的資金枠新設を盛り込んだものである。

同補正予算は10月13日、閣議決定し、国会に提出された。同日、衆議院予算委員会で審査が行われ、可決、本会議に緊急上程、可決された。

参議院では15日、予算委員会において審査が行われ、翌16日、可決、本会議に緊急上程され、可決、成立した。

同委員会では、公的資金枠60兆円による金融システム安定化策の実効性、金融再生委員会の早期発足の必要性、追加景気対策の緊要性等について質疑が行われた。

金融再生関連法案の審議

金融再生関連法案は金融機関の破たんの処理原則を定め、破たんした金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理等の緊急措置を講じようとする等ことを柱とするものである。

8月25日、衆議院本会議で政府及び自民党が提出した金融再生関連法案の趣旨説明聴取、質疑が行われ、27日、金融安定化に関する特別委員会で同関連法案の質疑が始まり、また、9月4日、同本会議で民主党、平和・改革、自由党の野党3会派共同提出の金融再生関連法案の趣旨説明聴取、質疑が行われ、7日、同特別委員会で3会派共同提出の金融再生関連法案の質疑が始まり、9日から政府及び自民党提出並びに野党3会派共同提出の同関連法案の審議が行われた。自民党と野党3会派との金融再生関連法案をめぐる修正協議は日本長期信用銀行の処理策と絡み難航した。度重なる調整の結果、自民党が特別公的管理(一時国有化)を受け入れ、同党と民主党、平和・改革は合意した。これを受けて、10月2日、同特別委員会で競売手続円滑化法案外1件が可決、金融機能再生緊急措置法案外5件が修正議決され、同日、本会議でも競売手続円滑化法案外1件が可決、金融機能再生緊急措置法案外5件が修正議決され、参議院に提出された。

5日、参議院本会議において金融再生関連8法案の趣旨説明聴取、質疑が日本共産党提出の金融機能正常化特別措置法案外3件とともに行われ、6日から金融問題及び経済活性化に関する特別委員会において質疑が始まり、同関連8法案は、9日、同特別委員会で可決され、12日、本会議においても可決、成立した。

同特別委員会では、金融再生関連法案の与野党合意に至る経過と成果、金融機関の徹底した情報開示の必要性、不動産の流動化策等について質疑が行われた。

金融機能早期健全化緊急措置法案の審議

金融機能早期健全化緊急措置法案は金融機関の破たんを未然に防ぐため金融機関等の資

本の増強に関する緊急措置の制度を定めようとするものであり、自民党が衆議院に提出した。

10月8日、衆議院本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われ、金融安定化特別委員会で9日、12日、13日、質疑がそれぞれ行われ、13日、同特別委員会において修正議決され、同日、本会議で修正議決され、参議院に提出された。

参議院においては、同法案は民主党・新緑風会提出の金融機能早期健全化緊急措置法案とともに審議され、14日、本会議において両案の趣旨説明聴取、質疑が行われ、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会で15日、16日、質疑が行われ、16日、可決された。同日、本会議で可決、成立した。

同特別委員会では、金融機能安定化法と今回の金融機能早期健全化緊急措置法案の相違点、金融機関の適正な資産査定及び有価証券評価のあり方、資本注入の際の経営者責任・株主責任の明確化等について質疑が行われた。

日本国有鉄道清算事業団債務等処理法案等6案件の審議

6案件のうち、日本国有鉄道清算事業団債務等処理法案は政府による同事業団の債務の承継等の措置を講じようとするものであり、国有林野事業改革特別措置法案は国有林野事業の危機的な状況等にかんがみ、累積債務の一般会計への帰属等改革のために必要な措置を講じようとするものである。6案件は前国会から衆議院において継続審査となっていた。

8月31日から衆議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会で6案件の審査が行われ、10月5日、同特別委員会で日本国有鉄道清算事業団債務等処理法案及び国有林野事業改革特別措置法案等4法案は修正議決され、森林法等改正案は可決、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件は承認された。6日、衆議院本会議において4法案は修正議決、森林法等改正案は可決、承認を求めるの件は承認され、参議院に送付された。

参議院においては、7日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、12日から14日まで日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会で審査が行われ、14日、同特別委員会で日本国有鉄道清算事業団債務等処理法案等5法案は可決、同承認を求めるの件は承認された。15日、本会議においても5法案は可決され、承認を求めるの件は承認された。

同特別委員会では年金移換金のJ R等への追加負担及び衆議院修正の是非、国鉄長期債務の元本償還の財源見通し、国有林野事業特別会計の債務負担の是非及び返済可能性等について質疑が行われた。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から提出された法律案は10件であり、このうち7件が成立した。残り3件のうち2件は未了となり、1件は衆議院で継続審査となった。また、衆議院において継続していた20件のうち日本国有鉄道清算事業団債務等処理法案等10件が成立したが、情報公開法案等10件は衆議院で前国会に続き継続審査となった。

衆議院議員提出法律案は、新たに提出された20件のうち14件が成立し、残り6件のうち5件が衆議院で継続審査となり、1件は未了となった。また前国会から衆議院で継続審査となっていた議院証言法改正案が成立した。

参議院議員提出法律案は新たに10件提出され、このうち1件が成立し、9件が未了となった。また、前国会から衆議院で継続審査となっていた1件は成立した。

予算は、1件提出され、成立した。

条約は1件提出され、承認された。また衆議院で継続審査となっていた2件のうち1件が承認され、1件が衆議院で継続審査となった。

内閣提出の承認案件は前国会から衆議院で継続審査となっていた1件であり、承認された。

国政調査等

北朝鮮の弾道ミサイル発射問題については9月3日、本会議において報告聴取、質疑が行われた。総務委員会、外交・防衛委員会等においても質疑が行われた。

小渕総理の国際連合第53回総会及び日米首脳会談出席等について同25日、本会議において報告聴取、質疑が行われた。また予算委員会においても日米関係等について集中審議が行われ、日米首脳会談の内容、小渕総理訪米の成果、日本の金融システム再建策等に対する米国の理解等について質疑が行われた。

防衛庁の装備品調達をめぐる背任容疑事件については、外交・防衛委員会において報告を聴取し、質疑が行われた。さらに10月15日、同委員会において同事件に絡む証拠隠滅疑惑で関連文書の管理実態に関する中間報告について額賀防衛庁長官から説明を聴取するとともに質疑が行われた。

9月10日、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会は日本長期信用銀行等の不良債権問題に関する件について、日本長期信用銀行頭取、日本リース社長等を参考人として招致し新旧経営陣からの退職金返還問題、同銀行の関連ノンバンクに対する債権放棄等について質疑が行われた。

その他

〔第18回参議院議員通常選挙〕

深刻な景気低迷打開等を争点として第18回参議院議員通常選挙が行われ、自由民主党は44議席(改選議席60)、民主党は27議席(同18)、日本共産党は15議席(同6)、公明は9議席(同11)、自由党は6議席(同5)、社会民主党は5議席(同12)、無所属は20議席(同7)を獲得した。

非改選と合わせると、自由民主党102議席、民主党47議席、日本共産党23議席、公明22議席、社会民主党13議席、自由党12議席、新党さきがけ3議席、改革クラブ3議席、二院クラブ1議席、無所属26議席となった。

橋本総理は通常選挙における自由民主党敗北の責任を取り、辞任した。

今回の投票率は比例代表で58.83%、選挙区で58.84%となり、過去最低の投票率であった第17回通常選挙の投票率(比例代表44.50%、選挙区44.52%)を上回った。(IX 参考資料 「第18回参議院議員通常選挙結果」を参照されたい。)

〔会派別議員数〕

7月30日現在における院内各会派の議員数は、自由民主党105、民主党・新緑風会54、公明24、日本共産党23、社会民主党・護憲連合14、自由党12、二院クラブ・自由連合4、新党さきがけ3、改革クラブ3、各派に属しない議員10となった。(IIの2及び3「会派別所属議員数一覧」「会派別所属議員一覧」を参照されたい。)

1 参議院役員等一覧

(会期終了日 平成10.10.16現在)

役 員 名		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		斎藤 十朗	
副 議 長		菅野 久光	
常 任 委 員 長	総 務		竹村 泰子 (10.8.7)
	法 務		荒木 清寛 (10.8.7)
	地 行 警 察		小山 峰男 (10.8.7)
	外 交 防 衛		河本 英典 (10.8.7)
	財 政 金 融		勝木 健司 (10.8.7)
	文 教 科 学		南野 知恵子 (10.8.7)
	国 民 福 祉		尾辻 秀久 (10.8.7)
	労 働 社 会		吉岡 吉典 (10.8.7)
	農 林 水 産		野間 赳 (10.8.7)
	経 済 産 業		須藤 良太郎 (10.8.7)
	交 通 通 信		小林 元 (10.8.7)
	国 土 環 境		陣内 孝雄 (10.8.7)
	予 算		倉田 寛之 (10.8.7)
	決 算		久世 公堯 (10.8.7)
	行 政 監 視		続 訓弘 (10.8.7)
	議 院 運 営		岡野 裕 (10.8.7)
	懲 罰		西山 登紀子 (10.8.7)
特 別 委 員 長	災 害 対 策		海野 義孝 (10.8.31)
	沖 縄 北 方		立木 洋 (10.8.31)
	国 会 移 転		松田 岩夫 (10.8.31)
	行 革 税 制		吉川 芳男 (10.8.31)
	金 融 経 済		坂野 重信 (10.8.31)
	国 鉄 林 野		中曾根 弘文 (10.10.5)
調 査 会 長	国 際 問 題		村上 正邦 (10.8.31)
	国 民 生 活		久保 亘 (10.8.31)
	共 生 社 会		石井 道子 (10.8.31)
政治倫理審査会長			岩崎 純三 (10.8.31)
事 務 総 長		黒澤 隆雄	堀川 久士 (10.10.16)

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成10. 10. 16現在)

会 派	議 員 数	① 13. 7. 22 任期満了			② 16. 7. 25 任期満了		
		比 例	選 挙 区	合 計	比 例	選 挙 区	合 計
自 由 民 主 党	103(9)	17(4)	41(3)	58(7)	14(2)	31	45(2)
民主党・新緑風会	55(10)	9(1)	12(4)	21(5)	12(3)	22(2)	34(5)
公 明	24(5)	7(2)	6(1)	13(3)	7(1)	4(1)	11(2)
日 本 共 産 党	23(10)	5(2)	3(1)	8(3)	8(2)	7(5)	15(7)
社会民主党・護憲連合	14(6)	4(2)	5(1)	9(3)	4(2)	1(1)	5(3)
自 由 党	12(1)	4(1)	2	6(1)	5	1	6
二院クラブ・自由連合	4	1	1	2	0	2	2
新 党 さ き が け	3(1)	2(1)	1	3(1)	0	0	0
改 革 ク ラ ブ	2	0	2	2	0	0	0
各派に属しない議員	11(1)	1	2	3	0	8(1)	8(1)
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
合 計	252(43)	50(13)	76(10)	126(23)	50(10)	76(10)	126(20)

() 内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覧

(召集日 平成10. 7. 30現在)

無印の議員は平成13年 7 月22日任期満了を、○印の議員は平成16年 7 月25日任期満了を示す。
また、() 内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党】

(105名)

○阿南 一成 (比 例)	阿部 正俊 (山 形)	○青木 幹雄 (島 根)
○有馬 朗人 (比 例)	○井上 吉夫 (鹿児島)	○井上 裕 (千 葉)
石井 道子 (比 例)	石川 弘 (比 例)	石渡 清元 (神奈川)
○市川 一朗 (宮 城)	岩井 國臣 (比 例)	○岩城 光英 (福 島)
岩崎 純三 (栃 木)	○岩永 浩美 (佐 賀)	○上杉 光弘 (宮 崎)
○上野 公成 (群 馬)	海老原 義彦 (比 例)	尾辻 秀久 (比 例)
○大島 慶久 (比 例)	大野 つや子 (岐 阜)	太田 豊秋 (福 島)
○岡 利定 (比 例)	岡野 裕 (比 例)	○加藤 紀文 (岡 山)
○加納 時男 (比 例)	狩野 安 (茨 城)	鹿熊 安正 (富 山)
景山 俊太郎 (島 根)	片山 虎之助 (岡 山)	金田 勝年 (秋 田)
釜本 邦茂 (比 例)	鎌田 要人 (鹿児島)	○亀井 郁夫 (広 島)
亀谷 博昭 (宮 城)	○河本 英典 (滋 賀)	○木村 仁 (熊 本)
○岸 宏一 (山 形)	北岡 秀二 (徳 島)	○久世 公堯 (比 例)
○久野 恒一 (茨 城)	国井 正幸 (栃 木)	倉田 寛之 (千 葉)
小山 孝雄 (比 例)	鴻池 祥肇 (兵 庫)	○佐々木 知子 (比 例)
○佐藤 昭郎 (比 例)	佐藤 泰三 (埼 玉)	○斉藤 滋宣 (秋 田)
○坂野 重信 (鳥 取)	清水 嘉与子 (比 例)	塩崎 恭久 (愛 媛)
陣内 孝雄 (佐 賀)	須藤 良太郎 (比 例)	末広 まきこ (愛 知)
鈴木 政二 (愛 知)	鈴木 正孝 (静 岡)	世耕 政隆 (和歌山)
田浦 直 (長 崎)	○田中 直紀 (新 潟)	田村 公平 (高 知)
竹山 裕 (静 岡)	武見 敬三 (比 例)	谷川 秀善 (大 阪)
常田 享詳 (鳥 取)	○中川 義雄 (北海道)	中島 真人 (山 梨)
○中曽根 弘文 (群 馬)	中原 爽 (比 例)	○仲道 俊哉 (大 分)
○永田 良雄 (富 山)	長峯 基 (宮 崎)	成瀬 守重 (比 例)
西田 吉宏 (京 都)	○野沢 太三 (比 例)	○野間 赳 (愛 媛)
○南野 知恵子 (比 例)	長谷川 道郎 (新 潟)	橋本 聖子 (比 例)
馳 浩 (石 川)	畑 恵 (比 例)	○服部 三男雄 (奈 良)
林 芳正 (山 口)	○日出 英輔 (比 例)	平田 耕一 (三 重)
保坂 三蔵 (東 京)	真鍋 賢二 (香 川)	○松谷 蒼一郎 (長 崎)
松村 龍二 (福 井)	三浦 一水 (熊 本)	水島 裕 (比 例)
溝手 顕正 (広 島)	○村上 正邦 (比 例)	○森下 博之 (高 知)
○森田 次夫 (比 例)	○森山 裕 (鹿児島)	○矢野 哲朗 (栃 木)
○山内 俊夫 (香 川)	○山崎 正昭 (福 井)	○山下 善彦 (静 岡)
山本 一太 (群 馬)	依田 智治 (比 例)	吉川 芳男 (新 潟)
○吉村 剛太郎 (福 岡)	○若林 正俊 (長 野)	○脇 雅史 (比 例)

【 民 主 党 ・ 新 緑 風 会 】

(5 4 名)

足立	良平 (比 例)	○浅尾	慶一郎 (神奈川)	朝日	俊弘 (比 例)
伊藤	基隆 (比 例)	石田	美栄 (岡 山)	○今井	澄 (比 例)
今泉	昭 (比 例)	○江田	五月 (岡 山)	○江本	孟紀 (比 例)
小川	勝也 (北海道)	○小川	敏夫 (東 京)	岡崎	トミ子 (宮 城)
○勝木	健司 (比 例)	○川橋	幸子 (比 例)	○木俣	佳丈 (愛 知)
○北澤	俊美 (長 野)	久保	亘 (鹿児島)	○郡司	彰 (茨 城)
小林	元 (茨 城)	○小宮山	洋子 (比 例)	小山	峰男 (長 野)
○興石	東 (山 梨)	○佐藤	泰介 (愛 知)	○佐藤	雄平 (福 島)
齋藤	勁 (神奈川)	○櫻井	充 (宮 城)	笹野	貞子 (京 都)
○高嶋	良充 (比 例)	竹村	泰子 (比 例)	○千葉	景子 (神奈川)
角田	義一 (群 馬)	寺崎	昭久 (比 例)	○内藤	正光 (比 例)
○直嶋	正行 (比 例)	○長谷川	清 (比 例)	平田	健二 (岐 阜)
○広中	和歌子 (千 葉)	○福山	哲郎 (京 都)	○藤井	俊男 (埼 玉)
○堀	利和 (比 例)	○本田	良一 (熊 本)	前川	忠夫 (比 例)
松崎	俊久 (比 例)	○松田	岩夫 (岐 阜)	松前	達郎 (比 例)
○円	より子 (比 例)	○峰崎	直樹 (北海道)	○本岡	昭次 (兵 庫)
○築瀬	進 (栃 木)	○柳田	稔 (広 島)	○山下	八洲夫 (岐 阜)
吉田	之久 (奈 良)	和田	洋子 (福 島)	○藁科	満治 (比 例)

【 公 明 】

(2 4 名)

○荒木	清寛 (比 例)	魚住	裕一郎 (東 京)	海野	義孝 (比 例)
大森	礼子 (比 例)	加藤	修一 (比 例)	○風間	昶 (比 例)
木庭	健太郎 (福 岡)	○沢	たまき (比 例)	白浜	一良 (大 阪)
高野	博師 (埼 玉)	但馬	久美 (比 例)	○続	訓弘 (比 例)
○鶴岡	洋 (比 例)	○浜田	卓二郎 (埼 玉)	○浜四津	敏子 (東 京)
○日笠	勝之 (比 例)	○弘友	和夫 (福 岡)	福本	潤一 (比 例)
益田	洋介 (比 例)	松	あきら (神奈川)	○森本	晃司 (比 例)
○山下	栄一 (大 阪)	山本	保 (愛 知)	渡辺	孝男 (比 例)

【 日 本 共 産 党 】

(2 3 名)

阿部	幸代 (埼 玉)	○井上	美代 (東 京)	○池田	幹幸 (比 例)
○市田	忠義 (比 例)	○岩佐	恵美 (比 例)	緒方	靖夫 (東 京)
○大沢	辰美 (兵 庫)	笠井	亮 (比 例)	○小池	晃 (比 例)
○小泉	親司 (比 例)	須藤	美也子 (比 例)	○立木	洋 (比 例)
○富樫	練三 (埼 玉)	○西山	登紀子 (京 都)	橋本	敦 (比 例)
○畑野	君枝 (神奈川)	○八田	ひろ子 (愛 知)	○林	紀子 (比 例)
筆坂	秀世 (比 例)	○宮本	岳志 (大 阪)	山下	芳生 (大 阪)
○吉岡	吉典 (比 例)	吉川	春子 (比 例)		

【社会民主党・護憲連合】

(14名)

○大淵 絹子 (新潟)	○大脇 雅子 (比例)	梶原 敬義 (大分)
菅野 壽 (比例)	日下部 禧代子 (比例)	清水 澄子 (比例)
谷本 巍 (比例)	照屋 寛徳 (沖縄)	田 英夫 (東京)
○福島 瑞穂 (比例)	○渕上 貞雄 (比例)	三重野 栄子 (福岡)
村沢 牧 (長野)	○山本 正和 (比例)	

【自由党】

(12名)

阿曾田 清 (熊本)	○泉 信也 (比例)	○入澤 肇 (比例)
扇 千景 (比例)	田村 秀昭 (比例)	高橋 令則 (岩手)
○月原 茂皓 (比例)	○鶴保 庸介 (和歌山)	戸田 邦司 (比例)
○平野 貞夫 (比例)	星野 朋市 (比例)	○渡辺 秀央 (比例)

【二院クラブ・自由連合】

(4名)

石井 一二 (兵庫)	佐藤 道夫 (比例)	○島袋 宗康 (沖縄)
○西川 きよし (大阪)		

【新党さきがけ】

(3名)

奥村 展三 (滋賀)	堂本 暁子 (比例)	水野 誠一 (比例)
------------	------------	------------

【改革クラブ】

(3名)

岩瀬 良三 (千葉)	菅川 健二 (広島)	山崎 力 (青森)
------------	------------	-----------

【各派に属しない議員】

(10名)

○岩本 荘太 (石川)	○海野 徹 (静岡)	○斎藤 十朗 (三重)
○椎名 素夫 (岩手)	菅野 久光 (北海道)	○田名部 匡省 (青森)
○高橋 紀世子 (徳島)	友部 達夫 (比例)	○中村 敦夫 (東京)
○松岡 満壽男 (山口)		

4 議員の異動

第142回国会終了日（平成10年6月18日）以降における議員の異動である。

○死去

永田 良雄君（自 民・富 山） 10. 8. 22
世耕 政隆君（自 民・和歌山） 10. 9. 25

○繰上補充当選

谷林 正昭君（富 山） 10. 9. 1 永田 良雄君の繰り上げ

○会派解消

「二院クラブ」 10. 7. 25 議員1名となり解消

○会派結成

「二院クラブ・自由連合」 10. 7. 27 島袋 宗康君（沖縄）（代表）
石井 一二君（兵庫）
佐藤 道夫君（比例）
西川 きよし君（大阪）

○所属会派異動

水島 裕君（民 主・比 例） 10. 7. 24 民主党・新緑風会を退会、自由民主党
へ入会
斎藤 十朗君（自 民・三 重） 10. 7. 30 自由民主党を退会
菅野 久光君（民 主・北海道） 10. 7. 30 民主党・新緑風会を退会
谷林 正昭君（ 無 ・富 山） 10. 9. 1 民主党・新緑風会へ入会
岩瀬 良三君（改 ク・千 葉） 10. 10. 16 改革クラブを退会

○会派所属

——7. 27 自由民主党へ入会——

阿南 一成君（比 例）	青木 幹雄君（島 根）	有馬 朗人君（比 例）
井上 吉夫君（鹿児島）	井上 裕君（千 葉）	市川 一朗君（宮 城）
岩城 光英君（福 島）	岩永 浩美君（佐 賀）	上杉 光弘君（宮 崎）
上野 公成君（群 馬）	大島 慶久君（比 例）	岡 利定君（比 例）
加藤 紀文君（岡 山）	加納 時男君（比 例）	亀井 郁夫君（広 島）
河本 英典君（滋 賀）	木村 仁君（熊 本）	岸 宏一君（山 形）
久世 公堯君（比 例）	久野 恒一君（茨 城）	佐々木 知子君（比 例）
佐藤 昭郎君（比 例）	斉藤 滋宣君（秋 田）	斎藤 十朗君（三 重）

坂野	重信君 (鳥 取)	田中	直紀君 (新 潟)	中川	義雄君 (北海道)
中曾根	弘文君 (群 馬)	仲道	俊哉君 (大 分)	永田	良雄君 (富 山)
野沢	太三君 (比 例)	野間	赳君 (愛 媛)	南野	知恵子君 (比 例)
服部	三男雄君 (奈 良)	日出	英輔君 (比 例)	松谷	蒼一郎君 (長 崎)
村上	正邦君 (比 例)	森下	博之君 (高 知)	森田	次夫君 (比 例)
森山	裕君 (鹿 児 島)	矢野	哲朗君 (栃 木)	山内	俊夫君 (香 川)
山崎	正昭君 (福 井)	山下	善彦君 (静 岡)	吉村	剛太郎君 (福 岡)
若林	正俊君 (長 野)	脇	雅史君 (比 例)		

——7.27 民主党・新緑風会へ入会——

浅尾	慶一郎君 (神奈川)	今井	澄君 (比 例)	江田	五月君 (岡 山)
江本	孟紀君 (比 例)	小川	敏夫君 (東 京)	勝木	健司君 (比 例)
川橋	幸子君 (比 例)	木俣	佳丈君 (愛 知)	北澤	俊美君 (長 野)
郡司	彰君 (茨 城)	小宮山	洋子君 (比 例)	輿石	東君 (山 梨)
佐藤	泰介君 (愛 知)	佐藤	雄平君 (福 島)	櫻井	充君 (宮 城)
高嶋	良充君 (比 例)	千葉	景子君 (神奈川)	内藤	正光君 (比 例)
直嶋	正行君 (比 例)	長谷川	清君 (比 例)	広中	和歌子君 (千 葉)
福山	哲郎君 (京 都)	藤井	俊男君 (埼 玉)	堀	利和君 (比 例)
本田	良一君 (熊 本)	松崎	俊久君 (比 例)	松田	岩夫君 (岐 阜)
円	より子君 (比 例)	峰崎	直樹君 (北海道)	本岡	昭次君 (兵 庫)
築瀬	進君 (栃 木)	柳田	稔君 (広 島)	山下	八洲夫君 (岐 阜)
藁科	満治君 (比 例)				

——7.27 公明へ入会——

荒木	清寛君 (比 例)	風間	昶君 (比 例)	沢	たまき君 (比 例)
続	訓弘君 (比 例)	鶴岡	洋君 (比 例)	浜田	卓二郎君 (埼 玉)
浜四津	敏子君 (東 京)	日笠	勝之君 (比 例)	弘友	和夫君 (福 岡)
森本	晃司君 (比 例)	山下	栄一君 (大 阪)		

——7.27 日本共産党へ入会——

井上	美代君 (東 京)	池田	幹幸君 (比 例)	市田	忠義君 (比 例)
岩佐	恵美君 (比 例)	大沢	辰美君 (兵 庫)	小池	晃君 (比 例)
小泉	親司君 (比 例)	立木	洋君 (比 例)	富樫	練三君 (埼 玉)
西山	登紀子君 (京 都)	畑野	君枝君 (神奈川)	八田	ひろ子君 (愛 知)
林	紀子君 (比 例)	宮本	岳志君 (大 阪)	吉岡	吉典君 (比 例)

——7.27 社会民主党・護憲連合へ入会——

大淵	絹子君 (新 潟)	大脇	雅子君 (比 例)	福島	瑞穂君 (比 例)
淵上	貞雄君 (比 例)	山本	正和君 (比 例)		

——7.27 自由党へ入会——

泉	信也君（比 例）	入澤	肇君（比 例）	月原	茂皓君（比 例）
鶴保	庸介君（和歌山）	平野	貞夫君（比 例）	渡辺	秀央君（比 例）

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【総務委員会】

(21名)

委員長	竹村	泰子 (民主)	石井	道子 (自民)	浜四津	敏子 (公明)
理事	海老原	義彦 (自民)	鴻池	祥肇 (自民)	日笠	勝之 (公明)
理事	岡	利定 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	阿部	幸代 (共産)
理事	佐藤	泰三 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	吉川	春子 (共産)
理事	江田	五月 (民主)	足立	良平 (民主)	山本	正和 (社民)
理事	月原	茂皓 (自由)	今井	澄 (民主)	堂本	暁子 (さき)
	青木	幹雄 (自民)	松田	岩夫 (民主)	椎名	素夫 (無)

(10. 8. 11 現在)

【法務委員会】

(21名)

委員長	荒木	清寛 (公明)	有馬	朗人 (自民)	藁科	満治 (民主)
理事	石渡	清元 (自民)	井上	裕 (自民)	橋本	敦 (共産)
理事	大野	つや子 (自民)	岡野	裕 (自民)	福島	瑞穂 (社民)
理事	円	より子 (民主)	永田	良雄 (自民)	海野	徹 (無)
理事	大森	礼子 (公明)	吉川	芳男 (自民)	斎藤	十朗 (無)
理事	平野	貞夫 (自由)	角田	義一 (民主)	中村	敦夫 (無)
	阿部	正俊 (自民)	本岡	昭次 (民主)	松岡	満壽男 (無)

(10. 8. 20 現在)

【地方行政・警察委員会】

(21名)

委員長	小山	峰男 (民主)	鎌田	要人 (自民)	藤井	俊男 (民主)
理事	釜本	邦茂 (自民)	木村	仁 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	松村	龍二 (自民)	久世	公堯 (自民)	白浜	一良 (公明)
理事	輿石	東 (民主)	竹山	裕 (自民)	八田	ひろ子 (共産)
理事	山下	八洲夫 (民主)	谷川	秀善 (自民)	照屋	寛徳 (社民)
理事	富樫	練三 (共産)	保坂	三蔵 (自民)	高橋	令則 (自由)
	阿南	一成 (自民)	高嶋	良充 (民主)	岩瀬	良三 (改ク)

(10. 8. 11 現在)

【 外 交 ・ 防 衛 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	河本	英典 (自民)	亀谷	博昭 (自民)	吉田	之久 (民主)
理 事	依田	智治 (自民)	佐々木	知子 (自民)	統	訓弘 (公明)
理 事	吉村	剛太郎 (自民)	鈴木	正孝 (自民)	立木	洋 (共産)
理 事	柳田	稔 (民主)	村上	正邦 (自民)	田	英夫 (社民)
理 事	高野	博師 (公明)	森山	裕 (自民)	田村	秀昭 (自由)
理 事	小泉	親司 (共産)	木俣	佳丈 (民主)	佐藤	道夫 (二連)
	岩崎	純三 (自民)	齋藤	勁 (民主)	山崎	力 (改夕)

(10. 8. 11 現在)

【 財 政 ・ 金 融 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	勝木	健司 (民主)	片山	虎之助 (自民)	広中	和歌子 (民主)
理 事	石川	弘 (自民)	西田	吉宏 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理 事	金田	勝年 (自民)	服部	三男雄 (自民)	浜田	卓二郎 (公明)
理 事	伊藤	基隆 (民主)	林	芳正 (自民)	笠井	亮 (共産)
理 事	益田	洋介 (公明)	日出	英輔 (自民)	三重野	栄子 (社民)
理 事	池田	幹幸 (共産)	平田	耕一 (自民)	星野	朋市 (自由)
	岩井	國臣 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	菅川	健二 (改夕)

(10. 8. 11 現在)

【 文 教 ・ 科 学 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	南野	知恵子 (自民)	亀井	郁夫 (自民)	本岡	昭次 (民主)
理 事	狩野	安 (自民)	北岡	秀二 (自民)	山下	栄一 (公明)
理 事	馳	浩 (自民)	世耕	政隆 (自民)	畑野	君枝 (共産)
理 事	江本	孟紀 (民主)	仲道	俊哉 (自民)	林	紀子 (共産)
理 事	松	あきら (公明)	橋本	聖子 (自民)	菅野	壽 (社民)
理 事	日下部	禧代子 (社民)	石田	美栄 (民主)	扇	千景 (自由)
	井上	吉夫 (自民)	佐藤	泰介 (民主)	奥村	展三 (さき)

(10. 8. 11 現在)

【 国 民 福 祉 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	尾辻	秀久 (自民)	塩崎	恭久 (自民)	堀	利和 (民主)
理 事	清水	嘉与子 (自民)	武見	敬三 (自民)	松崎	俊久 (民主)
理 事	常田	享詳 (自民)	中原	爽 (自民)	沢	たまき (公明)
理 事	朝日	俊弘 (民主)	水島	裕 (自民)	井上	美代 (共産)
理 事	渡辺	孝男 (公明)	森田	次夫 (自民)	清水	澄子 (社民)
理 事	小池	晃 (共産)	櫻井	充 (民主)	入澤	肇 (自由)
	久野	恒一 (自民)	直嶋	正行 (民主)	西川	きよし (二連)

(10. 8. 11 現在)

【 労 働 ・ 社 会 政 策 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	吉岡	古典 (共産)	大島	慶久 (自民)	山本	保 (公明)
理 事	末広	まきこ (自民)	斉藤	滋宣 (自民)	市田	忠義 (共産)
理 事	田浦	直 (自民)	鈴木	政二 (自民)	大脇	雅子 (社民)
理 事	溝手	顕正 (自民)	山崎	正昭 (自民)	鶴保	庸介 (自由)
理 事	笹野	貞子 (民主)	今泉	昭 (民主)	田名部	匡省 (無)
理 事	長谷川	清 (民主)	小宮山	洋子 (民主)	高橋	紀世子 (無)
	上杉	光弘 (自民)	但馬	久美 (公明)	友部	達夫 (無)

(10. 8. 11 現在)

【 農 林 水 産 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	野間	赳 (自民)	国井	正幸 (自民)	郡司	彰 (民主)
理 事	岩永	浩美 (自民)	佐藤	昭郎 (自民)	風間	昶 (公明)
理 事	三浦	一水 (自民)	中川	義雄 (自民)	木庭	健太郎 (公明)
理 事	和田	洋子 (民主)	長峯	基 (自民)	大沢	辰美 (共産)
理 事	須藤	美也子 (共産)	森下	博之 (自民)	谷本	巍 (社民)
理 事	村沢	牧 (社民)	小川	敏夫 (民主)	阿曾田	清 (自由)
	岸	宏一 (自民)	久保	亘 (民主)	石井	一二 (二連)

(10. 8. 11 現在)

【 経 済 ・ 産 業 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	須藤	良太郎 (自民)	加納	時男 (自民)	本田	良一 (民主)
理 事	成瀬	守重 (自民)	倉田	寛之 (自民)	前川	忠夫 (民主)
理 事	畑	恵 (自民)	小山	孝雄 (自民)	海野	義孝 (公明)
理 事	築瀬	進 (民主)	中島	眞人 (自民)	加藤	修一 (公明)
理 事	山下	芳生 (共産)	中曾根	弘文 (自民)	西山	登紀子 (共産)
理 事	梶原	敬義 (社民)	平田	健二 (民主)	渡辺	秀央 (自由)
	上野	公成 (自民)	福山	哲郎 (民主)	水野	誠一 (さき)

(10. 8. 11 現在)

【 交 通 ・ 情 報 通 信 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	小林	元 (民主)	鹿熊	安正 (自民)	内藤	正光 (民主)
理 事	加藤	紀文 (自民)	田中	直紀 (自民)	松前	達郎 (民主)
理 事	景山	俊太郎 (自民)	野沢	太三 (自民)	鶴岡	洋 (公明)
理 事	寺崎	昭久 (民主)	山内	俊夫 (自民)	筆坂	秀世 (共産)
理 事	森本	晃司 (公明)	山本	一太 (自民)	宮本	岳志 (共産)
理 事	渕上	貞雄 (社民)	若林	正俊 (自民)	戸田	邦司 (自由)
	岩城	光英 (自民)	川橋	幸子 (民主)	岩本	荘太 (無)

(10. 8. 11 現在)

【国土・環境委員会】

(21名)

委員長	陣内 孝雄 (自民)	坂野 重信 (自民)	佐藤 雄平 (民主)
理事	太田 豊秋 (自民)	田村 公平 (自民)	弘友 和夫 (公明)
理事	松谷 蒼一郎 (自民)	長谷川 道郎 (自民)	岩佐 恵美 (共産)
理事	小川 勝也 (民主)	山下 善彦 (自民)	大渕 絹子 (社民)
理事	福本 潤一 (公明)	脇 雅史 (自民)	泉 信也 (自由)
理事	緒方 靖夫 (共産)	岡崎 トミ子 (民主)	島袋 宗康 (二連)
	市川 一朗 (自民)	北澤 俊美 (民主)	菅野 久光 (無)

(10. 8. 11 現在)

【 予 算 委 員 会 】

(45名)

委員長	倉田 寛之	(自民)	岸 宏一	(自民)	峰崎 直樹	(民主)
理事	鴻池 祥肇	(自民)	斉藤 滋宣	(自民)	築瀬 進	(民主)
理事	野沢 太三	(自民)	常田 享詳	(自民)	加藤 修一	(公明)
理事	林 芳正	(自民)	長谷川 道郎	(自民)	高野 博師	(公明)
理事	矢野 哲朗	(自民)	松谷 蒼一郎	(自民)	浜田 卓二郎	(公明)
理事	今井 澄	(民主)	溝手 颯正	(自民)	市田 忠義	(共産)
理事	平田 健二	(民主)	依田 智治	(自民)	小池 晃	(共産)
理事	山下 栄一	(公明)	吉村 剛太郎	(自民)	須藤 美也子	(共産)
理事	笠井 亮	(共産)	若林 正俊	(自民)	日下部 禧代子	(社民)
理事	大淵 絹子	(社民)	伊藤 基隆	(民主)	照屋 寛徳	(社民)
	市川 一朗	(自民)	江田 五月	(民主)	入澤 肇	(自由)
	岩井 國臣	(自民)	小川 勝也	(民主)	月原 茂皓	(自由)
	大野 つや子	(自民)	直嶋 正行	(民主)	西川 きよし	(二連)
	狩野 安	(自民)	広中 和歌子	(民主)	奥村 展三	(さき)
	金田 勝年	(自民)	福山 哲郎	(民主)	菅川 健二	(改ク)

(10. 8. 12 現在)

【決算委員会】

(30名)

委員長	久世 公堯	(自民)	佐々木 知子	(自民)	佐藤 雄平	(民主)
理事	鹿熊 安正	(自民)	佐藤 昭郎	(自民)	円 より子	(民主)
理事	鎌田 要人	(自民)	清水 嘉与子	(自民)	山下 八洲夫	(民主)
理事	中原 爽	(自民)	永田 良雄	(自民)	益田 洋介	(公明)
理事	佐藤 泰介	(民主)	平田 耕一	(自民)	渡辺 孝男	(公明)
理事	山本 保	(公明)	松村 龍二	(自民)	阿部 幸代	(共産)
理事	鶴保 庸介	(自由)	水島 裕	(自民)	緒方 靖夫	(共産)
	岩城 光英	(自民)	浅尾 慶一郎	(民主)	八田 ひろ子	(共産)
	岡 利定	(自民)	岡崎 トミ子	(民主)	大脇 雅子	(社民)
	加納 時男	(自民)	川橋 幸子	(民主)	福島 瑞穂	(社民)

(10. 8. 12 現在)

【行政監視委員会】

(30名)

委員長	続	訓弘 (公明)	木村	仁 (自民)	櫻井	充 (民主)
理事	大島	慶久 (自民)	坂野	重信 (自民)	長谷川	清 (民主)
理事	塩崎	恭久 (自民)	田浦	直 (自民)	大森	礼子 (公明)
理事	鈴木	正孝 (自民)	馳	浩 (自民)	松	あきら (公明)
理事	田村	公平 (自民)	山内	俊夫 (自民)	岩佐	恵美 (共産)
理事	千葉	景子 (民主)	脇	雅史 (自民)	小泉	親司 (共産)
理事	渡辺	秀央 (自由)	小川	敏夫 (民主)	富樫	練三 (共産)
	阿南	一成 (自民)	小林	元 (民主)	梶原	敬義 (社民)
	海老原	義彦 (自民)	小宮山	洋子 (民主)	高橋	令則 (自由)
	加藤	紀文 (自民)	輿石	東 (民主)	石井	一二 (二連)

(10. 8. 12 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	岡野	裕 (自民)	中川	義雄 (自民)	前川	忠夫 (民主)
理事	上野	公成 (自民)	仲道	俊哉 (自民)	但馬	久美 (公明)
理事	鈴木	政二 (自民)	成瀬	守重 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	西田	吉宏 (自民)	森下	博之 (自民)	林	紀子 (共産)
理事	今泉	昭 (民主)	森田	次夫 (自民)	谷本	巍 (社民)
理事	藁科	満治 (民主)	森山	裕 (自民)		(10. 8. 7 現在)
理事	風間	昶 (公明)	山下	善彦 (自民)		
理事	吉川	春子 (共産)	笹野	貞子 (民主)		
理事	三重野	栄子 (社民)	高嶋	良充 (民主)		
理事	戸田	邦司 (自由)	堀	利和 (民主)		

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	成瀬	守重 (自民)	西田	吉宏 (自民)	風間	昶 (公明)
	上野	公成 (自民)	森下	博之 (自民)	弘友	和夫 (公明)
	鈴木	政二 (自民)	今泉	昭 (民主)	吉川	春子 (共産)
	中川	義雄 (自民)	高嶋	良充 (民主)	三重野	栄子 (社民)
	仲道	俊哉 (自民)	藁科	満治 (民主)	戸田	邦司 (自由)

(10. 8. 20 現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	前川	忠夫 (民主)	森山	裕 (自民)	風間	昶 (公明)
	上野	公成 (自民)	山下	善彦 (自民)	但馬	久美 (公明)
	鈴木	政二 (自民)	今泉	昭 (民主)	吉川	春子 (共産)
	西田	吉宏 (自民)	堀	利和 (民主)	三重野	栄子 (社民)
	森田	次夫 (自民)	藁科	満治 (民主)	戸田	邦司 (自由)

(10. 8. 20 現在)

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	西山	登紀子 (共産)	石井	道子 (自民)	菅野	壽 (社民)
理事	岩崎	純三 (自民)	村上	正邦 (自民)	扇	千景 (自由)
理事	吉田	之久 (民主)	石田	美栄 (民主)	(10. 8. 12 現在)	
	井上	裕 (自民)	白浜	一良 (公明)		

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	海野	義孝 (公明)	鈴木	正孝 (自民)	藤井	俊男 (民主)
理事	長谷川	道郎 (自民)	田村	公平 (自民)	和田	洋子 (民主)
理事	松谷	蒼一郎 (自民)	森山	裕 (自民)	大沢	辰美 (共産)
理事	本岡	昭次 (民主)	依田	智治 (自民)	山下	芳生 (共産)
理事	但馬	久美 (公明)	脇	雅史 (自民)	大淵	絹子 (社民)
	市川	一朗 (自民)	江本	孟紀 (民主)	平野	貞夫 (自由)
	景山	俊太郎 (自民)	高嶋	良充 (民主)	(10. 8. 31 現在)	

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	立木	洋 (共産)	鎌田	要人 (自民)	松崎	俊久 (民主)
理事	佐藤	泰三 (自民)	中川	義雄 (自民)	風間	昶 (公明)
理事	橋本	聖子 (自民)	三浦	一水 (自民)	木庭	健太郎 (公明)
理事	峰崎	直樹 (民主)	森田	次夫 (自民)	小泉	親司 (共産)
理事	福本	潤一 (公明)	山内	俊夫 (自民)	照屋	寛徳 (社民)
	海老原	義彦 (自民)	笹野	貞子 (民主)	田村	秀昭 (自由)
	釜本	邦茂 (自民)	竹村	泰子 (民主)	(10. 8. 31 現在)	

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	松田	岩夫 (民主)	狩野	安 (自民)	山下	八洲夫 (民主)
理事	国井	正幸 (自民)	久野	恒一 (自民)	白浜	一良 (公明)
理事	平田	耕一 (自民)	末広	まきこ (自民)	緒方	靖夫 (共産)
理事	長谷川	清 (民主)	鈴木	政二 (自民)	畑野	君枝 (共産)
理事	加藤	修一 (公明)	山下	善彦 (自民)	淵上	貞雄 (社民)
	大野	つや子 (自民)	郡司	彰 (民主)	鶴保	庸介 (自由)
	太田	豊秋 (自民)	佐藤	雄平 (民主)	(10. 8. 31 現在)	

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(45名)

委員長	吉川	芳男 (自民)	亀井	郁夫 (自民)	柳田	稔 (民主)
理事	石渡	清元 (自民)	久野	恒一 (自民)	吉田	之久 (民主)
理事	大島	慶久 (自民)	佐藤	昭郎 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	田村	公平 (自民)	清水	嘉与子 (自民)	日笠	勝之 (公明)
理事	吉村	剛太郎 (自民)	田浦	直 (自民)	渡辺	孝男 (公明)
理事	伊藤	基隆 (民主)	長峯	基 (自民)	橋本	敦 (共産)
理事	佐藤	泰介 (民主)	畑	恵 (自民)	吉岡	吉典 (共産)
理事	弘友	和夫 (公明)	水島	裕 (自民)	吉川	春子 (共産)
理事	富樫	練三 (共産)	脇	雅史 (自民)	大脇	雅子 (社民)
理事	谷本	巍 (社民)	小川	勝也 (民主)	菅野	壽 (社民)
	阿南	一成 (自民)	川橋	幸子 (民主)	阿曾田	清 (自由)
	岩永	浩美 (自民)	櫻井	充 (民主)	星野	朋市 (自由)
	海老原	義彦 (自民)	寺崎	昭久 (民主)	石井	一二 (二連)
	太田	豊秋 (自民)	福山	哲郎 (民主)	奥村	展三 (さき)
	狩野	安 (自民)	本田	良一 (民主)	山崎	力 (改ク)

(10. 8. 31 現在)

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(45名)

委員長	坂野	重信 (自民)	佐々木	知子 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	石川	弘 (自民)	田中	直紀 (自民)	築瀬	進 (民主)
理事	岩井	國臣 (自民)	林	芳正 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	岡	利定 (自民)	日出	英輔 (自民)	浜田	卓二郎 (公明)
理事	塩崎	恭久 (自民)	平田	耕一 (自民)	益田	洋介 (公明)
理事	江田	五月 (民主)	松谷	蒼一郎 (自民)	池田	幹幸 (共産)
理事	齋藤	勁 (民主)	三浦	一水 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
理事	森本	晃司 (公明)	溝手	顕正 (自民)	宮本	岳志 (共産)
理事	笠井	亮 (共産)	山本	一太 (自民)	三重野	栄子 (社民)
理事	山本	正和 (社民)	浅尾	慶一郎 (民主)	村沢	牧 (社民)
	岩城	光英 (自民)	小川	敏夫 (民主)	入澤	肇 (自由)
	加納	時男 (自民)	木俣	佳丈 (民主)	渡辺	秀央 (自由)
	景山	俊太郎 (自民)	小宮山	洋子 (民主)	佐藤	道夫 (二連)
	金田	勝年 (自民)	角田	義一 (民主)	水野	誠一 (さき)
	木村	仁 (自民)	直嶋	正行 (民主)	菅川	健二 (改ク)

(10. 8. 31 現在)

〔日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会〕

(19名)

小委員長	築瀬	進 (民主)	浅尾	慶一郎 (民主)	山本	正和 (社民)
	石川	弘 (自民)	小川	敏夫 (民主)	渡辺	秀央 (自由)
	岩井	國臣 (自民)	齋藤	勁 (民主)	佐藤	道夫 (二連)
	岡	利定 (自民)	益田	洋介 (公明)	水野	誠一 (さき)
	金田	勝年 (自民)	森本	晃司 (公明)	菅川	健二 (改ク)
	塩崎	恭久 (自民)	緒方	靖夫 (共産)		(10. 9. 24 現在)
	林	芳正 (自民)	笠井	亮 (共産)		

【日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び 国有林野事業の改革等に関する特別委員会】

(35名)

委員長	中曾根	弘文 (自民)	齊藤	滋宣 (自民)	和田	洋子 (民主)
理事	加藤	紀文 (自民)	清水	嘉与子 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	鈴木	正孝 (自民)	常田	享詳 (自民)	日笠	勝之 (公明)
理事	成瀬	守重 (自民)	仲道	俊哉 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	川橋	幸子 (民主)	馳	浩 (自民)	須藤	美也子 (共産)
理事	寺崎	昭久 (民主)	依田	智治 (自民)	富樫	練三 (共産)
理事	魚住	裕一郎 (公明)	若林	正俊 (自民)	洲上	貞雄 (社民)
理事	宮本	岳志 (共産)	郡司	彰 (民主)	村沢	牧 (社民)
	市川	一朗 (自民)	佐藤	雄平 (民主)	戸田	邦司 (自由)
	岸	宏一 (自民)	谷林	正昭 (民主)	渡辺	秀央 (自由)
	国井	正幸 (自民)	藤井	俊男 (民主)	西川	きよし (二連)
	佐藤	昭郎 (自民)	山下	八洲夫 (民主)		(10. 10. 5 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会長	村上	正邦 (自民)	亀井	郁夫 (自民)	櫻井	充 (民主)
理事	野沢	太三 (自民)	佐々木	知子 (自民)	内藤	正光 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	塩崎	恭久 (自民)	高野	博師 (公明)
理事	石田	美栄 (民主)	常田	享詳 (自民)	笠井	亮 (共産)
理事	魚住	裕一郎 (公明)	馳	浩 (自民)	吉岡	古典 (共産)
理事	井上	美代 (共産)	服部	三男雄 (自民)	月原	茂皓 (自由)
理事	田	英夫 (社民)	若林	正俊 (自民)	島袋	宗康 (二連)
理事	田村	秀昭 (自由)	今井	澄 (民主)		(10. 8. 31 現在)
	加藤	紀文 (自民)	今泉	昭 (民主)		

理事	奥石	東 (民主)	斉藤	滋宣 (自民)	沢	たまき (公明)
理事	山本	保 (公明)	田中	直紀 (自民)	松	あきら (公明)
理事	畑野	君枝 (共産)	中原	爽 (自民)	西山	登紀子 (共産)
理事	日下部	禧代子 (社民)	日出	英輔 (自民)	清水	澄子 (社民)
理事	阿曾田	清 (自由)	松村	龍二 (自民)	(10. 8.31 現在)	
	石川	弘 (自民)	平田	健二 (民主)		

【共生社会に関する調査会】

(25名)

会 長	石井 道子 (自民)	佐藤 泰三 (自民)	小宮山 洋子 (民主)
理 事	釜本 邦茂 (自民)	清水 嘉与子 (自民)	高嶋 良充 (民主)
理 事	溝手 顕正 (自民)	末広 まきこ (自民)	前川 忠夫 (民主)
理 事	広中 和歌子 (民主)	仲道 俊哉 (自民)	山下 栄一 (公明)
理 事	大森 礼子 (公明)	橋本 聖子 (自民)	小池 晃 (共産)
理 事	林 紀子 (共産)	林 芳正 (自民)	堂本 暁子 (さき)
理 事	福島 瑞穂 (社民)	森下 博之 (自民)	岩瀬 良三 (改ク)
理 事	入澤 肇 (自由)	朝日 俊弘 (民主)	(10. 8. 31 現在)
	岩永 浩美 (自民)	岡崎 トミ子 (民主)	

【政治倫理審査会】

(15名)

会 長	岩崎 純三 (自民)	片山 虎之助 (自民)	鶴岡 洋 (公明)
幹 事	石渡 清元 (自民)	野沢 太三 (自民)	浜四津 敏子 (公明)
幹 事	中曾根 弘文 (自民)	村上 正邦 (自民)	橋本 敦 (共産)
幹 事	足立 良平 (民主)	北澤 俊美 (民主)	梶原 敬義 (社民)
	石井 道子 (自民)	松前 達郎 (民主)	扇 千景 (自由)
			(10. 8. 31 現在)

1 本会議審議経過

○平成10年7月30日（木）

事務総長は、国会法第7条の規定により、議長及び副議長が選挙されるまで、議長の職務を行うことを宣告した。

開 会 午前10時1分

日程第1 議長の選挙

本選挙は、無名投票の結果（投票総数247、過半数124）、斎藤十朗君が231票をもって当選した。

日程第2 副議長の選挙

本選挙は、無名投票の結果（投票総数248、過半数125）、菅野久光君が243票をもって当選した。

事務総長は、議長斎藤十朗君を議院に紹介した。

議長斎藤十朗君は、就任の挨拶をした。

事務総長は、副議長菅野久光君を議院に紹介した。

副議長菅野久光君は、就任の挨拶をした。

坂野重信君は、議長及び副議長に対し祝辞を述べた。

日程第3 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

休 憩 午前10時57分

再 開 午後1時31分

日程第4 会期の件

本件は、70日間とすることに決した。

議長は、本日橋本内閣総理大臣から内閣は総辞職することに決した旨の通知に接したことを報告した。

内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果（投票総数248、過半数125）、いずれも投票の過半数を得たものがないので、その最多数を得た衆議院議員小淵恵三君（103票）、同菅直人君（98票）について決選投票の結果（投票総数247）、菅直人君が142票をもって指名された。

議長は、衆議院において衆議院議員小淵恵三君を内閣総理大臣に指名した旨の通知に接している旨報告し、本院は内閣総理大臣の指名について両院協議会を求めなければならない旨を告げた。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後3時11分

内閣総理大臣の指名両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休 憩 午後3時13分

再 開 午後5時16分

内閣総理大臣の指名両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、内閣総理大臣の指名両院協議会参議院協議委員議長本岡昭次君から内閣総理大臣の指名両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

散 会 午後5時20分

○平成10年8月7日（金）

開 会 午前9時1分

日程第1 常任委員の選任

議長は、本院規則第30条の規定により各常任委員を指名した。

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総 務 委 員 長	竹村 泰子君
法 務 委 員 長	荒木 清寛君
地方行政・警察委員長	小山 峰男君
外 交 ・ 防 衛 委 員 長	河本 英典君
財 政 ・ 金 融 委 員 長	勝木 健司君
文 教 ・ 科 学 委 員 長	南野 知恵子君
国 民 福 祉 委 員 長	尾辻 秀久君
労働・社会政策委員長	吉岡 吉典君
農 林 水 産 委 員 長	野間 赳君
経 済 ・ 産 業 委 員 長	須藤 良太郎君
交通・情報通信委員長	小林 元君
国 土 ・ 環 境 委 員 長	陣内 孝雄君
予 算 委 員 長	倉田 寛之君
決 算 委 員 長	久世 公堯君
行 政 監 視 委 員 長	統 訓弘君
議 院 運 営 委 員 長	岡野 裕君
懲 罰 委 員 長	西山 登紀子君

休 憩 午前9時6分

再 開 午後2時6分

日程第3 国務大臣の演説に関する件

小渕内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後2時36分

○平成10年8月11日（火）

開 会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職24年に達した前議員平井卓志君、遠

藤要君、林田悠紀夫君、赤桐操君、青木薪次君、上田耕一郎君を院議をもって表彰することに決した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

本岡昭次君、青木幹雄君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散 会 午後零時13分

○平成10年8月12日（水）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

浜四津敏子君、立木洋君は、それぞれ質疑をした。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後1時1分

休憩前に引き続き、山本正和君、扇千景君、峰崎直樹君、石川弘君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散 会 午後3時17分

○平成10年8月31日（月）

開 会 午後3時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する調査のため委員45名から成る行財政改革・税制等に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員45名から成る金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

調査会設置の件

本件は、議長発議により、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る国民生活・経済に関する調査会、共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る共生社会に関する調査会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、調査会委員を指名した。

日程第1 政治倫理審査会委員の選任

議長は、参議院政治倫理審査会規程第7条の規定により政治倫理審査会委員を指名した。

散 会 午後3時6分

○平成10年9月3日（木）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（北朝鮮によるミサイル発射を受けての当面の対応に関する報告について）

本件は、高村外務大臣から報告があった後、吉村剛太郎君、広中和歌子君、高野博師君、小泉親司君、田英夫君、田村秀昭君がそれぞれ質疑をした。

北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議案（岡野裕君外8名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、岡野裕君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

小渕内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

散 会 午前11時42分

○平成10年9月7日（月）

開 会 午後1時1分

議長は、新たに当選した議員谷林正昭君を議院に紹介した後、同君を地方行政・警察委員に指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員照屋寛徳君、同予備員菅野久光君、裁判官訴追委員須藤良太郎君、真鍋賢二君、角田義一君、同予備員竹村泰子君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第2順位の太田豊秋君を第1順位とし、第5順位の阿部幸代君を第3順位とした。

裁判官弾劾裁判所裁判員

井上裕君、野沢太三君、江田五月君、千葉景子君

同予備員

魚住裕一郎君（第2順位）、大脇雅子君（第3順位）、渡辺秀央君（第4順位）

裁判官訴追委員

成瀬守重君、服部三男雄君、小川敏夫君、築瀬進君、益田洋介君、照屋寛徳君、田村秀昭君

同予備員

大森礼子君（第2順位）、福島瑞穂君（第4順位）、月原茂皓君（第5順位）

皇室会議予備議員

井上裕君（第1順位）

皇室経済会議予備議員

岩崎純三君（第1順位）、村沢牧君（第2順位）

検察官適格審査会委員

西田吉宏君、吉田之久君

同予備委員

海老原義彦君（西田吉宏君の予備委員）、谷本巍君（吉田之久君の予備委員）

国土審議会委員

青木幹雄君、大島慶久君、中曽根弘文君、北澤俊美君、山下栄一君、池田幹幸君
国土開発幹線自動車道建設審議会委員

青木幹雄君、片山虎之助君、佐藤雄平君、木庭健太郎君、岩佐恵美君

北海道開発審議会委員

中川義雄君、橋本聖子君、小川勝也君

日本ユネスコ国内委員会委員

大野つや子君、円より子君、松あきら君

日程第1 労働基準法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、甘利労働大臣から趣旨説明があった後、長谷川清君、但馬久美君、市田忠義君、大脇雅子君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後2時40分

○平成10年9月9日（水）

開 会 午前10時1分

議員永田良雄君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、角田義一君が哀悼の辞を述べた。

地球温暖化対策の推進に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、真鍋国務大臣から趣旨説明があった後、岡崎トミ子君、加藤修一君、岩佐恵美君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

散 会 午前11時27分

○平成10年9月18日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案（第142回国会本院提出、第143回国会衆議院送付）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 不正競争防止法の一部を改正する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時7分

○平成10年9月25日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（国際連合第53回総会及び日米首脳会談出席等に関する報告について）

本件は、小渕内閣総理大臣から報告があった後、松谷蒼一郎君、齋藤勁君、益田洋介君、山下芳生君、清水澄子君、月原茂皓君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 労働基準法の一部を改正する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対26にて可決された。

日程第3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）

日程第4 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）

以上両案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成205、反対26にて可決、日程第4は賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時8分

○平成10年9月30日（水）

開 会 午後2時1分

日程第1 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

散 会 午後2時9分

○平成10年10月2日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第3 日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第4 日本放送協会平成8年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上3件は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

散 会 午前10時12分

○平成10年10月5日（月）

開 会 午後1時6分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する調査のため委員35名から成る日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、科学技術会議議員に前田勝之助君、国会等移転審議会委員に新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野収君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江湛君、溝上恵君、宮島洋君、森亘君、鷺尾悦也君、公安審査委員会委員に大川隆康君、山崎恵美子君、運輸審議会委員に大堀太千男君、佐々木建成君、瀧田あゆち君、日本放送協会経営委員会委員に須田寛君、八島俊章君、中央労働委員会委員に岡部晃三君、諏訪康雄君、花見忠君、若菜允子君を任命することに、賛成204、反対25にて同意することに決し、宇宙開発委員会委員に澤田茂生君、中央労働委員会委員に谷口隆志君を任命することに、賛成193、反対36にて同意することに決し、国会等移転審議会委員に牧野洋一君、公害健康被害補償不服審査会委員に伊藤卓雄君、加藤信世君、中央更生保護審査会委員に深澤道子君、電波監理審議会委員に岩男寿美子君、日本放送協会経営委員会委員に宮崎満君、労働保険審査会委員に藤村誠君、中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、西田典之君、横溝正子君を任命することに賛成229、反対

0にて全会一致をもって同意することに決した。

- 日程第1 債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）、預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（趣旨説明）

本件は、衆議院議員保岡興治君、衆議院議員伊藤英成君、本院議員筆坂秀世君から順次趣旨説明があった後、岡利定君、足立良平君、森本晃司君、池田幹幸君、日下部禧代子君、渡辺秀央君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後4時39分

○平成10年10月7日（水）

開 会 午後零時2分

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、川崎運輸大臣、中川農林水産大臣、宮澤大蔵大臣から順次趣旨説明があった後、山下八洲夫君、魚住裕一郎君、宮本岳志君がそれぞれ質疑をした。

- 日程第1 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（衆議院送付）
- 日程第2 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（衆議院送付）
- 日程第3 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）（衆議院送付）
- 日程第4 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）（衆議院送付）
- 日程第5 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（衆議院送付）
- 日程第6 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員」）（衆議院送付）
- 日程第7 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)(衆議院送付)

以上7件は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって委員長報告(中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認)のとおり決した。

休 憩 午後1時33分

再 開 午後2時6分

会期延長の件

本件は、国会の会期を来る16日まで9日間延長することに決した。

散 会 午後2時7分

○平成10年10月9日(金)

開 会 午後零時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、青木幹雄君を指名した。

日程第1 当せん金付証票法の一部を改正する法律案(松村龍二君外6名発議)

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対22にて可決された。

日程第2 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成223、反対0にて全会一致をもって可決、日程第3は賛成199、反対22にて可決された。

日程第4 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対23にて可決された。

日程第5 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。
金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告が

あった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時23分

○平成10年10月12日（月）

開 会 午後零時1分

日程第1 **債権管理回収業に関する特別措置法案（衆議院提出）**

日程第2 **金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆議院提出）**

日程第3 **競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆議院提出）**

日程第4 **特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆議院提出）**

日程第5 **金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆議院提出）**

日程第6 **金融再生委員会設置法案（衆議院提出）**

日程第7 **預金保険法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

日程第8 **金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆議院提出）**

以上8案は、金融問題及び経済活性化に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成210、反対26にて可決、日程第2乃至第4及び日程第6乃至第8は賛成213、反対24にて可決、日程第5は賛成198、反対39にて可決された。

散 会 午後零時41分

○平成10年10月14日（水）

開 会 午後1時1分

議員世耕政隆君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、本岡昭次君が哀悼の辞を述べた。

日程第1 **国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 **中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（衆議院提出）**

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押し

ボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆議院提出、第143回国会衆議院送付）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（衆第15号）及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（参第10号）（趣旨説明）

以上は、日程に追加し、衆議院議員保岡興治君、本院議員本岡昭次君から順次趣旨説明があった後、江田五月君、海野義孝君、小池晃君がそれぞれ質疑をした。

休 憩 午後3時6分

再開するに至らなかった。

○平成10年10月15日（木）

開 会 午後零時1分

日程第1 **日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）**

日程第2 **国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）**

日程第3 **国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）**

日程第4 **森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）**

日程第5 **地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）**

日程第6 **一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会内閣提出、第143回国会衆議院送付）**

以上6件は、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成129、反対113にて可決、日程第2及び第3は賛成139、反対106にて可決、日程第4は賛成245、反対0にて全会一致をもって可決され、日程第5は賛成137、反対109にて承認することに決し、日程第6は賛成137、反対108にて可決された。

散 会 午後零時51分

○平成10年10月16日（金）

開 会 午後2時6分

平成10年度一般会計補正予算（第2号）

本案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、賛成158、反対87にて可決された。
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、金融問題及び経済活性化に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、賛成158、反対87にて可決された。

日程第1の請願

子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願外41件の請願

本請願は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長外3委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

総務委員会

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

法務委員会

- 法務及び司法行政等に関する調査

地方行政・警察委員会

- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査

外交・防衛委員会

- 外交、防衛等に関する調査

財政・金融委員会

- 財政及び金融等に関する調査

文教・科学委員会

- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査

国民福祉委員会

- 社会保障等に関する調査

労働・社会政策委員会

- 労働問題及び社会政策に関する調査

農林水産委員会

- 農林水産に関する調査

経済・産業委員会

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

交通・情報通信委員会

- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査

国土・環境委員会

- 国土整備及び環境保全等に関する調査

予算委員会

- 予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 平成8年度一般会計歳入歳出決算、平成8年度特別会計歳入歳出決算、平成8年度国税収納金整理資金受払計算書、平成8年度政府関係機関決算書
- 平成8年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成8年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

- 国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

- 行財政改革・税制等に関する調査

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

- 金融問題及び経済活性化に関する調査

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会

- 日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する調査

国際問題に関する調査会

- 国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 国民生活・経済に関する調査

共生社会に関する調査会

- 共生社会に関する調査

防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案（本岡昭次君外5名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、角田義一君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成140、反対103にて可決された。

事務総長辞任の件

本件は、これを許可することに決した。

事務総長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は堀川久士君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休 憩 午後4時2分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成10年8月7日（金）

【小渕内閣総理大臣の所信表明演説】

〔はじめに〕

このたび、私は、内閣総理大臣に任命されました。重責を担う身として、我が国が直面する重大な事態を直視するとき、「今日の勇気なくして明日の我が身はない」との感を強くいたしております。全身全霊を打ち込んで国政に取り組んでまいりたいと思っております。

現下の最大の問題は、長期化する景気の停滞と金融システムに対する信頼の低下であります。さきの参議院議員通常選挙において示されたのは、国民が何よりもまず我が国の経済情勢を極めて深刻に感じ、その一日も早い回復を願っているということでありました。私は、こうした国民の声を真摯に受けとめ、この内閣を経済再生内閣と位置づけ、果敢に取り組んでまいります。日本の金融システムが健全に機能し、日本経済が再生することこそ、アジアを初めとする世界に日本が貢献する最大の道であります。

今日の我が国経済の危機的状況を乗り越えるためには、国民の英知を結集することが何よりも重要であります。このため、私に直属する経済戦略会議を本日設置し、民間の方々や経済専門家を中心に検討していただくことといたしました。その上で、最終的な政策は、私みずからが決断し、実行いたしてまいりたいと思っております。また、私は、勤労者、中小企業の経営者の皆様などを初めとする国民の生の声に直接耳を傾け、私の考えをお話しする機会をできる限り設けてまいりたいと思っております。

今日、我が国は、急速な少子・高齢化、情報化、国際化などが進展する中で大きな変革期に直面しております。国民の間にも、我が国経済・社会の将来に対する不安感が生まれております。政治は、国民の不安感を払拭し、国民に夢と希望を与え、そして国民から信頼されるものでなければなりません。私は、この難局を切り開き、豊かで安心のできる社会を築き上げるため、政治主導のもと、責任の所在を明確にしながらスピーディーに政策を実行いたしてまいります決意であります。

国民の皆様並びに議員各位の御支援を心からお願いいたします。

〔日本経済再生に向けた決意〕

日本経済再生のためにまずなし遂げるべきことは、金融機関の不良債権問題の抜本的な処理であります。金融再生トータルプランに基づき、いわゆるブリッジバンク制度を早急に具体化するとともに、不動産担保つき不良債権に係る債権債務関係を迅速、円滑に処理するための組織、手続の整備などを図ってまいります。そのための所要の法案を既に今国会に提出し、関連する議員立法法案も提案されております。私は、預金者保護に万全を期し、金融再生までの期間を可能な限り短くすることを基本に据え、金融機関の不良債権処理に当たります。法案の速やかな成立に御理解と御協力をお願いいたします。

資金は社会の血液であり、その循環をつかさどる金融機関は心臓の役割を担っておりま

す。このため、部分の破綻が金融システム全体の危機を招くおそれがあります。私は、システム全体の危機的状況は絶対に起こさないうもりであります。金融再生トータルプランの実行に伴い、金融システムの再生のために公的資金を活用することとなりますが、その必要性について国民の皆様の御理解をいただけるよう、内閣を挙げて責任を持って取り組んでまいります。

他方、金融機関は国際的に通用する水準での情報開示を進め、みずから再編やリストラに果敢に取り組むことが必要であります。破綻した金融機関の経営者に対しては、経営責任、さらには民事、刑事上の厳格な責任が問われるべきであります。善意かつ健全な借り手に対しては十分に配慮する一方で、悪質な借り手についてはその責任が厳しく追及されることは当然であります。

私は、将来にわたり我が国社会が丈夫な心臓を持ち、隅々にまで血液が行き渡るよう金融システムの再生を図るとともに、いわゆる貸し渋り対策にも引き続き積極的に取り組んでまいります。金融機関相互の垣根の解消を目指し、利用しやすく信頼できる市場、制度の整備を進めるための金融システム改革は円の国際化の観点からも重要な取り組みであり、今後とも推進してまいります。

我が国の厳しい経済情勢を直視し、私は、財政構造改革法を当面凍結することとし、そのための法案を次の通常国会に提出いたします。また、景気回復に向け政治が主導して全力を尽くすことを内外に明らかにするため、平成11年度予算案の概算要求の基本方針は財政構造改革法の凍結を前提として設定いたします。

他方、将来の世代のことを考えるとき、中長期的な財政構造改革の必要性が否定されるものではありません。国鉄長期債務の処理、国有林野事業の債務の処理を含めた抜本的改革はもはや先送りの許されない状況にあり、継続審議となっております関連法案につきまして、速やかな成立に御協力をお願いいたします。

さらに、私は、一刻も早い景気回復を図るため、平成11年度に向け切れ目なく施策を実行すべく、事業規模で10兆円を超える第2次補正予算を編成いたします。その際、公共投資のあり方については、景気回復への効果を踏まえるとともに、従来の発想にとらわれることなく、21世紀を見据えた分野に重点化するなど、その見直しを行ってまいります。

また、経済構造改革の推進は経済の供給サイドを強化し、産業の高コスト構造の是正を図りながら中長期的な成長を高めることになり、極めて重要であります。米国や一部の欧州諸国の経済が80年代以降再生した過程も範としながら、規制緩和、行政改革、公的部門の民営化、税制改革等の施策を推進し、研究開発の振興を図り、すぐれたアイデアに人材、資金、技術が絶えず集まることを通じ、新たな産業が活発に生まれ、海外からも我が国の魅力的な事業環境を目指して企業が進出してくる社会をつくってまいりたいと存じます。ベンチャー企業を初めとする新規事業の育成、振興についても強力に推進してまいります。

税制については、我が国の将来を見据えたより望ましい制度の構築に向け、抜本的な見直しを展望しつつ、景気に最大配慮して6兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施いたします。

個人所得課税につきましては、国民の意欲を引き出せるような税制を目指し、所得税と住民税を合わせた税率の最高水準を50%に引き下げます。景気の現状に照らし、課税最低限は引き下げる環境にないと考えており、減税規模は4兆円を目途といたします。

法人課税につきましては、我が国企業が国際社会の中で十分競争力が発揮できるよう総合的な検討を行い、実効税率を40%程度に引き下げます。

所得課税の改正は来年1月以降、法人課税の改正は来年度以降、それぞれ実施することとし、関連法案を次の通常国会に提出するよう準備を進めます。

減税の財源としては、徹底した経費の節減、国有財産の処分などを進めながら当面は赤字国債を充てることといたします。長期的には、今後の経済の活性化の状況、行財政改革の推進等と関連づけて検討すべき課題だと考えております。

現在の雇用情勢は極めて厳しい状況にあります。雇用の確保に万全を期するとともに、雇用の先行き不安を払拭するため、産業構造や雇用慣行の変化に対応した能力開発対策、雇用環境の整備を積極的に進め、国民が希望に応じた多様な働き方ができるようにしてまいります。また、雇用の拡大、創出を目指し、今後成長が期待される情報通信、医療・福祉、環境等の分野における新規産業の創出に向け、信頼性の高い高速情報通信ネットワークの構築や利用技術の開発などに取り組んでまいります。あわせて、我が国雇用の約8割を占める中小企業の基盤強化、経営革新を強力に進めてまいります。

以上申し上げました政策を実行し、一兩年のうちに我が国経済を回復軌道に乗せるよう内閣の命運をかけて全力を尽くす覚悟であります。

〔よりよい社会の実現と構造改革の推進〕

経済・社会のグローバル化、少子・高齢化の急速な進展などを踏まえ、大量生産型近代工業社会に向かって整えられた我が国の社会システムを、21世紀における知恵の時代にふさわしいものに変革していくことも私の使命であります。橋本内閣が推進してきた基本理念を踏まえ、諸改革を進めてまいります。

行政改革につきましては、さきの通常国会で成立をいたしました中央省庁等改革基本法に基づき、政治主導のもと、2001年1月の新体制への移行開始を目標として、来年4月にも所要の法案を国会に提出することを目指します。このスケジュールは決して後退させません。あわせて、独立行政法人化等や業務の徹底した見直し、事前規制型から事後チェック型への行政の転換を基本とする規制緩和、地方分権の推進を通じ、中央省庁のスリム化を図ります。

以上の取り組みの結果として、10年の間に、国家公務員の定員は20%、コストは30%の削減を実現するよう努力をいたします。

また、地方分権推進計画を踏まえた関連法案を次の通常国会に提出するなど、国と地方の役割分担、費用負担のあり方を明確にしながら地方分権の一層の推進を図るとともに、地方公共団体の体制整備、行財政改革への取り組みを求めてまいります。これは、地域の活性化、均衡ある国土の発展のためにも極めて意義のあることであります。

国民に開かれた行政の実現を図ることも重要な課題であります。継続審議となっております情報公開法案については、速やかな成立に御協力をお願いいたします。また、行政、そしてリーダーシップを持って行政を指揮する立場にある政治のいずれもが国民からの信頼を確保するため、さきの国会に議員立法として御提案いただきました政治改革関連法案や国家公務員倫理法案につきましても、その早期成立を期待いたします。

安全な国民生活や公正な経済活動の基礎を支える司法制度につきましては、国民がより利用しやすいものとするため、制度全般の改革を進めてまいります。

また、現在のように急激に少子化が進むと、国力の源である人口の減少につながり、将来の社会経済に深刻な影響を与えます。子育ての経済的、肉体的、精神的な負担、職業との両立困難、住宅問題など、さまざまな制約を取り除き、個人が望むような結婚や出産などが選択できる環境を整備することは、社会全体で取り組むべき課題であります。

政府としても、子育てに携わっている若い世代など幅広い人々の参加のもとで、少子化への対応を考える有識者会議を設け議論を始めたところであり、結婚や出産に夢を持てる社会を築くことは時代を超えた非常に難しい課題であります。国民各層の知恵を合わせ展望を切り開いていきたいと考えております。これは、男女が共同して参画する社会をつくり上げていく上でも重要な課題であり、そうした社会を実現するための基本となる法律案を次の通常国会に提出いたします。

社会保障制度は、お年寄りを初めとするすべての国民の生活のよりどころとなるものであり、極めて重要なものであります。こうした機能を的確に果たしながら、少子・高齢化の進展等による国民負担の増加が見込まれる中で、効率的で安定した制度が構築できるよう改革を進めてまいります。とりわけ、医療、年金につきましては、将来にわたり国民皆保険、皆年金体制を維持していけるよう、具体案を提示して国民的議論を十分尽くしながら、制度全体の抜本的な見直しを図ってまいりたいと思います。また、民間活力も活用しながら介護保険制度の円滑な実施を進めてまいります。

次代を担う子供たちがたくましく心豊かに成長する、これは21世紀を確固たるものとするための基本であります。このため、まず、子供たちが自分の個性を伸ばし、自信を持って人生を歩み、豊かな人間性をはぐくむよう心の教育を充実させるとともに、多様な選択ができる学校制度を実現し、現場の自主性、自律性を尊重した学校づくりや国際的に通用する大学を目指した大胆な大学改革を推進するなど、教育改革の推進に引き続き力を注いでまいります。家庭、特に父親や地域社会にも積極的な役割を果たしていただきたいと考えております。

また、都市政策に力を注ぐとともに、農林水産業と農山漁村の発展を確保するため、食料・農業・農村に係る新しい基本法の制定に向けた検討を進めるなど、農政の抜本的な改革にも積極的に取り組んでまいります。

国民的な関心事項である地球環境問題に関しましては、6月に取りまとめた地球温暖化対策推進大綱の着実な実施などを図ってまいります。身近な不安となっておりますダイオキシン問題につきましては、その排出削減や調査研究を進め、いわゆる環境ホルモンの問題につきましては、人の健康への影響等に対する科学的な解明を進めるとともに、化学物質の安全管理のための新しい法的枠組みの導入を検討いたします。

また、和歌山市で発生した毒物混入事件など、国民の日常生活に不安を与える治安問題に断固として対応するのはもちろんであります。組織犯罪、コンピューターへの不正アクセス等を手段とするハイテク犯罪などに的確に対処するための対策も推進してまいります。

〔外交〕

内政と外交は表裏一体であります。現在、我が国は困難な状況に直面しておりますが、我が国に期待される責任を適切に果たすため、日本の安全と世界の平和の実現に向け、国際社会における地位にふさわしい役割を積極的かつ誠実に果たしてまいります。

日米関係は、引き続き我が国外交の基軸であり、安全保障、経済等広範な分野で良好にして強固な2国間関係を築くとともに、国際社会の諸問題に協力して取り組んでいくことが重要であります。私は、国会の御了承が得られますれば、9月にもクリントン大統領との会談の機会をぜひ持ちたいと考えております。

また、継続審議となった日米防衛協力のための指針関連法案等の成立、承認、米軍の施設・区域が集中する沖縄が抱える問題の解決は、新内閣におきましても引き続き重要課題であります。SACO最終報告の内容の実現を図り、あわせて沖縄の振興を図るため、沖縄県の協力と理解のもと、政府として全力を挙げて取り組んでまいります。

日ロ関係の改善につきましては、私は、橋本前総理が築かれた成果を踏まえ、さまざまな分野における関係を強化しながら、2000年までに東京宣言に基づいて平和条約を締結し、日ロ関係を完全に正常化するよう全力を尽くしてまいります。できればこの秋に、私みずから訪ロし、エリツィン大統領と会談いたしたいと考えております。

我が国の外交の最大の課題でありますアジア太平洋地域の平和と安定のため、この地域だけでなく、世界経済に不安定感を与えるアジア各国の通貨金融市場の混乱に対しては、IMFを中心とする国際的な枠組みを基本としながら、真剣に対応してまいりました。今後ともアジア各国の経済回復のため、できる限りの支援を実行し、主導的な役割を担ってまいります。

本年は日中平和友好条約締結20周年であり、9月には江沢民国家主席の訪日が予定されております。日本と中国は、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄に責任を有する国家として、単なる2国間関係にとどまらず、国際社会にも目を向けた対話と交流の一層の発展を図らなければなりません。

また、韓国との関係では、この秋の金大中大統領の訪日を控え、21世紀に向けて新たな日韓パートナーシップの構築を目指すとともに、漁業協定の締結に向けて努力を続けます。

北朝鮮につきましては、諸懸案の解決に努めつつ、朝鮮半島の平和と安定に資する形で日朝間の不正常な関係を正すよう、韓国等とも連携しながら取り組んでまいります。

国際社会の平和と安定への貢献も重要な課題であります。先日、私が外務大臣のときにタジキスタンに派遣した秋野豊さんを初めとする4名の方が非業の死を遂げられました。言葉では言いあらわせないほど悲しい事件であり、心から謹んでお悔やみを申し上げる次第であります。この犠牲をむだにすることなく、国連平和維持活動に参加する方々の安全を確保するため、国連要員等安全条約の早期発効に向けて各国にも積極的に働きかけてまいります。また、カンボジアにおける中田さん、高田さんの貴重な犠牲に思いをいたしながら、国連職員の安全対策のため、国連に対し、いわば秋野ファンドとして資金を拠出することといたしたいと思えます。

先般、インドとパキスタンが核実験を行いました。唯一の被爆国として非核三原則を堅持し、核軍縮・不拡散政策を推進してきた我が国としては、全く容認のできない行為であります。従来から機会あるごとに国際社会に対し我が国の考え方を訴えてまいりましたが、今後とも、8月末に発足する核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議等を通じ、不拡散体制の堅持、強化、核軍縮の促進、さらには核兵器のない世界を目指した現実的な取り組みにつき、世界に向けそのイニシアチブを発揮してまいりたいと思えます。

いわゆる対人地雷禁止条約につきましては、できるだけ早い発効のため、我が国として

も可能な限り早期の締結に努力をいたします。また、国連が時代の要請に適合した役割を果たすため、我が国の安保理常任理事国入りの問題も含め、国連改革の実現が必要と考えます。

外交は、単に政府だけの取り組みではその実は上がりません。国民の皆さんの御理解と御支援をいただきながら、私のモットーでもあります国民とともに歩む外交を推進してまいりたいと思います。

【むすび】

我が国の経済と社会は、依然として力強い基礎的条件を有しております。近年、対外資産残高は対外負債残高を上回り、純資産残高はおよそ120兆円と高水準のプラスであります。高い貯蓄率に支えられた豊富な個人金融資産はおおむね1,200兆円、また年間のGDPは500兆円を超え、いずれも世界第2位の規模であります。以上の数字から判断されるところ、日本の経済的な基礎条件は極めて強固であります。他方、社会秩序は良好であり、国民の教育水準、勤労モラルは極めて高い水準にあります。日本は、社会的にも実に強固な基盤を有しております。国民の皆さんには、日本という国に自信と誇りを持っていただきたいと思うのでございます。

こうした力強い基盤を持つ我が国は、現在の厳しい状況を乗り切れば、再び力強く前進すると考えます。私は、この国に「今日の信頼」を確立することで、「明日の安心」を確実なものとしたしたいと考えております。

21世紀を目前に控え、私は、この国のあるべき姿として、経済的な繁栄にとどまらず、国際社会の中で信頼されるような国、いわば富国有徳国家を目指すべきと考えております。来るべき新しい時代が、私たちや私たちの子孫にとって明るく希望に満ちた世の中であるためには、鬼手仏心を信条として、国民の英知を結集して次の時代を築く決意であります。私は、日本を信頼と安心のできる国にするため、その先頭に立って死力を尽くしてまいりたいと思います。

国民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力を心からお願いいたします。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は8月11日、12日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

本岡	昭次君（民主）	青木	幹雄君（自民）	浜四津	敏子君（公明）
立木	洋君（共産）	山本	正和君（社民）	扇	千景君（自由）
峰崎	直樹君（民主）	石川	弘君（自民）		

【政治姿勢】

○景気回復に向けての決意

景気の日も早い回復を願っている国民の声を真摯に受けとめ、この内閣を経済再生内

閣と位置づけ、不良債権の抜本的処理を初めとする経済再生の施策等を、政治主導のもと、責任の所在を明らかにしながら、スピーディーに実行することにより、一兩年のうちに我が国経済を回復軌道に乗せるよう、内閣の命運をかけて全力を尽くす覚悟である。

○解散・総選挙

日本経済の再生に向け、あらゆる施策を実行していくことこそが、この内閣に求められた最大の課題であることに思いをいたしたときに、私としては、現時点においては解散する意思はない。

〔不良債権〕

○不良債権処理

今般取りまとめた金融再生トータルプランの実施は、我が国経済の喫緊の課題である不良債権問題を解決するために不可欠なものである。野党に対しても、その提案に耳を傾けながら、関連法案の早期成立に向けて今後とも理解と協力を求めている。

○情報開示

本年3月期から、全国銀行について公認会計士による外部監査を前提に、米国SEC基準と同様の基準に従って不良債権の情報開示が既に行われている。また、来年3月期からは、全金融機関について連結ベースにより罰則つきで義務化することとしており、これにより不良債権の開示制度は国際的に遜色のない水準になると考えている。

○金融機関の経営者責任

公的資金の枠組みを活用する今回の措置において、破綻した金融機関の業務執行権等を金融管理人に専属する制度を設けることとしており、この金融管理人が破綻に至った経緯等の実態解明に努めることによって、厳格な責任追及という原則を貫くこととしている。

〔経済・景気対策〕

○経済情勢

アジアの通貨金融市場の混乱、金融機関の経営破綻などにより、家計や企業のマインドが慎重になっていることから、景気は低迷状態が長引いている。この背景には、金融機関や企業の不良債権、日本的な経済システムの制度疲労、産業の空洞化の問題があり、これらが景気回復の妨げになっていると認識している。

○雇用対策

雇用情勢は、6月の完全失業率が4.3%となるなど厳しさを増している。今後、総合経済対策の実施により景気の回復を図るとともに、緊急雇用開発プログラムの実施、産業構造転換・雇用対策本部の決定に基づく政府一体となった取り組みの推進、経済構造改革を通じた雇用の拡大策等をきめ細かく講じ、雇用の安定を図っていく。

○期限つき商品券の支給

特定の業種、商品を優遇することとならないような商品券の使途の設定、二重給付を防止するための本人確認の問題、商品券により支払いを受けた者の換金コスト等、実務上さまざまな問題があるのではないかと考えている。

〔税制改革〕

○税制改正

今回の6兆円を相当程度上回る減税においては、個人所得課税の最高税率の引き下げ及び法人課税の実効税率の引き下げを行うこととしており、抜本的な税制の見直しを展望したものである。また、これらは期限を定めないという意味でまさに恒久的な減税である。

○消費税

消費税5%への引き上げを含む税制改革は、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものであり、我が国の将来にとって極めて重要な改革であった。したがって、消費税率の引き下げは考えていない。

〔行財政改革〕

○中央省庁再編

さきの国会で成立した中央省庁等改革基本法に基づき、政治主導のもと、2001年1月の新体制への移行開始を目標として、来年4月にも所要の法案を国会に提出することを目指している。あわせて、中央省庁のスリム化を徹底し、10年間に20%の定員削減を実現するよう努力していきたい。

○情報公開法案

本案は、各界の英知を集めてまとめられた行政改革委員会意見を最大限尊重して立案したものである。国民に開かれた行政の実現を図るために重要な法案であり、十分御論議いただき、速やかに成立させていただくようお願いする。

○財政構造改革法

財政構造改革を推進するという基本的な立場を守りつつ、まずは景気回復に全力を尽くすという観点から、当面これを凍結することとしている。いずれにしても、将来世代のことを考えれば、中長期的な財政構造改革の必要性は否定されるものではない。

○国鉄の長期債務

約28兆円に上る国鉄長期債務の処理は、先送りが許されない緊急の課題であり、その処理を本年10月1日から実施するための法案を国会に提出している。政府としてこの処理方針が最も適当な案と認識しているので、御協力をお願いする。

〔外交・安全保障〕

○周辺事態安全確保法案

本案は我が国の平和と安全の確保に資することを目的とするものであり、憲法違反との

指摘は当たらず、本案が早期に国会で審議をされ、成立することを期待している。

○日ロ関係

2000年までに平和条約を締結したいということで、橋本前総理の築かれたエリツィン大統領との信頼関係をさらに深くいたすことにより、この問題について最終決着が図れるように努力をしていきたい。

○核軍縮

米ロに対しては従来より戦略兵器削減条約の早期締結を求めてきているが、今後とも核兵器国に対し核軍縮努力を一層強化するよう要請するとともに、世界の世論を結集すべく我が国としてイニシアチブをとっていきたい。

〔社会保障〕

○医療保険制度

医療保険制度の安定した運営を行うためには無理のない範囲での公平な負担が必要と考えているが、今後の新たな負担のあり方については、医療保険制度等の抜本改革の検討の中で国民的視点から御議論いただくものと考えている。

○介護保険制度

国民の利用しやすい制度となるよう、その円滑な導入に向けて準備を進める。また、新ゴールドプランの達成を目指すとともに、制度施行後は、地方自治体の介護保険事業計画に基づく介護サービスの供給体制の整備について、必要な支援を行っていく。

〔教育〕

○学校教育改革

過度の受験競争の問題は改革に取り組むべき課題の一つと考えており、このため、入試の改善とともに、ゆとりの中で学ぶ楽しさを実感できるよう、完全学校週5日制の実施、教育内容や方法の改善に努めていく。また、個に応じた多様な教育のための教職員配置の改善等、諸施策を着実に推進する。

〔環境〕

○化学物質対策

国民の健康や生態系への影響を防止する観点から重要な課題と認識している。特にダイオキシン対策については、現在関係省庁において廃棄物焼却炉等に係る排出規制、血液や母乳中のダイオキシンの調査、汚染土壌対策の検討など各般の施策を進めており、今後とも推進を図っていく。

○平成10年9月3日（木）

【高村外務大臣の北朝鮮によるミサイル発射を 受けての当面の対応に関する報告】

北朝鮮のミサイル発射につきましては、御承知のとおり、日本海及び三陸沖に着弾した可能性が高く、これは我が国の安全保障に直接かかわる極めて憂慮すべき事態であります。本件は極めて遺憾な行為であり、今回の事態につき、我が国としては、毅然とした厳しい対応をとっていく考えであります。

我が国は、既に、ミサイル発射の行われた当日、野中官房長官より我が国の遺憾の意と嚴重抗議の意を明らかにするとともに、北朝鮮に対し、直接我が方の立場を申し入れてきたところであります。

さらに、1日、我が国は、対北朝鮮政策を再検討した結果、北朝鮮に対し、あらゆるレベルで遺憾の意を伝えて嚴重抗議し説明を求める、国交正常化交渉の開催に応ずることを見合わせる、食糧等の支援を当面見合わせる、今後の動向次第では政府全体でさらなる措置につき検討する等の決定をいたしました。

また、2日、今般のミサイル発射により航空機の安全に対する重大な危機が発生したとの理由により、既に高麗航空に対し与えられていたピョンヤン一名古屋間の貨物チャーター9便の運航許可を取り消しました。加えて、現在行われている両国間の貨物及び旅客のチャーター便に対する運航許可申請についても不許可とすることといたしました。

一方、北朝鮮は、昨日夕刻、日本が「北朝鮮が長距離ミサイル発射実験を行ったとして騒いでいる」として、「これは自主権に属する問題」として北朝鮮側がわきまえて処理すべき問題である等の極めて誠意のない見解を表明しましたが、これはまことに遺憾であり、我が国としては、かかる北朝鮮側の対応ぶりに対し、重ねて嚴重抗議をいたします。我が国としては、北朝鮮に対し、今後このような行為を行わないよう再発防止を約し、ミサイルの開発・輸出を中止することを強く求めます。

我が国としては、我が国の平和と安全にかかわる重要な問題である本件ミサイル発射に関し、引き続き、毅然とした厳しい対応を行っていく考えであります。

○平成10年 9月25日（金）

**【小渕内閣総理大臣の国際連合第53回総会
及び日米首脳会談出席等に関する報告】**

私は、20日から22日までニューヨークを訪問し、第53回国連総会において一般討論演説を行うとともに、クリントン米大統領、ブレア英首相との2国間会談を行ったほか、オペルティ国連総会議長やアナン国連事務総長とも会談いたしました。

21日に行った国連演説では、冷戦後国際社会が直面する課題として、21世紀に向けての新しい国際秩序をいかにして構築するかとの観点から、相互に関連する3つの問題、すなわち「平和」及び「開発」への取り組み、並びにこれらの取り組みに必要な国連の「改革」への取り組みを同時に推進することを訴えました。

平和の問題につきましては、核不拡散体制の強化や核軍縮の推進、対人地雷や小火器の問題等に一層の役割を果たしていくとの決意を述べ、この関連で、平和維持活動等に従事する国際機関の要員の安全確保のため100万ドルを目途に拠出することを表明いたしました。

また、紛争の根底にある貧困を初めとする経済・社会問題に総合的に対処することが必要不可欠であり、開発の問題にも一層貢献していく考え方を表明いたしました。

さらに、「改革」に関しては、これら「平和」と「開発」の問題につき、実効性ある対処を行っていくためには、普遍的国際機関である国連の機能強化が必要不可欠であり、特に今次会期中に安保理改革の枠組みに合意するよう加盟国の政治的決断を要請いたしました。

22日には、クリントン大統領と3時間余にわたり、初の首脳会談を行いました。極めて和やかな雰囲気の中で日米関係の重要性を再確認するとともに、今後幅広い事項につき緊密に協議していくことで意見の一致を見、大統領との信頼関係を構築することができたと思います。

また、クリントン大統領から、来年の前半に米国を公式に訪問するよう招待があり、これをお受けいたしました。

会談では、厳しい情勢下にある世界経済について、日米両国が相携えて対応することの重要性につき、意見が一致しましたが、この中で、私より次のことをクリントン大統領に伝えました。第1に、金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨み、早急に一連の法案の成立と具体的実施を図ること、第2に、景気回復のため、総合経済対策の着実な実施に加え、第2次補正予算の編成、恒久的な減税の実施及び我が国経済の再生のために今後も適切な措置をとっていくことの重要性、第3に、規制緩和、市場開放の努力を続けることであります。

クリントン大統領は、こうした私の説明を評価し、内需主導による成長の刺激と金融システムの強化のための迅速かつ効果的な措置の緊要性を強調いたしました。

安全保障の問題に関しては、先般の北朝鮮によるミサイルの発射は、日本の安全保障に直接かかわるだけでなく、北東アジアの平和と安定にとっても極めて憂慮すべき行為であ

るとの認識で一致いたしました。また、この関連で、日米安保条約上のコミットメントは確固たるものであることを再確認いたしました。

さらに、ロシア、中国等の国際情勢や、コンピューター2000年問題等、日米間の最近の協力の進展についても話し合いました。

今後とも、11月のAPEC非公式首脳会議、公式訪米の機会をとらえ、日米間で緊密に政策調整を行っていききたいと思います。

オペルティ国連総会議長及びアナン国連事務総長との会談では、我が国として、国連を重視し引き続き積極的な役割を果たしていくとともに、できる限りの支援を行っていくことを説明し、国連改革の早期実現等につき意見を交換いたしました。

また、ブレア英首相との会談では、本年春の天皇皇后両陛下の御訪英の成功に象徴される極めて良好な2国間関係をさらに発展させること、また、現下の世界経済問題に対して、政治指導者が正面から取り組んでいくことの重要性、国連改革の早期実現に向けて日英が協力していくこと等につき意見が一致いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

3 本会議決議

番 号	件 名	提 出 者	提出月日	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	備 考
1	北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議案	岡野 裕君 外 8 名	10. 9. 2			10. 9. 3 可 決	
2	防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案	本岡 昭次君 外 5 名	10. 15			10. 16 可 決	

○平成10年 9 月 3 日（木）

【北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議】

8月31日、北朝鮮は、我が国に対し何らの事前通告もなしに弾道ミサイルの発射を強行した。当該ミサイルは我が国の上空を通過し、多数の船舶、航空機等が活動する三陸沖の海上に着弾した。

かかる北朝鮮の行為は、我が国領土に落下する可能性を一顧だにせぬ、国際常識無視の無謀かつ極めて危険な行為であり、我が国の安全保障上極めて由々しき事態である。また、北東アジアの平和と安定に対する重大な脅威となり、ひいては国際社会全体に緊張をもたらし、大量破壊兵器の拡散防止に向けた国際的努力を無視する行為である。

本院は、今回の行為は極めて許し難いものであると認識し、ここに北朝鮮に対して断固抗議する。政府は、速やかに国際社会と連携して、北朝鮮が断じてかかる行為を繰り返すことがないよう強力な外交を展開し、加えて、北東アジアの安定と信頼醸成の構築に努めることを強く求めるものである。

右決議する。

○平成10年10月16日（金）

【防衛庁長官額賀福志郎君問責決議】

本院は、防衛庁長官額賀福志郎君を問責する。

右決議する。

理 由

- 1 防衛庁長官は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的として各自衛隊を管理し、運営し、これに関する事務を行うことを任務とする防衛庁の最高責任者である。しかるに、額賀福志郎防衛庁長官は、就任以来、このたびの一連の防衛庁の不祥事に当たって、適時・適切に指導力を発揮することなく、三たびにわたる防衛庁の家宅捜索を受け、国政に対する国民の著しい不信を招き、ひいては我が国に対する国際的信用を失墜させた責任は極めて重大である。
- 2 額賀福志郎防衛庁長官は、就任以来、不祥事に関する防衛庁内部の調査を、「自浄能力の発揮」と称して一貫して官僚組織任せにし、政治家の立場からみずから調査に当たることなく、事実の解明に主体的・能動的に取り組んだ形跡がうかがえない。防衛庁が、いわば組織ぐるみで引き起こした事件である可能性が極めて濃厚である以上、当該組織に事件の調査を委ねても、国民が期待する事実解明がなされないであろうことは火を見るよりも明らかである。そうであるにもかかわらず、積極的に行動しようとしないうち額賀福志郎防衛庁長官は、国民の期待に応えるべき国務大臣として不適格である。
- 3 額賀福志郎防衛庁長官は、国会において幾度となく、「みずからをむなしくし、私情を挟まないできっちりとした対応をしていくことによって信頼関係の構築に寄与していきたい」とか、「カメのごとく正確に確実に目標に到達するという考えでやっていきたい」とか、ひたすら抽象的な発言を繰り返すだけである。そこには事件解明に向けた積極果敢な取組みの姿勢がみじんも感じられないばかりか、結果的に国会に十分な情報を提供せず、国民の「知る権利」を著しく侵害している。これは国会軽視であり、国民を裏切る背信行為であると断ぜざるを得ない。10月14日によりやく公表された「4社事案関連文書の管理実態に関する中間報告」なるものも、到底国民の納得が得られる代物ではない。
- 4 我が国の財政事情が極めて厳しい状況にある今日、一切の無駄は許されない。それにもかかわらず、防衛庁が装備品の調達に関して何十億円、あるいは何百億円にのぼるかもしれない、払わなくてもよい国民の血税を無駄に払い、国に損害を与えたことは極めて重大である。たとえ、事実の発生が額賀福志郎防衛庁長官の就任前のことであったにしても、防衛庁の最高責任者としての監督責任、道義的責任、結果責任が問われるのは当然である。今回の一連の不祥事にかんがみ、額賀福志郎防衛庁長官は出处進退を明確にし、みずからけじめをつけるべきことが、国民に対する責任を全うする唯一の方法であることを知るべきである。
これが、本決議案を提出する理由である。

【内閣総理大臣の指名両院協議会】

(1) 協議概観

7月30日の本会議において衆議院議員菅直人君が内閣総理大臣に指名された。同日の衆議院本会議において同小渕恵三君が内閣総理大臣に指名されていたことから、本院は衆議院に対し、両院協議会を開くことを求め、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、公明、共産、社民及び自由の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に本岡昭次君を、副議長に木庭健太郎君を互選した。

両院協議会は同日開かれたが、成案を得なかった。なお、協議委員議長は、同日の本会議において、両院協議会の報告を行った。

(2) 協議経過

○平成10年7月30日（木）（第1回）

○成案を得なかった。

(3) 内閣総理大臣の指名両院協議会参議院協議委員議長報告

内閣総理大臣の指名両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、本岡昭次が、副議長に木庭健太郎君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、中川秀直君が協議委員議長に、大島理森君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、本院協議委員議長の私、本岡昭次が議長に当選いたしました。

協議会におきましては、まず本院が衆議院議員菅直人君を内閣総理大臣に指名した議決の趣旨について足立良平君から、続いて衆議院が衆議院議員小渕恵三君を指名した議決の趣旨について大島理森君から、それぞれ説明を聴取いたしました。

次に、協議に入り、本院側は木庭健太郎君、吉川春子君、三重野栄子君及び戸田邦司君が、衆議院側は武部勤君が意見を述べた後、採決に入りました。

採決は、内閣総理大臣の指名について、まず参議院の指名どおりと決することについて行われましたところ、賛成者は9名、次に衆議院の指名どおりと決することについて行われましたところ、賛成者は10名であり、いずれも出席協議委員の3分の2に達しませんでした。したがって、両院協議会は、内閣総理大臣の指名について成案を得るには至りませんでした。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請 求 の 理 由	請 求 日	本 院 協 議 委 員 選 挙 日	両 院 協 議 会 開 会 日	成案の議決		備 考
						参 議 院	衆 議 院	
内閣総理大臣の指名	参 議 院	両 議 院 議 決 不 一 致	10. 7. 30	10. 7. 30	10. 7. 30	協議会において成案を得なかった		憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった

(5) 協議委員

議 長	本岡	昭次 (民主)	齋藤	勁 (民主)	三重野	栄子 (社民)
副議長	木庭	健太郎 (公明)	風間	昶 (公明)	戸田	邦司 (自由)
	足立	良平 (民主)	笠井	亮 (共産)		
	今泉	昭 (民主)	吉川	春子 (共産)		

1 委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施するため、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当等の額の引上げを行うとともに、55歳を超える職員の昇給停止等の措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであるが、衆議院において、内閣総理大臣等の俸給月額について、平成11年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする修正が行われた。

委員会においては、10月8日、両案を一括して議題とし、公務員給与に対する国民の理解の増進、昇給停止年齢の引下げ問題、国立大学の独立行政法人化等について質疑が行われた。質議終局後、一般職職員給与法等改正案に対し、昇給停止に関する改正規定を削除する修正案が提出された。次いで、討論の後、順次採決の結果、一般職職員給与法等改正案は、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決され、特別職職員給与法改正案は、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

9月8日、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

また、9月17日、人事院勧告に対する政府の対応に関する件、北朝鮮のミサイル発射問題と危機管理に関する件、防衛庁調達実施本部の背任容疑事件と公務員の綱紀粛正に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、男女共同参画の推進に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月8日（火）（第2回）

- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成10年9月17日（木）（第3回）

- 人事院勧告に対する政府の対応に関する件、北朝鮮のミサイル発射問題と危機管理に関する件、防衛庁調達実施本部の背任容疑事件と公務員の綱紀肅正に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、男女共同参画の推進に関する件等について野中内閣官房長官、太田総務庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について太田総務庁長官から趣旨説明を、**特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）**（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君から説明を聴き、太田総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第6号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき

反対会派 共産

欠席会派 無

○平成10年10月16日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第88号外5件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成10年8月12日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げるとともに、公安職俸給表(一)に新たに職務の級特2級を設ける。
- 2 55歳（人事院規則で定める職員にあっては、56歳以上で人事院規則で定める年齢）を超える職員は、特別の場合を除き昇給しないものとする。また、56歳以上の職員の昇給延伸措置を廃止する。
- 3 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を31万6,400円（現行31万2,200円）に引き上げる等の措置を講ずる。
- 4 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額5,000円（現行4,000円）に引き上げる。
- 5 単身赴任手当について、基礎額を月額2万3,000円（現行2万円）に、交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額4万5,000円（現行2万9,000円）に、それぞれ引き上げる。
- 6 宿日直手当について、通常の宿日直勤務の勤務1回に係る支給額の限度額を4,000円（現行3,800円）に引き上げる等の措置を講ずる。
- 7 義務教育等教員特別手当について、中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員に対して支給するとともに、後期課程に勤務する教育職員に対して権衡上必要と認められる範囲内において支給する。
- 8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額3万9,200円（現行3万8,900円）に引き上げる。
- 9 任期付研究員に適用する全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 10 本法律は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。ただし、宿日直手当に関する改正規定は平成11年1月1日から、一定年齢を超える職員の昇給に関する改正規定及び義務教育等教員特別手当に関する改正規定は同年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 臨時大深度地下利用調査会委員を適用範囲から削除する。
- 6 本法律は、公布の日から施行し、臨時大深度地下利用調査会委員を削除する改正規定を除き、平成10年4月1日から適用する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
5	一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.10. 2	10.10. 5 (予備)	10.10. 8 可 決	10.10. 9 可 決	10.10. 5 内 閣	10.10. 6 可 決	10.10. 7 可 決
6	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10. 2	10. 5 (予備)	10. 8 可 決	10. 9 可 決	10. 5 内 閣	10. 6 修 正	10. 7 修 正

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類48件のうち、1種類9件を採択した。

〔法律案の審査〕

本年の国家公務員の給与改定は、8月12日に改善率0.76%の人事院勧告がなされ、9月25日、勧告どおり平成10年4月1日に遡って実施することが閣議決定された。10月2日、一般職の職員等の給与改定をするための法律案とともに、**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

裁判官及び検察官の給与は、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、特別職の職員の給与に準じて定められており、その増額もおおむねこれに準じ、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の職員の給与の増額に準じて、それぞれ改定するものとされている。

本委員会においては、裁判官及び検察官の給与の一般の政府職員に対する優位性、裁判官及び検察官の諸手当の在り方、初任給調整手当の据置き理由、裁判官一人当たりの手持ち事件数の改善状況等について質疑が行われた。これに対して、法務省及び最高裁判所からは、給与水準の決定に当たっては、職責の重要性などに加えて勤務の特殊性が考慮され、一般の政府職員と比べて20%くらいの優位性を保っていること、一般の政府職員に支給される諸手当のうち、裁判官及び検察官に支給されない超過勤務手当等については、高く定められた給与の中でカバーされていること、初任給調整手当は、判事補の初任給と新たに弁護士となる者の収入との格差を埋めることによって優秀な任官者の確保を図ることを目的として支給されているが、ここ数年における判事補任官者は100名前後となっており、任官者確保に与える効果は機能していると考えられるため、支給額を据え置いていること、裁判官一人当たりの手持ち事件数は、東京地裁民事部を例とすると、民事事件の急増に伴い280件まで増加したことがあったが、平成5年から平成10年までに84人の増員を図った結果、本年3月において240件まで減少し、本年4月の増員措置で更に改善しているであろうこと等の答弁がなされた。

〔国政調査等〕

9月10日、法務行政の諸施策について中村法務大臣から説明を聴取した。

9月22日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、政府及び最高裁判所に対して、司法制度改革、少年法改正、出入国管理行政、オウム真理教の最近の動向、裁判記録の保存、犯罪被害者の救済、民法改正、司法通訳、防衛庁における背任容疑事件等の捜査等について質疑を行った。

9月29日、交通事犯者及び女子少年の矯正施設の実情調査のため、市原刑務所及び愛光

女子学園の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月20日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 法務行政の諸施策に関する件について中村法務大臣から説明を聴いた。

○平成10年9月22日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 司法制度改革に関する件、少年法改正に関する件、出入国管理行政に関する件、人権擁護行政に関する件、オウム真理教の最近の動向に関する件、裁判記録の保存に関する件、犯罪被害者の救済に関する件、民法改正に関する件、司法通訳に関する件、防衛庁における背任容疑事件等の捜査に関する件等について中村法務大臣、政府委員、最高裁判所、警察庁及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日（木）（第4回）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
以上両案について中村法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第8号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無
（閣法第9号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成10年10月16日（金）（第5回）

- 請願第256号外8件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第78号外38件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 3 以上の改定は、平成10年4月1日にさかのぼって行う。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 3 以上の改定は、平成10年4月1日にさかのぼって行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
8	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.10. 2	10.10. 5 (予備)	10.10. 8 可 決	10.10. 9 可 決	10.10. 5	10.10. 6 可 決	10.10. 7 可 決
9	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	"	10. 2	10. 5 (予備)	10. 8 可 決	10. 9 可 決	10. 5	10. 6 可 決	10. 7 可 決

【地方行政・警察委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件であり、可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

当せん金付証票法の一部を改正する法律案は、当せん金付証票に係る委託業務に関し競争の確保及び透明性の向上を図るため、受託金融機関の範囲の拡大及び地方公共団体が行う検査機能の拡充等を図るとともに、当せん金付証票の発売方策の改善を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、発議者から趣旨説明を聴取した後、宝くじの民間事業者への売りさばき公募の周知徹底の必要性、昭和29年2月の宝くじ発売の早期全廃努力を内容とする閣議決定と今回の事業拡大の整合性等の質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

〔国政調査等〕

9月22日、海上保安庁業務概況について政府委員から説明を聴取したほか、地方税財源の充実確保、減税等景気対策の地方に及ぼす影響、地方債の繰上げ償還、地方分権の推進、毒物混入事件の解明、災害復旧事業費に係る財政支援等について、西田国務大臣、政府委員等に対して質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月22日（火）（第2回）

- 海上保安庁業務概況に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 地方税財源の充実確保に関する件、減税等景気対策の地方に及ぼす影響に関する件、地方債の繰上げ償還に関する件、地方分権の推進に関する件、毒物混入事件の解明に関する件、災害復旧事業費に係る財政支援に関する件等について西田国務大臣、政府委員及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日（木）（第3回）

- 当せん金付証票法の一部を改正する法律案（参第8号）について発議者参議院議員奥石東君から趣旨説明を聴き、同松村龍二君、同木村仁君、西田自治大臣及び政府委員

に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(参第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク
反対会派 共産

○平成10年10月16日（金）（第4回）

- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

（3）成立議案の要旨

当せん金付証票法の一部を改正する法律案（参第8号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 受託金融機関の範囲の拡大及び委託事務の再委託の透明性の確保に関する事項
 - (1) 都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証票の発売等について、銀行その他政令で定める金融機関にその事務を委託して取り扱わせることとする。
 - (2) 当せん金付証票の発売等の事務の委託を受けた銀行等は、都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、当該委託を受けた事務の一部を再委託することができることを明確にするとともに、都道府県知事又は特定市の市長は、承認基準を作成し、公表しなければならないこととする。
- 2 受託金融機関に対する都道府県知事又は特定市の市長が行う検査の拡充に関する事項
 - (1) 都道府県知事又は特定市の市長は、職員をして、その委託業務に関し、少なくとも年3回、受託銀行等の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させることとする。
 - (2) 都道府県知事又は特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、委託業務に関し、当該職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものに検査させることができることとする。
- 3 販売方策の改善に関する事項
 - (1) 加算型当せん金付証票の発売のため、所要の規定の整備を行うこととする。
 - (2) 当せん金の最高金額の倍率の制限を、原則として証票金額の20万倍以内とし、自治大臣が世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票について、証票金額の100万倍以内とすることとし、そのうち、加算金のある加算型当せん金付証票については、その2倍の200万倍以内とすることとする。
- 4 その他
郵政省の任務として受託銀行等から再委託された当せん金付証票の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務を加える等所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 施行期日等
 - (1) この法律は、平成11年4月1日から施行することとする。

(2) この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めることとする。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（１件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
8	当せん金付証票法の一部を 改正する法律案	松村 龍二君 外6名 (10.10. 7)	10.10. 8	10.10. 9	10.10. 7	10.10. 8 可 決	10.10. 9 可 決	10.10. 8 (予備) 地方行政	10.10.13 可 決	10.10.15 可 決

【外交・防衛委員会】

外交防衛

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件（うち衆議院継続1件）、内閣提出法律案1件の合計3件であり、条約2件を承認し、法律案1件を可決した。

また、本委員会付託の請願4種類44件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約は、1992年6月に開催された地球サミットの要請に基づき、1994年6月にパリで作成されたものであり、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し実施すること、そうした取組を先進締約国、国際機関等が支援すること等について規定するものである。委員会においては、地球的規模の砂漠化問題に本条約が果たす役割、砂漠化関連援助におけるNGOとの連携、地球環境基金の成果と我が国の協力、砂漠化問題と食糧生産等について質疑を行い、全会一致で承認した。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約は、近年、地域紛争時に敷設された対人地雷が、一般市民に多くの被害をもたらし、紛争終結後も復興・開発の障害となっていることにかんがみ、1997年9月にオスロで作成されたものであり、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について定めるものである。委員会においては、小渕内閣総理大臣の出席を求め、対人地雷に関する総理の基本認識、在日米軍が保有・貯蔵する対人地雷の扱い、対人地雷の禁止が専守防衛に与える影響、対人地雷の廃棄と代替兵器の開発、地雷除去に対する我が国の貢献等について質疑を行い、全会一致で承認した。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の（一）欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行うものである。委員会においては、防衛庁職員の定年制、自衛官の給与体系の在り方等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

9月3日、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関し、高村外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同問題について質疑を行った。

9月10日、防衛庁の装備品調達に関し、額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同問題について質疑を行った。

9月17日、防衛庁の装備品調達に関し、額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同問題、北朝鮮の弾道ミサイル発射、北朝鮮情勢と日朝関係、在沖縄米軍基地問題、日朝関係、横須賀米軍基地じん肺被害補償請求、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）、日韓間の犯罪人引渡条約の早期締結等の諸問題について質疑を行った。

10月1日、防衛庁調達実施本部の背任事件、防衛庁の装備品調達、新バッジ・システム関連資料の外部流出、北朝鮮の弾道ミサイル発射、戦域ミサイル防衛（TMD）、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）への支援凍結解除、シビリアン・コントロールの在り方等の諸問題について質疑を行った。

10月15日、4社事案関連文書の管理実態に関する中間報告に関し、額賀防衛庁長官から説明を聴いた後、同問題、米海軍横須賀基地の土壌汚染、ペルーにおける日本人学生射殺事件の賠償等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月3日（木）（第2回）

- 北朝鮮の弾道ミサイル発射に関する件について高村外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同大臣、同長官及び政府委員に対し質疑を行った。
- 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第21号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年9月8日（火）（第3回）

- 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第21号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（第142回国会閣条第21号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連、
改ク
反対会派 なし

○平成10年9月10日（木）（第4回）

- 防衛庁の装備品調達に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月17日（木）（第5回）

- 防衛庁の装備品調達に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同件、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関する件、北朝鮮情勢と日朝関係に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件、日ロ関係に関する件、横須賀米軍基地じん肺被害補償請求に関する件、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）に関する件、日韓間の犯罪人引

渡条約の早期締結に関する件等について額賀防衛庁長官、高村外務大臣、政府委員、会計検査院及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月29日（火）（第6回）

- 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴き、小淵内閣総理大臣、高村外務大臣、額賀防衛庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第1号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連、改ク
反対会派 なし

○平成10年10月1日（木）（第7回）

- 防衛庁調達実施本部の背任事件に関する件、防衛庁の装備品調達に関する件、新バッジ・システム関連資料の外部流出に関する件、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関する件、戦域ミサイル防衛（TMD）に関する件、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）への支援凍結解除に関する件、シビリアン・コントロールの在り方に関する件等について額賀防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日（木）（第8回）

- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第7号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク
反対会派 共産
欠席会派 二連

○平成10年10月15日（木）（第9回）

- 4社事案関連文書の管理実態に関する中間報告に関する件について額賀防衛庁長官から説明を聴いた後、同伴、米海軍横須賀基地の土壌汚染に関する件、ペルーにおける日本人学生射殺事件の賠償に関する件等について額賀防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第10回）

- 請願第86号外43件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要 旨】

この条約は、1997年（平成9年）9月にノルウェーのオスロで開催された国際会議において作成されたものであり、我が国は同年12月3日及び4日にカナダのオタワで開催された署名式において署名した。この条約は、対人地雷の使用、生産、保有、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について規定するものであり、前文及び本文22箇条から成る。その主な内容は、次のとおりである。

- 1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。
 - (1) 対人地雷を使用すること。
 - (2) 対人地雷を開発し、生産し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。
 - (3) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。
- 2 締約国は、この条約に従ってすべての対人地雷を廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。
- 3 この条約において「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷であって、1人若しくは2人以上の者の機能を著しく害し又はこれらの者を殺傷するものをいう。人ではなく車両の存在、接近又は接触によって起爆するように設計された地雷で処理防止のための装置を備えたものは、当該装置を備えているからといって対人地雷であるとはされない。
- 4 地雷の探知、除去又は廃棄の技術の開発及び訓練のための若干数の対人地雷の保有又は移譲は、認められる。また、廃棄のための対人地雷の移譲は、認められる。
- 5 締約国は、除去訓練等のための若干数の保有等を除くほか、自国が所有し若しくは占有する又は自国の管轄若しくは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも4年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。
- 6 締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域（地雷の存在又は存在の疑いがあることにより危険な地域をいう。）におけるすべての対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも10年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。なお、締約国会議等が認める場合には、更に最長10年の期間の延長及び再延長を行うことができる。
- 7 締約国は、地雷の除去の方法に関連する装置等を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、可能な場合には、地雷による被害者の治療、地雷の除去及び廃棄等のための援助を提供する。
- 8 締約国は、国際連合事務総長に対し、後記13、にいう国内の実施措置、自国が貯蔵し

ている対人地雷の総数、廃棄の計画の状況、廃棄された対人地雷の数量等を、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも180日以内に報告し、これを毎年更新する。

- 9 締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関連する問題を明らかにし及び解決するため、国際連合事務総長を通じて、当該他の締約国に対して説明を要請することができる。要請を受けた締約国は、有用なすべての情報を28日以内に提供する。
- 10 要請を行った締約国は、9、に規定する期間内に回答が得られなかった場合等には、次の締約国会議に問題を付託することができるものとし、また、締約国特別会議の招集を提案することができる。締約国会議又は締約国特別会議は、当該問題を明らかにする必要がある場合には、事実調査使節団の設置等について決定する。
- 11 要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し関連情報を提供することができる者と話す機会を与えることを確保するための努力を払い、自国の管理の下にある関連する地域等へのアクセスを認める。
- 12 締約国会議又は締約国特別会議は、事実調査使節団が提出した報告を含む関連情報を検討し、要請を受けた締約国に対し遵守についての問題を取り扱う措置をとるよう求めることができる。
- 13 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し及び抑止するため、立法上、行政上その他のあらゆる適当な措置をとる。
- 14 この条約は、40番目の批准書等が寄託された月の後6番目の月の初日に効力を生ずる。
(注・本年9月16日に40箇国に達し、来年3月1日に発効する。) 40番目の批准書等が寄託された日の後に批准書等を寄託する国については、その批准書等が寄託された日の後6番目の月の初日に効力を生ずる。
- 15 この条約の各条の規定については、留保を付することができない。この条約の有効期間は、無期限とする。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第21号）

【要 旨】

この条約は、1992年（平成4年）6月に開催された国連環境開発会議（いわゆる地球サミット）において採択されたアジェンダ21において、砂漠化に対処するための国際条約の作成のための政府間交渉委員会を設置することが国連総会に要請されたのを受けて設立された同委員会における交渉の結果、1994年（平成6年）6月、パリにおいて作成されたものである。この条約は、前文、本文40箇条、末文及び4の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 「砂漠化」とは、乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域における気候の変動及び人間活動を含む種々の要因による土地の劣化をいう。
- 2 この条約は、「影響を受ける地域」（砂漠化の影響を受け又は受けるおそれのある乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域）における持続可能な開発の達成に寄与するため、

国際協力及び連携によって支援されるすべての段階の効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。

- 3 締約国は、この条約の目的を達成するため、(1)砂漠化及び干ばつの過程の物理的、生物学的及び社会経済的側面に対する総合的な取組方法を採用すること、(2)小地域的、地域的及び国際的な協力を強化すること、等を行う。
- 4 「影響を受ける国」（影響を受ける地域がその国土の全部又は一部を成す国）である締約国は、3に加えて、(1)砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに妥当な優先順位を与え並びに自国の事情及び能力に応じて十分な資源を配分すること、(2)砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力において、住民の意識を向上させ及びこれらの者の参加を促進すること、を約束する。
- 5 先進締約国は、3に加えて、(1)影響を受ける国である開発途上締約国による砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力を、合意により、個別に又は共同して積極的に支援すること、(2)影響を受ける国である開発途上締約国が砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するために、自国の長期的な計画及び戦略を効果的に策定し及び実施することを援助するため、相当の資金及び他の形態の支援を提供すること、を約束する。
- 6 締約国は、この条約を実施するに当たり、影響を受ける国であるアフリカ以外の地域の開発途上締約国を軽視することなく、影響を受ける国であるアフリカの締約国を優先させる。
- 7 影響を受ける国である開発途上締約国等は、適当な場合には、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略の中心的要素として、国家行動計画、小地域行動計画及び地域行動計画を作成し、公表し及び実施する。
- 8 先進締約国は、(1)砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための計画の実施を支援するために相当の資金を調達すること、(2)十分な、適時の、かつ、予測可能な資金の調達（地球環境基金から新規のかつ追加的な資金を供与することを含む。）を促進すること、等を約束する。
- 9 既存の資金供与の仕組みの効果及び効率性を高めることを目的として、贈与又は緩和された条件若しくは他の条件による相当の資金が調達され及び供給されることをもたらす行動を促進するための地球機構を、この条約により設立する。
- 10 この条約により締約国会議、常設事務局を設立する。締約国会議は、この条約の最高機関である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万7,400円（現行10万6,400円）に引き上げる。

- 3 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(→)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を引き上げる。
- 4 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,720円（現行5,690円）に引き上げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

(4) 付託議案審議表

・条 約（2件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	10. 9. 24	10. 9. 28 (予備)	10. 9. 29 承認	10. 9. 30 承認	10. 9. 24 外務	10. 9. 25 承認	10. 9. 29 承認
142 / 21	深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件	※	6. 3	9. 3	9. 8 承認	9. 9 承認	7. 30 外務	9. 2 承認	9. 3 承認

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.10. 2	10.10. 5 (予備)	10.10. 8 可決	10.10. 9 可決	10.10. 5 安全保障	10.10. 6 可決	10.10. 7 可決

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院大蔵委員会提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願5種類30件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

1990年のバブル崩壊以降、我が国金融機関の不良債権処理はほとんど進まず、金融監督庁が発表した1998年3月期決算における預金取扱金融機関全体の問題債権総額は、87兆5,270億円にのぼり、金融システムに対する内外の不信感の一因となっている。

また、我が国の経済も、97年度の実質経済成長率は個人消費の大幅な落ち込み等を反映し、 -0.7% と23年ぶりのマイナス成長となり、完全失業率も 4.3% と過去最悪の状態が続いている。さらに、98年度政府経済見通しの実質経済成長率は、当初見通しの 1.9% から -1.8% へと大幅に下方修正された。

このような状況を背景に、株式相場も金融関連銘柄を中心として低迷が続けていたが、ついにはバブル崩壊後の最安値を更新し、日経平均株価は13,000円を割り込んだ。特に一部の特定銘柄の株式については、風説の流布等各種の情報に基づいた空売りが行われ、これが株式市場の不安定の要因になっているとの指摘がある。

このため、第142回国会で成立した、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律のうち、有価証券を借り入れて行う売付けを空売り規制の対象とする関連規定を前倒しで施行することにより、公正で透明な証券市場の構築を促進することを目的として、**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、提出者衆議院大蔵委員長より趣旨説明を聴取したあと、全会一致をもって原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月22日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等の諸施策に関する件について宮澤大蔵大臣から説明を聞いた。

○平成10年10月9日（金）（第3回）

○金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長村井仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第16号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、改ク
反対会派 なし

○平成10年10月16日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第74号外29件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）

【要 旨】

本法律案は、我が国証券市場において、各種情報に基づき一部の特定の銘柄の株価が大きく変動したことなどの近時の市場動向にかんがみ、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律のうち、有価証券を借り入れて行う売付けを空売り規制の対象とする関連規定を早期に施行することにより、公正で透明な証券市場の構築の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の附則の改正
証券取引法第162条第1項第1号（空売り規制）等の改正規定の施行日を、本法律の施行の日に改める。
- 2 施行期日
この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
16	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案	大 蔵 委 員 長 村 井 仁 君 (10.10. 8)	10.10. 8	10.10. 8	10.10. 8	10.10. 9 可 決	10.10. 9 可 決			10.10. 8 可 決

【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院内閣委員会提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願2種類7件のうち、1種類6件を採択した。

〔法律案の審査〕

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、「成人の日」を1月の第2月曜日とし、「体育の日」を10月の第2月曜日とするものである。

委員会においては、提出者である衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決した。

〔国政調査等〕

9月10日、有馬文部大臣及び森田文部政務次官から文教行政の諸施策について、また、竹山科学技術庁長官及び稲葉科学技術政務次官から科学技術振興のための諸施策について、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

9月24日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、国立研究所における運営費削減の理由、不登校の児童生徒に対する対応策、中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」に対する文部省の対応、学級編制の最適規模と教職員の定数改善計画、核融合開発の国際協力の現状、外国人学校卒業生の大学受験資格の認定問題、原子力行政の信頼回復に向けた方針、私立学校における授業料滞納急増の対策、学校評議員制度の位置付け、中央省庁再編と科学技術行政の在り方、小中学校におけるNHK放送受信料の免除措置廃止に関する対応策、スポーツ振興対策等が取り上げられた。

10月15日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、原燃輸送株式会社における使用済燃料輸送容器のデータ問題について竹山科学技術庁長官から報告を聴取した後、同問題に関する件、スポーツ振興投票券の販売方法等に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 文教行政の諸施策に関する件について有馬文部大臣から説明を聴いた。
- 科学技術振興のための諸施策に関する件について竹山科学技術庁長官から説明を聴い

た。

○平成10年9月24日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立研究所における運営費の削減に関する件、中央教育審議会の答申に関する件、熱核融合開発の国際協力に関する件、外国人学校卒業生の大学受験資格に関する件、原子力行政の信頼回復に関する件、私立学校における授業料滞納急増対策に関する件、中央省庁再編と科学技術行政の在り方に関する件、小中学校におけるNHK受信料免除の廃止に関する件、スポーツ振興対策に関する件等について有馬文部大臣、竹山科学技術庁長官、政府委員及び参考人日本放送協会理事芳賀譲君に対し質疑を行った。

文教科学

○平成10年10月13日（火）（第4回）

- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第11号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし

○平成10年10月15日（木）（第5回）

- 原燃輸送株式会社における使用済燃料輸送容器のデータ問題に関する件について竹山科学技術庁長官から報告を聴いた後、原燃輸送株式会社における使用済燃料輸送容器のデータ改ざん問題に関する件、スポーツ振興投票券の販売方法等に関する件等について竹山科学技術庁長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第6回）

- 請願第115号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第587号を審査した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第11号）

【要 旨】

本法律案は、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、「成人の日」を1月の第2月曜日とし、「体育の日」を10月の第2月曜日とするものである。

この法律は、平成12年1月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（１件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院での 受領月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
11	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	内 閣 委 員 長 二 田 孝 治 君 (10.10. 6)	10.10. 7	10.10. 7	10.10. 7	10.10.13 可 決	10.10.14 可 決			10.10. 7 可 決

【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、本委員会提出1件、内閣提出2件の合計3件（いずれも衆議院継続）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願22種類213件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案は、精神薄弱者福祉法等の法律において現在使用されている「精神薄弱」という用語について、知的な発達に係る障害の実態を的確に表していない、あるいは、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されており、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することができる用語に改めるべきであるという意見が表明されていた経緯を踏まえて、障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、この「精神薄弱」という用語を「知的障害」に改めようとするものである。なお、本法律案は、第142回国会に本委員会から提出され、衆議院において継続審査となっていた。

委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は、最近における感染症の発生の状況、医学医術の進歩及び衛生水準の向上、患者等の人権の尊重等の要請、国際交流の進展等を踏まえ、明治30年の制定以来100年が経過した伝染病予防法を抜本的に見直そうというものであり、その内容は、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、現行の伝染病予防法、性病予防法及び後天性免疫不全症候群の予防に関する法律を廃止するとともに、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症予防のための基本指針等の策定、感染症に関する情報の収集及び公表、感染症の類型に応じた健康診断、就業制限及び入院、感染症のまん延を防止するための消毒その他の措置を定め、また、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものである。なお、衆議院において、本法律の制定の理念を宣明するため本文に前文を加える等の修正が行われた。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する一環として、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及びまん延を防止するため、検疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及び手続を見直すとともに、検疫所において感染症に関する情報提供等を行うこととするほか、狂犬病の国内への侵入を防止するための検疫の対象に猫その他の動物を追加する等の措置を講じようとするものである。

両法律案は第142回国会に提出され（いずれも本院先議）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は修正議決され、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正す

る法律案は原案どおり可決され、それぞれ衆議院に送付されたが、同院において継続審査となっていた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、患者の人権が尊重され確保される必要性、国際基準との整合性と国際協調、衆議院修正の趣旨等について質疑が行われ、討論の後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は、多数をもって可決され、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対して、14項目の附帯決議を付した。

【国政調査等】

9月10日、宮下厚生大臣から所信を聴取するとともに、根本政務次官の就任あいさつが行われた。

9月17日、社会保障等に関する調査が行われ、看護職の在り方、薬価制度、戦没者遺族援護施策、介護保険制度、医療提供体制、障害者施策、不妊治療、音楽療法、診療報酬の改定、ホームヘルプサービス事業、福祉専門職の養成等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 社会保障等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 厚生行政の基本施策に関する件について宮下厚生大臣から所信を聴いた。

○平成10年9月17日（木）（第3回）

- 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案（第142回国会参第5号）（衆議院送付）を可決した。
（第142回国会参第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
- 看護職の在り方に関する件、薬価制度に関する件、戦没者遺族援護施策に関する件、介護保険制度に関する件、医療提供体制に関する件、障害者施策に関する件、不妊治療に関する件、音楽療法に関する件、診療報酬の改定に関する件、ホームヘルプサービス事業に関する件、福祉専門職の養成に関する件等について宮下厚生大臣、政府委員、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月24日（木）（第4回）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（第142回国会閣法第84号）（衆議院送付）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第85号）（衆議院送付）

以上両案について宮下厚生大臣から趣旨説明を、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（第142回国会閣法第84号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴き、同君、宮下厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（第142回国会閣法第84号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（第142回国会閣法第84号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由

反対会派 共産、二連

（第142回国会閣法第85号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成10年10月16日（金）（第5回）

- 請願第1号外212件を審査した。
- 社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案（第142回国会参第5号）

【要 旨】

現在、精神薄弱者福祉法などの法律において使用されている「精神薄弱」という用語については、知的な発達に係る障害の実態を的確に表していない、あるいは、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されている。このため、関係団体等からも不適切な用語であるとしてその見直しが強く求められてきており、平成7年12月に策定された障害者プランにおいても、「関係者の意見を踏まえ、見直しを行う。」こととされている。

「精神薄弱」という用語の見直しを行うことにより、知的障害のある人々に対する国民の理解が深まり、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が同様に暮らせる社会づくり、すなわちノーマライゼーションの理念の実現のための重要な一歩となり、障害者の福祉が向上するものと期待されている。

本法律案は、このような経緯を踏まえ、関係者の意見を聴取して検討の結果、精神薄弱者福祉法等における「精神薄弱」という用語を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 精神薄弱者福祉法、障害者基本法等32の法律において用いられている「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改める。
- 2 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(第142回国会閣法第84号)

【要 旨】

本法律案は、最近における感染症の発生の状況、医学医術の進歩及び衛生水準の向上、国民の健康衛生意識の向上、国際交流の進展等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置を定めるとともに、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

感染症の発生予防及びそのまん延防止のための施策は、感染症の患者等の人権に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

2 国、地方公共団体等の責務

感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならないこと等を国及び地方公共団体の責務とするとともに、国民、医療関係者及び病院等の開設者等の責務について定める。

3 感染症の範囲及び類型

(1) 感染症とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

(2) 「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱を、「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスを、「三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症を、「四類感染症」とは、インフルエンザ、ウイルス性肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、マラリア、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病で、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生省令で定めるものをいう。

(3) 「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病であって、5～8の措置の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものを、「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(4) 指定感染症については、公衆衛生審議会の意見を聴いた上で、1年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより5～8の措置の全部又は一部を準用する(新感染症については、9参照)。

4 基本指針、特定感染症予防指針及び予防計画

厚生大臣は感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針及び特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症についての特定感染症予防指針を、都道府県

は感染症の予防のための施策の実施に関する予防計画を定めなければならない。

5 感染症に関する情報の収集及び公表

医師、獣医師及び指定医療機関の管理者について届出義務を定めるとともに、感染症に関する情報の収集、分析及び公表について所要の規定を整備する。

6 健康診断、就業制限及び入院

(1) 一類・二類・三類感染症に関して、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対する医師の健康診断の勧告及び当該勧告に従わないときの健康診断の実施、並びに感染症を公衆にまん延させるおそれがあるとして感染症ごとに厚生省令で定める業務への就業制限について定める。

(2) 一類又は二類感染症の患者等に対する感染症指定医療機関への入院の勧告及び当該勧告に従わないときの入院措置について定める。

7 消毒その他の措置

一類・二類・三類感染症の発生予防又はそのまん延防止のための消毒等の措置及び一類感染症のまん延防止のため必要があると認める場合であつて、消毒により難しいときの、建物への立入の制限、交通の制限（緊急の場合）について定める。

8 医療

都道府県は、6の(2)又は9の(1)の入院に係る患者から申請があつたときは、原則として、感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用を負担する。

9 新感染症

(1) 都道府県知事は、新感染症のまん延防止のため必要があると認めるときは、厚生大臣と密接な連携を図った上で、健康診断及び入院の措置並びに7の措置の全部又は一部を実施することができる。

(2) 国は、新感染症の固有の病状及びまん延防止のために講ずべき措置を示すことができるようになったときは、公衆衛生審議会の意見を聴いた上で、政令で定めるところにより、1年以内の期間に限り、一類感染症とみなしてこの法律の全部又は一部を適用する措置を講じなければならない。

10 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置

サルその他の動物のうち政令で定める指定動物であつて厚生省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの等の輸入を原則として禁止するとともに、指定動物に係る輸入検疫等の必要な措置を定める。

11 その他

費用負担、罰則その他所要の規定の整備を行う。

12 施行期日等

(1) この法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、10については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(3) 3の感染症の範囲及びその類型については、少なくとも5年ごとに検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(4) 伝染病予防法、性病予防法及び後天性免疫不全症候群の予防に関する法律は廃止す

る。

なお、本法律案については、第142回国会において参議院で修正が行われたが、今国会において衆議院においても、本文に前文を加える修正並びに感染症の患者等が置かれている状況の認識等に関する事項、感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進体制に関する事項並びに感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項についての修正が行われた。

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

本法の施行に当たり、政府は、我が国の感染症政策の基本思想において、本法律をもって過去における社会防衛中心の政策から感染症予防と患者等の人権尊重との両立を基盤とする新しい感染症政策へと転換しようとするものであることを深く認識し、また、国民に対しても教育・啓発を通じて理解を求め、次の施策を実施すべきである。

- 1 ハンセン病患者やH I V感染症患者を始めとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実等を重く受け止め、また、個別の感染症に対する特別な立法を置くことが患者等に対する差別や偏見につながったとの意見を真摯に受け止め、施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を十分尊重すること。
- 2 感染症の新たな分類について、国民や医療関係者の理解が深まるよう、その定義の明確化に努めるとともに、その内容を本委員会に報告すること。また、これらが新たな差別や偏見につながらないように、特段の配慮を行うこと。
- 3 健康診断、入院、移送等が、患者等の人権に配慮し、客観的に運用されるよう手続の明確化を図るとともに、これらの手続、退院の請求、審査請求等について、患者等に対して十分な説明が行われるように配慮すること。また、感染症指定医療機関等における通信等の自由を保障するため、必要な措置を講ずること。
- 4 感染症発生動向調査の体制強化を図り、感染症の発生・拡大の防止のために必要な情報を適時・的確に国民に提供・公開すること。また、感染症情報の収集及び公表に当たっては、個人情報の保護に万全を期すとともに、国民の感染症への過度な不安を引き起こすことがないように十分留意すること。
- 5 国の各行政機関、地方公共団体を始めとする関係各機関の役割分担を明確にし、緊密な連携を図るとともに、保健所が地域における感染症対策の中核的機関として十分に機能できるよう、その体制強化を図ること。
- 6 感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護婦等の医療従事者の教育・研修、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、国立国際医療センターや大学病院の充実・活用を含め、人材・設備の両面から計画的な整備を進めること。
- 7 安全面に配慮した病原体等安全管理基準のレベル4に対応する施設の在り方についての検討、国立感染症研究所等の機能強化を始めとする感染症の病原体や抗体の検査体制の整備に努めること。また、感染症の治療・予防のための医薬品の開発等の研究を推進するとともに、必要に応じ拡大治験の活用を図ること。
- 8 性感染症及びH I V感染症の予防について、特定感染症予防指針において総合的な対応を図るとともに、これらの患者・感染者に対する医療・施策が更に充実するよう努め

ること。

- 9 新感染症の発生や特定の感染症の集団発生に対して、直ちに専門家からなるプロジェクトチームが結成できるよう、感染症に対する危機管理体制の確立を図ること。また、新感染症については、国の責任において、積極的な対策を講ずること。
- 10 医療機関、老人福祉施設等における院内感染防止対策を強力に進めること。
- 11 必要なワクチンや予防接種に関する適切な情報を国民に提供・公開し、予防接種に対する国民の理解を深めることにより、接種率の向上に引き続き努力すること。
- 12 地球規模化する感染症問題に対応し、日本における感染症対策の水準の向上を図るため、海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。
- 13 検疫については、国内の感染症予防対策と連携のとれた一元的な運用に努めるとともに、感染症発生の状況・段階に応じた的確に対応できるよう、検疫所の機能強化を図ること。
- 14 世界保健機関その他国際機関等により新たな基準等が定められた場合は、必要に応じ、それとの整合を図るため速やかに適切な対応を行うこと。

右決議する。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第85号）

【要 旨】

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する一環として、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及びまん延を防止するため、検疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及び手続を見直すとともに、検疫所において感染症に関する情報提供等を行うこととするほか、狂犬病の国内への侵入を防止するための検疫の対象に猫その他の動物を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 検疫法の一部改正関係

(1) 検疫感染症に関する事項

- ① 検疫感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症予防・医療法」という。）に規定する一類感染症、コレラ及び黄熱とする。
- ② 一類感染症若しくはコレラの疑似症を呈している者又は一類感染症の病原体を保有しており、かつ、当該感染症の症状を呈していない者については、それぞれの感染症の患者とみなして、検疫法を適用する。

(2) 検疫感染症の患者に関する隔離及び停留に関する事項

- ① 隔離の対象を一類感染症又はコレラの患者に改めるとともに、隔離の方法及び場所を改める。
- ② 停留は、外国に一類感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合に、一類感染症に感染したおそれのある者を対象として行うこととし、停留の方法、場所及び期間を改める。
- ③ 隔離及び停留に係る解除及び審査請求に関する規定を整備する。

(3) 検疫所長の行う衛生業務に関する事項

- ① 検疫所長は、出入国しようとする者の求めに応じ、感染症予防・医療法に規定する二類感染症、三類感染症及び四類感染症で検疫感染症以外の感染症のうち政令で定めるものに関する診察等を行うことができる。
- ② 検疫所長は、出入国しようとする者に対し、検疫感染症の外国における発生の状況等について情報の提供を行わなければならない。また、そのための情報の収集、整理及び分析に努めなければならない。

(4) 新感染症に関する事項

感染症予防・医療法に規定する新感染症のうち政令で定めるものについては、政令で1年以内の期間を限り、検疫法第2章及び第4章の規定を準用し、それ以外のものについては、検疫所長が厚生大臣の指示に従い、当該感染症を一類感染症とみなして検疫を行うことができる。

(5) その他

罰則規定その他所要の規定の整備等を行う。

2 狂犬病予防法の一部改正関係

(1) 輸出入検疫に関する事項

輸出入検疫の対象に猫その他の政令で定める動物を追加する。

(2) 狂犬病発生時の措置に関する事項

狂犬病発生時の措置のうち届出義務、隔離義務、殺害禁止、死体の引渡及び病性鑑定のための措置に関する規定を猫その他の政令で定める動物に適用する。

(3) その他

罰則規定その他所要の規定の整備等を行う。

3 施行期日等

(1) この法律は、一部を除き、平成11年4月1日から施行する。

(2) この法律に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【附 帯 決 議】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（第142回国会閣法第84号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 ／ 84	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案	参※	10. 3. 11	10. 9. 17	10. 9. 24 可 決 附帯決議	10. 9. 25 可 決	10. 7. 30 厚 生	10. 9. 16 修 正 附帯決議	10. 9. 17 修 正
○第142回国会参本会議趣旨説明 衆本会議趣旨説明 衆継続									
142 ／ 85	検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案	〃※	3. 11	9. 17	9. 24 可 決 附帯決議	9. 25 可 決	7. 30 厚 生	9. 16 可 決 附帯決議	9. 17 可 決
○第142回国会参本会議趣旨説明 衆本会議趣旨説明 衆継続									

・本院議員提出法律案（1件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 受領月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 ／ 5	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案	国民福祉委員長 山本 正和君 (10. 5. 26)		10. 9. 10	10. 9. 10	10. 9. 17 可 決	10. 9. 18 可 決	10. 7. 30 厚 生	10. 9. 9 可 決	10. 9. 10 可 決

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案1件、内閣提出議決案件7件の合計8件であり、法律案1件を可決し、議決案件7件を承認した。

また、本委員会付託の請願11種類113件のうち、2種類27件を採択した。

〔法律案等の審査〕

労働基準法の一部を改正する法律案は、第142回国会に提出され、衆議院において継続審査になっていたものであり、今国会において、新裁量労働制の実施要件の追加とその施行期日の延期等の修正がなされ、本院に送付されてきたものである。

本法律案の内容は、制定以来50年を経た労働基準法について、一定範囲の労働者に関する労働契約期間の上限延長、労働大臣による時間外労働に関する基準の策定、労使委員会の決議に基づく新裁量労働制導入、都道府県労働基準局長による労使紛争解決に向けた援助体制創設など、所要の改正を行うものである。

9月7日の本会議において、本法律案の趣旨説明が行われた後、新裁量労働制における労使委員会の適正な運営の確保、時間外労働の削減の方策、休日・深夜労働に関する上限規制の導入、3年有期雇用制新設に伴う雇用の不安定化の懸念、本法律案と憲法第27条第2項との関係等について質疑が行われた。

委員会においては、本法律案と規制緩和推進との関係、有期労働契約の濫用防止策、時間外労働の基準を超える36協定の効力、時間外労働に関する激変緩和措置の設定方法の在り方、休日・深夜労働に関する法的規制の必要性、新裁量労働制の具体的対象業務の範囲と労使委員会の役割、労使紛争の解決支援措置の有効性、中小企業における労使協議の適正化策等について質疑が行われた。

また、参考人として、日本労働組合総連合会総合労働局長松浦清春君、明治大学法学部講師松岡二郎君、弁護士坂本修君、中央大学法学部教授角田邦重君、財団法人日本ILO協会常務理事工藤幸男君及び凸版印刷株式会社ヒューマン事業推進本部労政部長河野通剛君を招致し、意見の聴取と質疑が行われた。

9月24日に、質疑終局の動議を多数をもって可決した後、日本共産党より修正案が提出され、原案及び修正案について討論の後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって可決された。

なお、本法律案に対し、13項目にわたる附帯決議が行われた。

国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基

幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)、国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)の7件は、郵政省及び林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額の原資をもって引き上げること等を含むとする中央労働委員会の裁定を実施するに当たって、現状においては予算上可能であるとは断定できないため、国営企業労働関係法第16条第2項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

委員会においては、採決の結果、これら7件はいずれも全会一致をもって、中央労働委員会の裁定どおり実施することを承認すべきものと議決した。

〔国政調査等〕

9月8日、甘利労働大臣より、労働行政の基本施策についての所信及び雇用・失業情勢についての報告を聴取した。

また、10月8日、労働問題及び社会政策に関する調査を議題として質疑を行い、雇用失業情勢の現状と対策、雇用促進事業団の組織・業務の見直し、介護労働力の確保策、育児・介護休業制度の改善の必要性、ホワイトカラーの能力開発推進策、労働債権の確保策、外国人労働者雇用の現状と対策等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日(火)(第1回)

- 理事を選任した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月8日(火)(第2回)

- 労働行政の基本施策に関する件及び雇用・失業情勢に関する件について甘利労働大臣から所信及び報告を聴いた。
- 労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)(衆議院送付)について甘利労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院労働委員長岩田順介君から説明を聴いた。

○平成10年9月10日(木)(第3回)

- 労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)(衆議院送付)について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年9月17日(木)(第4回)

- 労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)(衆議院送付)につい

て甘利労働大臣、政府委員、経済企画庁及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月18日（金）（第5回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第33号）（衆議院送付）について参考人日本労働組合総連合会総合労働局長松浦清春君、明治大学法学部講師松岡二郎君、弁護士坂本修君、中央大学法学部教授角田邦重君、財団法人日本ILO協会常務理事工藤幸男君及び凸版印刷株式会社ヒューマン事業推進本部労政部長河野通剛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成10年9月22日（火）（第6回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第33号）（衆議院送付）について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年9月24日（木）（第7回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第33号）（衆議院送付）について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第142回国会閣法第33号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、無

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年10月6日（火）（第8回）

- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（閣議第1号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（閣議第2号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）（閣議第3号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）（閣議第4号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第5号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員」）（閣議第6号）（衆議院送付）
- 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第7号）（衆議院送付）

以上7件について甘利労働大臣から趣旨説明を聴いた後、中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

(閣議第1～7号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成10年10月8日(木)(第9回)

- 雇用失業情勢の現状と対策に関する件、雇用促進事業団の組織・業務の見直しに関する件、介護労働力の確保に関する件、育児・介護休業制度の改善に関する件等について甘利労働大臣、政府委員及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日(金)(第10回)

- 請願第390号外26件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第77号外85件を審査した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

労働基準法の一部を改正する法律案(第142回国会閣法第33号)

【要 旨】

本法律案は、労働基準法について、近年の経済社会の構造変化や労働者の就業意識の多様化等に対応したものとなるよう所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 労働契約期間の上限

新商品・新技術の開発等に必要の高度の専門的な知識、技術等を有する労働者を新たに確保する場合や高齢者などについて、労働契約期間の上限を現行の1年から3年に延長する。

2 労働条件の明示

労働契約の締結に際し、使用者が書面によって労働者に明示しなければならない労働条件の範囲に、労働時間に関する事項等を追加する。

3 1年単位の変形労働時間制

効率的な働き方とそれによる労働時間の短縮を実現するため、労働大臣は、1年単位の変形労働時間制の対象期間における労働日数の限度等を定めることができることとする。

4 時間外労働規制

- (1) 時間外労働を適正なものとするため、労働大臣は、労使協定で定める労働時間の延長の限度等について基準を定めることができることとするとともに、労使双方は当該協定が基準に適合したものとなるようにしなければならないこととする。
- (2) 労働大臣は、女性保護規定の廃止に伴う激変緩和措置として、育児又は介護を行う女性労働者のうち希望者については、一定期間、(1)の基準とは別に、通常労働者より

短い基準を定めることとするとともに、政府は、この期間中に、育児又は介護を行う男女労働者の時間外労働に関する制度の在り方について検討することとする。

5 裁量労働制

- (1) 事業運営上の重要な決定が行われる事業場における企画、立案等の業務について、労使委員会で、対象となる労働者の具体的な範囲、健康及び福祉を確保するための措置等を委員全員の合意で決議し行政官庁に届け出ることにより、決議の内容に基づいて裁量労働制の対象とすることができることとする。
- (2) 労働大臣は、(1)の労使委員会で決議する事項についての指針を定め、これを公表することとする。

6 個別紛争の解決

都道府県労働基準局長は、労働条件についての労使間の紛争に関し、当事者からその解決について援助を求められた場合には、必要な助言又は指導を行うことができることとする。

7 その他

- (1) 児童労働に関する国際的動向に沿って、労働者として使用できる最低年齢に係る規定を整備する。
- (2) 労働基準法の適用事業の範囲を号別に列記する方式を廃止するほか、年次有給休暇の付与方式について改善する等、所要の整備を行う。

8 施行期日

本法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、6については平成10年10月1日から、7の(1)については平成12年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、新たな裁量労働制の適用に当たって対象労働者の同意を得なければならないこと等を制度実施の要件とすること、新たな裁量労働制に係る改正規定の施行期日を1年延期すること、女性保護規定廃止に伴う激変緩和措置として時間外労働の基準を定めるに当たっては、1年当たり150時間を超えないものとしなければならないものとする、国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進等就業に関する条件の整備のための事業主、労働者その他の関係者の自主的努力を促進するものとする等との修正が行われている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 労働契約期間の上限の延長に係わる専門的知識等であって高度のものとして労働大臣が定める基準を設定するに当たっては、若年定年制や有期雇用のいたずらな拡大につながることを避けるため、客観的に判断しうるものとなるよう慎重に対処すること。
- 2 有期労働契約の反復更新の実態、裁判例の動向等について専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。
- 3 1年単位の変形労働時間制の制度が労働時間短縮推進のために果たすべき意義にかんがみ、適用対象労働者の家庭生活及び社会生活に十分配慮し、本制度を導入する企業において総実労働時間の短縮が図られるよう適切な措置を講ずること。
- 4 休日労働に関し、回数等を含むガイドラインの設定などその適正化に資するための措

置について、中央労働基準審議会において、労使の意見を十分尊重しつつ、検討が行われるよう努めること。特に、家族的責任を有する女性労働者に対して、休日労働が増加することにより、家庭生活への影響が生ずることがないようにすることを念頭に置いて、そのための適切な措置について検討を急ぐこと。

- 5 家族的責任を有する労働者が一定水準を超える時間外労働の免除を請求することができる制度についての検討に当たっては、その水準について激変緩和措置との連続性に十分留意すること。
- 6 年休付与に係わる制度の改正の趣旨にかんがみ、年間総実労働時間を短縮するよう、年次有給休暇の取得率向上のための実効ある方策について引き続き検討すること。また、パート労働者に対する年休比例付与制度の改正内容については、特に事業主への周知徹底を図ること。
- 7 将来における深夜業の総合的なガイドラインの策定に資するため、主要業種ごとの労使による自主的なガイドラインの適切な設定に向け、労使が参考とすべき事項を明らかにしつつ実態調査や労使の話し合いの場の設定等、労使の取組に対する必要な援助を行うとともに、ILO第171号条約の趣旨を踏まえた深夜業の実効ある抑制方策について検討すること。
- 8 深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成するとともに、次期通常国会を目指して労働安全衛生法の改正を行い、これら自発的に受診した健康診断についてもその結果に基づく医師の意見を勘案して深夜業の回数の減少や作業転換等の措置を講じなければならないようにすること。
- 9 新たな裁量労働制の対象となる業務や労働者の範囲については、労働大臣が定める指針において、具体例をもって可能な限り明確化すること。また、この指針を定めるに当たっては、中央労働基準審議会において、労使の意見を十分尊重しつつ、合意が形成されるよう努めること。
- 10 新裁量労働制の導入に当たっては、労使委員会が重要な役割を担っていることにかんがみ、特に未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置、運営されるよう十分な配慮を行うこと。
- 11 労使委員会に付与する権限及びその範囲等に係わる運用面での問題が生じた場合について、新たな裁量労働制の施行後3年を経過した時点での制度全体の見直しの中で、制度運営を適正強化するための法令上の措置を講ずることとすること。
- 12 少子・高齢化社会における育児と介護の必要性に配慮し、男女労働者の就労と家族的責任との両立に考慮した措置を一層充実すること。
- 13 ILO条約第138号（就業の最低年齢に関する条約）の早期批准に向けて検討を急ぐこと。

右決議する。

国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（閣議第1号）

同（全日本郵政労働組合関係）（閣議第2号）

同（郵政産業労働組合関係）（閣議第3号）

以上3件

【要 旨】

- 1 以上各件は、それぞれの組合の要求に係る平成10年度新賃金に関する紛争について行った中央労働委員会の裁定を実施するに当たって、現状においては予算上可能であるとは断定できないため、国営企業労働関係法第16条第2項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。
- 2 各裁定は、郵政省所属の国営企業労働関係法上の職員についてその基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における基準内賃金の0.51パーセント相当額に570円を加えた額2,070円の原資をもって引き上げるものである。

国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員」）（閣議第4号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第5号）

同（日本林業労働組合関係「定員内職員」）（閣議第6号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）（閣議第7号）

以上4件

【要 旨】

- 1 以上各件は、それぞれの組合の要求に係る平成10年度新賃金に関する紛争について行った中央労働委員会の裁定を実施するに当たって、現状においては予算上可能であるとは断定できないため、国営企業労働関係法第16条第2項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。
- 2 各裁定は、林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員のうち、定員内職員についてその基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における基準内賃金の0.51パーセント相当額に570円を加えた額2,281円の原資をもって引き上げ、また、基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員についてそれぞれの基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、月額2,219円の原資をもって引き上げるものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１件）

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 ／ 33	労働基準法の一部を改正する法律案	衆※	10. 2.10	10. 9. 7	10. 9.24 可 附帯決議	10. 9.25 可 決	10. 7.30 労 働	10. 9. 3 修 正 附帯決議	10. 9. 4 修 正
○ 10. 9. 7 参本会議趣旨説明 ○ 第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続									

・国会の議決を求めるの件（７件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）	衆	10. 7.30	10.10. 6	10.10. 6 承 認	10.10. 7 承 認	10. 8.28 労 働	10.10. 5 承 認	10.10. 6 承 認
2	国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）	〃	7. 30	10. 6	10. 6 承 認	10. 7 承 認	8.28 労 働	10. 5 承 認	10. 6 承 認
3	国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）	〃	7.30	10. 6	10. 6 承 認	10. 7 承 認	8.28 労 働	10. 5 承 認	10. 6 承 認
4	国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定 員内職員」）	〃	7.30	10. 6	10. 6 承 認	10. 7 承 認	8.28 労 働	10. 5 承 認	10. 6 承 認
5	国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基 幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）	〃	7.30	10. 6	10. 6 承 認	10. 7 承 認	8.28 労 働	10. 5 承 認	10. 6 承 認
6	国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係 「定員内職員」）	〃	7.30	10. 6	10. 6 承 認	10. 7 承 認	8.28 労 働	10. 5 承 認	10. 6 承 認
7	国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係 「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」）	〃	7.30	10. 6	10. 6 承 認	10. 7 承 認	8.28 労 働	10. 5 承 認	10. 6 承 認

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

9月22日、平成10年8月以降の豪雨災害による農林水産関係の被害について中川農林水産大臣から報告を聴取した。

また、同月24日、同大臣、政府委員等に対し質疑を行った。この中で、8月豪雨及び台風第5号、第7号、第8号による被害状況とその対策、森林整備の在り方と公益的機能の発揮、食料・農業・農村基本問題調査会の答申、食料安全保障、食料自給率の目標設定、株式会社の農業分野への参入、WTO農業協定と基本問題調査会答申との関係、国営農地開発事業、環境保全型農業、遺伝子組換え食品の表示、ミニマム・アクセス米、水産基本法の制定等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月22日（火）（第2回）

- 平成10年8月以降の豪雨災害による農林水産関係の被害について中川農林水産大臣から報告を聴いた。

○平成10年9月24日（木）（第3回）

- 平成10年8月以降の豪雨災害による農林水産関係の被害に関する件、食料・農業・農村基本問題調査会答申に関する件、遺伝子組換え食品の表示問題に関する件、国営農地開発事業に関する件、ミニマム・アクセス米に関する件等について中川農林水産大臣、政府委員及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月15日（木）（第4回）

- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち衆議院継続1件）、衆議院商工委員会提出1件の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、昨今の景気低迷により、中小企業の資金繰りがきわめて悪化していることに加え、金融機関によるいわゆる貸し渋りという事態が深刻になっていることから、大変厳しい状況に置かれている中小企業に対する資金融通の円滑化を図るため、本年8月28日に閣議決定された、信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充等を柱とする「中小企業等貸し渋り対策大綱」を踏まえて提出されたものである。その主な内容は、物的担保を必要としない無担保保険については、現行3,500万円の付保限度額を5,000万円に、無担保・無保証人による特別小口保険については、現行750万円の付保限度額を1,000万円にそれぞれ引き上げようとするものである。委員会においては、当委員会の審査前に改正内容を広報したことに関する問題、貸し渋り解消への効果、保証要件の緩和等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、衆議院商工委員会提出によるもので、相次ぐ貸し渋り対策にも関わらず、金融機関の貸出姿勢に対する中小企業者の不安が依然として払拭されていないことに加えて、今後、金融機関の破たんに伴う中小企業者への事業資金の供給について、重大な支障の発生が懸念されているため、倒産関連中小企業者として、金融機関の実施している金融取引の調整により借入れの減少が生じている中小企業者及び破たん金融機関との金融取引について借入れ等が生じている中小企業者を追加し、後者については、普通保険の限度額の別枠を現行2億円から臨時に3億円とするとともに、普通保険、無担保保険、特別小口保険に係る中小企業信用保険公庫の再保険率を現行の80%から臨時に90%に引き上げようとするものである。委員会においては衆議院商工委員長代理より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、第142回国会において衆議院で継続審査となっていたもので、同国会の5月22日の参議院本会議において承認された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約に対応し、営業上の不正の利益を得るため、外国公務員等に対して、金銭その他の利益を供与することを禁止する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、実効性を高めるための各国への働きかけ、本法律案と刑法の贈収賄との関係、従来の商慣習と企業倫理の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案は、平成9年9月にノルウェーのオスロで開催された対人地雷禁止条約の交渉のための国際会議において採択された対人

農林水産

経済産業

地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約について、我が国は同年12月に署名を行っており、その条約の適確な実施を確保するため、条約で認められた目的のために所持する場合を除き、対人地雷の所持を禁止し、対人地雷を所持しようとする者に、通商産業大臣の許可を受ける義務を課するとともに、対人地雷の廃棄又は引き渡しをする者に必要事項の届出をする義務を課する。また、所持の許可を受けた者等に国際連合事務総長の指定する者が行う検査の受入れを義務付ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、小渕内閣総理大臣の出席を求め、在日米軍に対する本法の適用関係、対人地雷の廃棄方法の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

9月17日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、ベンチャー企業支援策、物流の情報化、PFI法案、中小企業の貸し渋り対策、環境・エネルギー対策の基本目標、原子力発電所の立地対策、PRTTR推進の課題、景気対策、新産業育成策、経済見通し、不況の原因、消費税率5%の引き下げ、経済状況の判断体制の整備、我が国経済の潜在成長率、温暖化ガス削減の国内対策等の質疑が行われた。

9月24日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、通商産業大臣からASEAN諸国経済の現状と展望について報告を聴取するとともに、ベンチャー企業支援策、日本商工会議所の組織率の低下、COP3後のCO₂等排出削減目標、長期エネルギー需給見通し策定の在り方、ダイオキシン問題、女性起業家に対する支援策、太陽光発電の施策状況、景気対策としての住宅政策、今後の経済運営の在り方、CO₂削減目標における森林吸収分の算定方法、少子・高齢化社会におけるマクロ経済政策等の質疑が行われた。

10月15日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、石油公団問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 不正競争防止法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第105号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年9月17日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 不正競争防止法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第105号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（第142回国会閣法第105号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき

反対会派 なし

- 景気対策に関する件、中小企業対策に関する件、経済構造改革に関する件、エネルギー政策に関する件等について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月24日（木）（第4回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- ASEAN諸国経済の現状と展望に関する件について与謝野通商産業大臣から報告を聴いた。
- 中小企業対策に関する件、温室効果ガス排出削減に関する件、ダイオキシン汚染対策に関する件、エネルギー政策に関する件、景気対策に関する件等について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、政府委員、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月29日（火）（第5回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、政府委員及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。
- 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年9月30日（水）（第6回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第3号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。
- 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について小淵内閣総理大臣、与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第4号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし

○平成10年10月13日（火）（第7回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について衆議院商工委員長代理小此木八郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第17号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき
反対会派 なし
- 石油公団問題に関する調査報告について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年10月15日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 石油公団問題等に関する件について与謝野通商産業大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人石油公団総裁鎌田吉郎君及び同公団理事新欣樹君に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第9回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要 旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、無担保保険及び特別小口保険の保険価額の上限を引き上げようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 無担保保険及び特別小口保険の保険価額の上限の引上げ

中小企業者の民間金融機関等からの借入資金に付する都道府県等信用保証協会の保証債務について行う無担保保険、特別小口保険の保険価額の上限（保険限度額）をそれぞれ3,500万円から5,000万円、750万円から1,000万円に引き上げる。

2 個別法に基づく保険価額上限の特例措置の改定

1の措置に伴い、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法等で中小企業信用保険法の特例として2倍の上限額が設けられている無担保保険、特別小口保険の保険価額等の上限の引上げを行う。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 各信用保証協会への財政基盤の強化に万全の支援策を講じ、必要かつ十分な信用枠を確保すること。

また、中小企業信用保険公庫に対しても、万全の予算措置を講じ、今後も一層必要かつ十分な出資を行うこと。

2 担保力に乏しい小規模企業者等が、保証をより受け入れやすくなるよう無担保保証における第三者保証徴求の弾力化などの制度改善を図るとともに、特別小口保証制度の改善について今後も引き続き十分検討すること。

3 貸し渋り対策の迅速かつ効果的な推進が図られるよう、関係諸機関の協力と連携を強化していくとともに、公正、円滑な保証業務が確保されるよう保証基準や審査マニュアルの策定について適宜、適切に指導を行うこと。

右決議する。

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷をいう。

2 製造の禁止

何人も対人地雷を製造してはならない。

3 所持等の規制

(1) 所持の禁止

対人地雷の所持を禁止する。ただし、許可所持者が許可に係るものを所持するとき、承認輸入者が許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき、廃棄等義務者が廃棄又は引き渡すまでの間所持するとき及び運搬を委託された者が運搬のため所持するとき等の場合は除く。

(2) 所持の許可

対人地雷を所持しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その際、通商産業大臣は、対人地雷が条約で認められた目的のために所持することが確実であること及びその他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないことのいずれにも適合していると認める場合でなければ、許可をしてはならない。

(3) 輸入の承認

対人地雷を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法の承認を受けなければならない。

(4) 廃棄等の届出

廃棄等義務者が対人地雷を廃棄しようとするとき又は引き渡したときは、通商産業大臣に届け出なければならない。

(5) 所持の届出

許可所持者又は承認輸入者は、対人地雷を所持することとなったときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 国際連合事務総長の指定する者の検査等

国際連合事務総長が条約の定めにより指定する者は、外務大臣及び通商産業大臣それぞれの指定する職員の立会いの下に、対人地雷を取り扱う場所等へ立ち入り、帳簿等の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

5 立入検査

通商産業大臣は、職員をもって許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事業所に立ち入り、帳簿等の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

6 自衛隊についての特例

(1) 自衛隊が行う条約で認められた目的のための対人地雷の所持は、所持の承認を受け

たものとみなす。

- (2) 国際連合事務総長の指定する者が自衛隊の施設に立入検査等を行う場合は、通商産業大臣の指定する職員に代わり防衛庁長官の指定する職員の立会いの下に行う。

7 罰則

対人地雷の製造の禁止に違反した者は、7年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する等の必要な規定を設ける。

8 附則

この法律は、条約が我が国で効力を生ずる日から施行する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（衆第17号）

【要 旨】

本法律案は、現下の厳しい金融状況にかんがみ、破綻した金融機関等の融資先である中小企業者の事業資金の融通を図るため、中小企業信用保険法の倒産関連保証に係る保険関係について、臨時措置として付保限度額及び保険のてん補率を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 倒産関連中小企業者の定義の追加

- (1) 倒産関連中小企業者の定義に、金融機関が実施している金融取引の調整等により、借入れの減少等が生じているため、経営の安定に支障を生じている中小企業者を追加する。
- (2) 倒産関連中小企業者の定義に、破綻金融機関との金融取引について、借入れの減少等が生じているため、経営の安定に支障を生じている中小企業者を追加する。

2 付保限度額及びてん補率の特例

当分の間、倒産関連保証に係る保険関係のうち、1の(2)に掲げる中小企業者に係るものについて、普通保険の付保限度額の別枠を臨時に2億円から3億円に引き上げるとともに、普通保険、無担保保険又は特別小口保険のてん補率を臨時に100分の90とする。

3 見直し

この法律による改正後の中小企業信用保険法の2の措置については、平成13年3月31日までの間に、必要な見直しが行われるべきものとする。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第105号）

【要 旨】

本法律案は、営業上の不正の利益を得るために、外国公務員等に対し利益を供与する行為等を禁止して、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止

- (1) 何人も、外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るため、その職務に関する作為又は不作為あるいは他の外国公務員等に対する作為等のあつせんを目的として、利益の供与又は申込み若しくは約束をしてはならない。

(2) 外国公務員等の定義

- ① 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

- ② 外国の特別の法令に基づいて設立されたものの事務に従事する者
- ③ 外国の政府又は地方公共団体が過半の出資を行っており、かつ、その事業の遂行に当たり特に権益を付与されている事業者の事務に従事する者
- ④ 国際機関の公務に従事する者
- ⑤ 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関からの委任を受けた事務に従事する者

2 罰金額の引上げ
 法人等に対する罰金の最高限度額を、1億円から3億円に引き上げる。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件） ※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
3	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 9. 8	10. 9. 24	10. 9. 30 可 決 附帯決議	10. 9. 30 可 決	10. 9. 16 商 工	10. 9. 18 可 決 附帯決議	10. 9. 24 可 決
4	対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案	〃	9. 24	9. 28 (予備)	9. 30 可 決	9. 30 可 決	9. 24 商 工	9. 25 可 決	9. 29 可 決
142 ／ 105	不正競争防止法の一部を改正する法律案	〃 ※	4. 10	9. 10	9. 17 可 決	9. 18 可 決	7. 30 商 工	9. 8 可 決	9. 10 可 決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
17	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	商 工 委 員 長 古賀 正浩君 (10. 10. 9)	10. 10. 9	10. 10. 13	10. 10. 9 (予備)	10. 10. 13	10. 10. 14			10. 10. 13 可 決

【交通・情報通信委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された案件は、日本放送協会（NHK）の平成6年度、平成7年度及び平成8年度の決算3件であり、いずれも是認された。

また、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔NHK決算の審査〕

日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書、日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書及び日本放送協会平成8年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、NHKの平成6年度、7年度及び8年度の決算書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、平成6年度決算は第136回国会の平成8年2月16日に、平成7年度決算は第140回国会の平成9年2月18日に、平成8年度決算は第142回国会の平成10年2月20日に、それぞれ内閣から提出されたものである。

委員会においては、以上3件を一括して議題とし、野田郵政大臣、NHK会長及び政府委員から説明を聴取した後、字幕放送の現状及び字幕化拡大への取組、地上放送デジタル化のメリットとその進め方、21世紀に向けた国際放送の充実、放送デジタル化の経費と受信料制度とのかかわり、青少年の健全育成と放送番組規制に係る調査研究の必要性、地域密着型番組制作への取組等について質疑を行い、3件いずれも全会一致をもって是認した。

〔国政調査等〕

9月17日、郵政行政の諸施策について野田郵政大臣から説明を聴取し、9月22日、インターネットの普及促進と不正利用対策、学校インターネットの推進と問題点、放送のデジタル化と今後の課題、情報通信基盤整備における日米格差と我が国の対応、中央省庁再編と今後の郵政行政の在り方、電気通信分野における規制緩和の取組、Vチップ制導入の是非、北海道グルメ会の郵便局における販売活動、郵便事業の収支悪化と料金据置き、郵便貯金事業の今後の運営方針、電気通信料金の地域間格差等について質疑を行った。

また同日、運輸行政の諸施策について川崎運輸大臣から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月17日（木）（第2回）

- 郵政行政の諸施策に関する件について野田郵政大臣から説明を聴いた。

○平成10年9月22日（火）（第3回）

- 運輸行政の諸施策に関する件について川崎運輸大臣から説明を聴いた。
- インターネットの普及促進と不正利用対策に関する件、放送のデジタル化と今後の課題に関する件、情報通信基盤整備における日米格差と我が国の対応に関する件、中央省庁再編と郵政行政の在り方に関する件、Vチップ制導入の是非に関する件、北海道グルメ会の郵便局における販売活動に関する件、郵便事業の収支悪化と料金据置きに関する件、郵便貯金事業の今後の運営方針に関する件、電気通信料金の地域間格差是正に関する件等について野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月1日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会平成8年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上3件について野田郵政大臣、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君及び会計検査院当局から説明を聴き、野田郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事・技師長長谷川豊明君、同協会専務理事河野尚行君、同協会理事酒井治盛君、同協会理事芳賀譲君及び同協会理事松尾武君に対し質疑を行った後、いずれも是認すべきものと議決した。

（日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

（日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

（日本放送協会平成8年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

○平成10年10月16日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・NHK決算（3件）

[illegible]

【国土・環境委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（衆議院継続）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願2種類7件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地球温暖化の防止は人類共通の課題であることから、平成4年5月「気候変動に関する国際連合枠組条約」が、さらに同条約に基づいて平成9年12月には、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力ある数値目標等を定めた「京都議定書」が採択された。これにより我が国は、平成2年を基準として平成20年から24年までの温室効果ガスの排出量の年平均値を6%削減するものとされたところである。**地球温暖化対策の推進に関する法律案**は、この「京都議定書」に対応するための総合的制度のうち、今日の段階で実施可能なものについては直ちに制度化すべきとの中央環境審議会の中間答申を踏まえ提出されたものであり、地球温暖化対策の推進を図るため、政府において地球温暖化対策に関する基本方針を定め、政府及び地方公共団体において当該基本方針に即した自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための計画を策定するとともに、これに基づく措置の実施状況の公表を行うことを義務付け、併せて事業者及び国民に対して、地球温暖化の防止のために努力すべき目標を明らかにする等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、目的、市町村の実行計画等について修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見を聴取するとともに、京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成方策、事業者への計画策定の義務づけ、地球温暖化防止行動計画と道路整備の関係、COP4に向けた取組等について質疑の後、緒方理事（共産）より、温室効果ガスの排出の削減等地球温暖化対策に関する基本方針の策定等を内容とする修正案が提出されたが、修正案は否決し、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

9月10日、関谷建設大臣から建設行政の基本施策について、柳沢国土庁長官から国土行政の基本施策について、井上北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、真鍋環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴取した。

同月29日、政府委員及び厚生省当局からダイオキシン対策に関する件について報告を聴いた後、ダイオキシン対策及び環境行政の基本施策について質疑を行い、廃棄物の焼却施設の実情、豊能郡美化センターの高濃度汚染のメカニズム、同センターの土壌汚染の実態と原因究明についての政府の姿勢、ごみ焼却処理施設建設に関する入札談合、米軍厚木基地内の米軍住宅地域の環境汚染対策、環境ホルモンに関する対策及び予算措置、鳥島射撃場における劣化ウラン含有弾誤使用に関する環境調査の結果等が取り上げられた。

また、10月1日、建設行政の基本施策、国土行政の基本施策、北海道開発行政の基本施策について質疑を行い、住宅着工の現状と建設を促進するための方策、国道の管理権限の地方自治体への委譲、京都議定書6条の共同実施及び12条のクリーン開発メカニズムの内容、住都公団の分譲住宅の値下げ販売、高知県の水害被害についての対策、磐梯朝日国立公園の登山道整備と自然破壊、新潟県の集中豪雨災害に関する激甚災害指定の作業状況、苫小牧東部地域開発の今後の方針、那覇防衛施設局による不服審査請求事件についての審査状況等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 建設行政の基本施策に関する件について関谷建設大臣から、国土行政の基本施策に関する件について柳沢国土庁長官から、北海道開発行政の基本施策に関する件について井上北海道開発庁長官から、環境行政の基本施策に関する件について真鍋環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐藤謙一郎君から説明を聴いた。

○平成10年9月17日（木）（第3回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官、政府委員、環境庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年9月22日（火）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）について参考人中央環境審議会企画政策部会長・上智大学法学部教授森嶋昭夫君、京都大学経済研究所所長佐和隆光君、環境総合研究所所長・環境行政改革フォーラム代表幹事青山貞一君及び元気象庁気象研究所研究室長増田善信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成10年9月24日（木）（第5回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）に

について真鍋環境庁長官、政府委員、環境庁、林野庁、文部省、通商産業省、資源エネルギー庁及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年9月29日（火）（第6回）

- ダイオキシン対策に関する件について政府委員及び厚生省当局から報告を聴いた。
- ダイオキシン対策に関する件及び環境行政の基本施策に関する件について真鍋環境庁長官、宮下厚生大臣、政府委員、厚生省、環境庁、文部省、外務省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月1日（木）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道開発行政の基本施策に関する件について関谷建設大臣、井上北海道開発庁長官、真鍋環境庁長官、柳沢国土庁長官、政府委員、建設省、環境庁、会計検査院、林野庁当局、参考人住宅・都市整備公団理事今泉浩紀君及び日本道路公団総裁緒方信一郎君に対し質疑を行った。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）を可決した。
(第142回国会閣法第111号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年10月16日（金）（第8回）

- 請願第119号外6件を審査した。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）

【要 旨】

本法律案は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止が人類共通の課題となっていることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 各主体の責務

国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが地球温暖化防止のために取組を行う責

務を定める。

2 基本方針並びに政府の事務及び事業に関する実行計画等

政府は、地球温暖化対策に関する基本方針を閣議決定をもって策定するものとし、基本方針においては次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
- (2) 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項
- (3) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項
- (4) 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

3 地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等

都道府県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下「実行計画」という。）を定め、それを公表し、また、措置の実施の状況について公表するものとする。市町村は、その事務及び事業に関し、実行計画を策定するように努めるものとする。

4 事業者の事業活動に関する計画等

温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者は、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、これを公表するように努めるとともに、講じた措置の実施の状況の公表に努めなければならないものとする。

5 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター

国民の日常生活において発生する温室効果ガスの排出の抑制等を促進するため、都道府県知事は、地球温暖化防止活動推進員を委嘱すること、国及び都道府県は地球温暖化防止活動推進センターを指定することができるものとする。

6 その他

政府による我が国の毎年の温室効果ガスの総排出量の公表、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関して関係行政機関の長に対する環境庁長官による協力要請、必要な罰則等に関し、所要の規定を設ける。

7 施行期日

この法律は、公布日から6月以内に施行するものとする。ただし、各主体の責務に関する規定等は公布日から施行するものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、目的規定に「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること」及び「すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であること」を追加するとともに、3について、市町村も、都道府県と同じく、その事務及び事業に関し、実行計画を策定するものとする旨の修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾な

- 1 京都議定書で定められた我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けては、排出量取引等の国際的制度は目標達成に当たって補完的なものであるとされていることに留意し、また、過大な吸収量を見込むことは温室効果ガスの排出削減努力を損なうおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、本法を始め国内における温室効果ガスの排出削減対策の整備・推進に力を傾注していくこと。
- 2 地球温暖化対策に関する基本方針については、地球温暖化防止行動計画についてなされている様々な指摘を踏まえ、各主体が真に削減効果の上がる対策を講ずることとなるように、国民の意見を広く聞きながら、その内容を厳密に定めること。
- 3 温室効果ガスの排出削減のためには事業者の果たすべき役割が大きいことにかんがみ、その事業活動に関する計画の策定・公表が促進されるよう積極的な支援を行うとともに、計画の実施状況についての把握に努めること。
- 4 国民一人ひとりの温室効果ガスの排出削減努力を促していくため、京都議定書及び本法の趣旨の周知徹底、普及・啓発等の一層の推進を図るとともに、製品についてその利用に伴って排出される温室効果ガスの排出量など各般にわたる情報の収集・公表に努めること。
- 5 全国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターについては、国民・住民の協力・参加を求めて運営されるよう必要な措置を講ずること。
- 6 京都議定書の早期発効に向けて積極的なイニシアティブを発揮するとともに、吸収量の取り扱いや排出量取引等の国際的取組に関するルールづくりに当たっては、これらが各国の温室効果ガスの排出削減措置の「抜け道」とならないよう、その国際的な交渉にリーダーシップを発揮すること。
- 7 京都議定書の実施に対応した温室効果ガスの排出削減ができる法制度を早急に構築すること。

右決議する。

・内閣提出法律案（1件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 / 111	地球温暖化対策の推進に関する法律案	衆 ※	10. 4. 28	10. 9. 9	10. 10. 1 可 決 附 帯 決 議	10. 10. 2 可 決	10. 7. 30 環 境	10. 9. 4 修 正 附 帯 決 議	10. 9. 8 修 正
			○ 10. 9. 9 参 本 会 議 趣 旨 説 明 ○ 第 142 回 国 会 衆 本 会 議 趣 旨 説 明 衆 継 続						

【予算委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会は、平成10年度補正予算（第2号）の審査を行った。
また、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

第143回国会では、金融システムの安定化に関する一連の金融関連法案についての与野党協議と合意の行方が最大の焦点であった。金融関連法案についての与野党協議は難航を極めたが、破綻後の処理策については自民党、民主党、平和・改革の3党合意で、またその後行われた破綻前の処理策については自民党、平和・改革、自由党の3党合意によって成立することとなった。合意が成立した破綻後及び破綻前処理策においては、処理に必要な公的資金、すなわち政府保証の限度額は、金融再生委員会の創設によって廃止されることとなった金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律による限度額と同額の10兆円が、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の附則において定められていた。しかし、我が国の金融機関の不良債権額が80兆円を超え、100兆円近いとの報道や長銀の関連ノンバンク日本リースの倒産によって、10兆円の政府保証限度額を大幅に上積みする声が急速に高まるとともに、野党側からは政府保証限度額の規定は法案の附則で行うべきではなく、10年度予算の予算総則を修正して明記すべきであるとの主張が行われた。当初、予算を修正する補正予算の提出に難色を示していた政府も、保証限度額が大幅に上積みされ、43兆円となったこと等から、会期末が迫っていたものの補正予算の提出に踏み切った。

平成10年度補正予算（第2号）は、一般会計予算総則において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」及び「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」の規定により、預金保険機構の金融再生勘定の借入金等について18兆円、金融機能早期健全化勘定の借入金等について25兆円の政府保証限度額を定めること等を内容としたものであり、10月13日に提出され、同月15日委員会質疑を行った後、翌16日討論、採決を行い、同日成立した。

委員会の質疑では、一連の金融関連法において総額60兆円の公的資金による保証枠が設けられたが、これで金融システムの安定化が図れるのか、さらに金融機関による貸し渋りはなくなるのかとの質疑が行われ、小渕内閣総理大臣は「2カ月にわたり、衆参両院で一連の金融関連法の成立に向け協議が行われてきた。政府としては法に基づき、国会の意思を受けて、金融システムの安定化のために全力を尽くしたい。また、貸し渋りについては、政府としても諸般の対策をとっているところであるが、金融機関が健全化していけば、当然解消していくものと思う」旨の見解を示した。

このほか、金融再生委員会の早期発足の必要性、公的資金枠60兆円と財政規律との関係、追加景気対策の緊要性、防衛庁不祥事と長官の責任問題等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

8月20日、21日及び24日の3日間、予算の執行状況に関する調査を議題として質疑を行った。また、9月25日には予算の執行状況に関する調査として、日米関係及び防衛庁問題並びに経済に関する集中審議を行った。

（予算の執行状況に関する調査）

参議院議員選挙後、橋本内閣退陣の後を受けた小渕新内閣に対するはじめての委員会質疑が行われた。前142回国会において、総事業規模16兆円超の総合経済対策が策定され、補正予算が成立したものの、景気は依然として深刻な状況が続き、内外の我が国経済を見る目は一段と厳しさを増すようになった。こうした中で、景気低迷の根底にある金融システムの安定化が喫緊の課題であるとの認識の下に、金融機関の破綻処理のための一連の法律案が政府、与党から提案された。これに対し、民主党、平和・改革、自由党の野党3党は共同で対案の策定に向けて協議が続けられた。こうした中で予算委員会が開会された。

委員会の質疑において、橋本前内閣から何を引き継ぎ、何を改革するのか質された総理は、「橋本前内閣は6大改革を掲げたが、その方向、方針を否定するものではない。しかし、中でも財政構造改革に重点を置いたことについては適時適切であったかという反省もあり、当内閣では経済再生を第一に掲げる経済再生内閣として全力を尽くしていきたい」旨の見解を示した。また、金融機関の抱える不良債権についてその早期処理の決意を質された総理は「金融機関の不良債権処理のために閣法2法と議員立法4法を提出しているが、野党においても原案をとりまとめ中と聞いている。今後特別委員会が設置されれば、当然各案が審議されるであろうが、よりよいものを目指して一日も早い成立を願いたい」旨答弁している。

このほか、長銀への公的資金投入の可能性、貸し渋り対策、減税問題、対米テロに対する米国の報復攻撃の是非、15ヵ月予算の内容、嘉手納基地のPCB汚染対策、TMD開発の問題点、ダイオキシン汚染対策等について質疑が行われた。

（日米関係及び防衛庁問題並びに経済に関する集中審議）

防衛庁調達実施本部が行う装備品等の購入をめぐる、業者との間で不正な経理が行われていたのではないか、とのマスコミ報道がなされていたが、9月3日、過去に行った装備品等の過大請求の返還金額を不正に減額し、国家に損害を与えた疑いで元防衛庁調達実施本部副本部長の上野憲一容疑者他3名が逮捕された。翌4日には元防衛庁調達実施本部長（前防衛施設庁長官）の諸富増夫容疑者が逮捕され、さらに10日にも防衛関連企業関係者4名が逮捕されるという不祥事が起きた。同事件について野党側からは、会計検査院の検査のあり方のみならず公務員制度のあり方まで多くの問題があり、予算委員会を開会すべしとの強い要求が出された。

予算委員会は、衆議院の金融安定化に関する特別委員会の動向を見ながら、小渕総理が9月20日から23日まで就任後はじめて訪米し国連総会への出席と日米首脳会談等を行って帰国した25日、総理の訪米結果をも含め集中審議の形で行われた。

委員会の質疑において、我が国の景気対策及び金融システム安定化策について米国の理解は得られたかと質された総理は、「現在、我が国の金融システム問題は極めて重要で、法案の整備を急いでいるが、包括的な安定を揺るがさない決意を伝えた。また、景気問題では第2次補正予算の編成あるいは減税の実施等、我が国経済の再生のために適切な措置

をとっていく意志であることを述べたが、クリントン米大統領には、これらの説明を評価、理解してもらったと認識している」旨の見解を示した。

また、今回の防衛庁不祥事件に今後どう対応するのかと質された総理は、「自衛隊の最高指揮官である立場からも遺憾であり国民にお詫びする。今後は事実関係の徹底究明と再発防止に向け、調達の仕事の抜本的改善と綱紀の保持に全力で取り組み、国民の信頼回復に万全を期していきたい」旨の答弁を行った。

このほか、長銀問題、沖縄知事選におけるヘリポート基地への対応、TMD開発の是非、北朝鮮のいわゆるミサイル発射問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月12日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年8月20日（木）（第2回）

- 予算の執行状況に関する件について小淵内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、堺屋経済企画庁長官、太田総務庁長官、甘利労働大臣、野中内閣官房長官、中村法務大臣、高村外務大臣、与謝野通商産業大臣、柳沢国土庁長官、関谷建設大臣、西田自治大臣、有馬文部大臣、真鍋環境庁長官、野田郵政大臣、竹山科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年8月21日（金）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について小淵内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、関谷建設大臣、中川農林水産大臣、柳沢国土庁長官、与謝野通商産業大臣、井上沖縄開発庁長官、野中内閣官房長官、額賀防衛庁長官、宮下厚生大臣、堺屋経済企画庁長官、太田総務庁長官、高村外務大臣、野田郵政大臣、中村法務大臣、西田国家公安委員会委員長、真鍋環境庁長官、有馬文部大臣、政府委員、参考人預金保険機構理事長松田昇君、日本銀行総裁速水優君及び日本道路公団総裁緒方信一郎君に対し質疑を行った。

○平成10年8月24日（月）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について小淵内閣総理大臣、高村外務大臣、宮澤大蔵大臣、関谷建設大臣、中川農林水産大臣、川崎運輸大臣、宮下厚生大臣、野田郵政大臣、有馬文部大臣、西田自治大臣、堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣、甘利労働大臣、野中内閣官房長官、額賀防衛庁長官、真鍋環境庁長官、太田総務庁長官、井上北海道開発庁長官、政府委員、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年9月25日（金）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、日米関係及び防衛庁問題並びに経済に関する件について小渕内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、額賀防衛庁長官、太田総務庁長官、野中内閣官房長官、竹山科学技術庁長官、川崎運輸大臣、疋田会計検査院長、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年10月15日（木）（第6回）

- 平成10年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、小渕内閣総理大臣、額賀防衛庁長官、野中内閣官房長官、与謝野通商産業大臣、関谷建設大臣、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、宮下厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第7回）

- 平成10年度一般会計補正予算（第2号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（第2号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、さき、改ク
反対会派 民主、共産
欠席会派 二連
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予 算（1件）

番 号	件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
			委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	平成10年度一般会計補正予算(第2号)	10.10.13	10.10.13 (予備)	10.10.16 可 決	10.10.16 可 決	10.10.13	10.10.13 可 決	10.10.13 可 決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成8年度決算外2件の審査〕

平成8年度決算及び国有財産関係2件は、第142回国会（常会）の召集日である平成10年1月12日に提出された。このうち8年度決算については、10年2月18日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された（8年度決算の概要については『参議院審議概要（第142回国会）』81ページ及び328ページ参照）。

委員会においては、第142回国会の10年3月11日、大蔵大臣から平成8年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成8年度決算検査報告及び平成8年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した。なお、同国会閉会後については、通常選挙が行われる閉会中であり、審査を継続しなかった。

その後、平成8年度決算外2件は、第143回国会（臨時会）の召集日である10年7月30日、委員会に改めて付託された。

(2) 委員会経過

○平成10年8月12日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成8年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成10年10月16日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成8年度決算外2件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成8年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求める件（８件）

件 名	先 議 院	提 出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
			委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書	衆	9. 5. 27 (第140回国会)				10. 7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費 増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	5. 27 (第140回国会)				7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その１)	〃	10. 3. 31 (第142回国会)				7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その１)	〃	3. 31 (第142回国会)				7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経 費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その１)	〃	3. 31 (第142回国会)				7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その２)	〃	5. 29 (第142回国会)				7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その２)	〃	5. 29 (第142回国会)				7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	
平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経 費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その２)	〃	5. 29 (第142回国会)				7. 30 決 算 行 政 監 視	継続審査	

決 算

・決算その他（３件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
平成8年度一般会計歳入歳出決算、平成8年度特別 会計歳入歳出決算、平成8年度国税収納金整理資金 受払計算書、平成8年度政府関係機関決算書	10. 1. 12 (第142回国会)	10. 7. 30	継続審査		10. 7. 30 決算 行政監視	継続審査	
	○第142回国会 10. 2. 18 大蔵大臣報告						
平成8年度国有財産増減及び現在額総計算書	1. 12 (第142回国会)	7. 30	継続審査		7. 30 決算 行政監視	継続審査	
平成8年度国有財産無償貸付状況総計算書	1. 12 (第142回国会)	7. 30	継続審査		7. 30 決算 行政監視	継続審査	

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会は、現地において意見を聴取する地方公聴会を行うための委員派遣等、行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

9月17日、宮城県仙台市及び愛知県名古屋市において地方公聴会を行った。仙台地方公聴会においては、宮城県商工会連合会副会長天野忠正君、宮城県農業協同組合中央会副会長官澤健一君、主婦連合会副会長勝又三千子君及び宮城県県政オンブズマン林屋禮二君の各公述人から意見を聴いた後、質疑を行った。また名古屋地方公聴会においては、社団法人中部経済連合会副会長・東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長須田寛君、日本労働組合総連合会愛知県連合会副会長角田重和君、愛知県中小企業団体中央会専務理事柴田茂君及び愛知県生活学校連絡会会長太田和子君の各公述人から意見を聴いた後、質疑を行った。

9月28日、派遣委員から報告を聴取した後、地方公聴会における議論を踏まえ、農業後継者確保、生産調整に対する補助金事務の簡素化、米飯給食に対する補助金打ち切り、カントリーエレベーターの広域利用、林業・山村対策、輸入生食用カキの規制、中小企業等への金融機関の貸し渋り対策、景気回復のための政府の経済対策、中心市街地空洞化問題、外形標準課税の導入、食品表示に関する二重規制、ダイオキシン問題、市町村合併、地方公務員の定員適正化、遊休地等の市民農園としての活用等の諸問題について政府に対し質疑を行った。

また、9月28日、総務庁長官から就任あいさつを聴いた後、許認可問題、行政裁量問題、国家公務員人事管理システム、防衛庁調達実施本部における背任容疑事件、建設省における調達契約の実情、公共事業と地方分権の関係、防衛庁関連の行政監察、麻薬・覚醒剤等に関する行政監察、省庁再編等の行政改革、年金に関する行政監察等の諸問題について政府に対し質疑を行った。

このほか、10月16日、防衛庁調達実施本部における証拠隠滅疑惑に対する同庁の内部調査について防衛政務次官から中間報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成10年8月12日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月9日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成10年9月28日（月）（第3回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する件について太田総務庁長官、政府委員、会計検査院及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第4回）

- 4社事案関連文書の管理実態に関する中間報告に関する件について政府委員から報告を聴いた。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の3件であり、いずれも可決、成立した。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額を平成11年3月31日までの間、現行の額に据え置こうとするものであり、10月7日に衆議院から提出、本委員会に付託され、同9日に全会一致をもって可決した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定を行おうとするものであり、10月7日に衆議院から提出、本委員会に付託され、同9日に全会一致をもって可決した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、議院における証人について、業務上の秘密に係る証言拒絶の対象者に薬剤師を加えるとともに、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、委員長又は両議院の合同審査会の会長が証人の意見を聴いた上で委員会又は両議院の合同審査会に諮り、これを許可すること及び証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないとする改正を行おうとするものである。

本法律案は、第140回国会において衆議院から提出され、第142回国会において本院から修正送付し衆議院で継続審査となっていたものであり、10月13日に衆議院から送付、本委員会に付託され、翌14日に全会一致をもって可決した。

(2) 委員会経過

○平成10年7月30日（木）（第1回）

- 会期を70日間とすることに決定した。
- 事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。
- 内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会……………4人	公明……………2人
日本共産党……………2人	社会民主党・護憲連合………1人
自由党……………1人	計10人

- 事務総長から内閣総理大臣の指名両院協議会の結果の報告を聴いた。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月7日（金）（第2回）

- 総務委員長、法務委員長、地方行政・警察委員長、外交・防衛委員長、財政・金融委

員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、労働・社会政策委員長、農林水産委員長、経済・産業委員長、交通・情報通信委員長、国土・環境委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の選任について決定した。

○理事を選任した。

○次の構成により**庶務関係小委員会**及び**図書館運営小委員会**を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

庶務関係小委員会

自由民主党……………	7人	民主党・新緑風会……………	3人
公明……………	2人	日本共産党……………	1人
社会民主党・護憲連合……………	1人	自由党……………	1人
		計15人	

図書館運営小委員会

自由民主党……………	6人	民主党・新緑風会……………	4人
公明……………	2人	日本共産党……………	1人
社会民主党・護憲連合……………	1人	自由党……………	1人
		計15人	

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○二院クラブ・自由連合、素友会、新日本政匡会及び国民会議を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月11日（火）（第3回）

○国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員平井卓志君、遠藤要君、林田悠紀夫君、赤桐操君、青木薪次君及び上田耕一郎君を院議をもって表彰することに決定した。

○本会議における**内閣総理大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り 8月11日及び12日

・時 間

自由民主党……………	35分	民主党・新緑風会……………	60分
公明……………	30分	日本共産党……………	30分
社会民主党・護憲連合……………	20分	自由党……………	15分

・人 数

自由民主党……………	2人	民主党・新緑風会……………	2人
公明……………	1人	日本共産党……………	1人
社会民主党・護憲連合……………	1人	自由党……………	1人

・順 序

1 民主党・新緑風会	2 自由民主党
3 公明	4 日本共産党

5 社会民主党・護憲連合

6 自由党

7 民主党・新緑風会

8 自由民主党

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月12日（水）（第4回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月31日（月）（第5回）

○災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会及び金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党……………9人

民主党・新緑風会……………5人

公明……………2人

日本共産党……………2人

社会民主党・護憲連合……………1人

自由党……………1人

計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党……………9人

民主党・新緑風会……………4人

公明……………3人

日本共産党……………2人

社会民主党・護憲連合……………1人

自由党……………1人

計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党……………9人

民主党・新緑風会……………5人

公明……………2人

日本共産党……………2人

社会民主党・護憲連合……………1人

自由党……………1人

計20人

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党……………19人

民主党・新緑風会……………10人

公明……………4人

日本共産党……………4人

社会民主党・護憲連合……………3人

自由党……………2人

二院クラブ・自由連合……………1人

新党さきがけ……………1人

改革クラブ……………1人

計45人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党……………19人

民主党・新緑風会……………10人

公明……………4人

日本共産党……………4人

社会民主党・護憲連合……………3人

自由党……………2人

二院クラブ・自由連合……………1人

新党さきがけ……………1人

改革クラブ……………1人

計45人

- 国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び共生社会に関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

国際問題に関する調査会

自由民主党……………11人	民主党・新緑風会……………5人
公明……………2人	日本共産党……………3人
社会民主党・護憲連合……………1人	自由党……………2人
二院クラブ・自由連合……………1人	計25人

国民生活・経済に関する調査会

自由民主党……………11人	民主党・新緑風会……………6人
公明……………3人	日本共産党……………2人
社会民主党・護憲連合……………2人	自由党……………1人
	計25人

共生社会に関する調査会

自由民主党……………11人	民主党・新緑風会……………6人
公明……………2人	日本共産党……………2人
社会民主党・護憲連合……………1人	自由党……………1人
新党さきがけ……………1人	改革クラブ……………1人
	計25人

- 信立会、ドリーム21及び飛翔の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月3日（木）（第6回）

- 本会議における北朝鮮によるミサイル発射を受けての当面の対応に関する外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………10分	民主党・新緑風会……………10分
公明……………7分	日本共産党……………7分
社会民主党・護憲連合……………5分	自由党……………5分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議案（岡野裕君外8名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 寿山会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月7日（月）（第7回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、北海道開発審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選任について決定した。

- 国土審議会特別委員及び社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 労働基準法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分	公明……………10分
日本共産党……………10分	社会民主党・護憲連合……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月9日（水）（第8回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………10分	公明……………10分
日本共産党……………10分	

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月18日（金）（第9回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月25日（金）（第10回）

- 地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 本会議における内閣総理大臣の国際連合第53回総会及び日米首脳会談出席等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………15分	民主党・新緑風会……………15分
公明……………10分	日本共産党……………10分
社会民主党・護憲連合……………10分	自由党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月30日（水）（第11回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月2日（金）（第12回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月5日（月）（第13回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党……………15人	民主党・新緑風会……………8人
公明……………4人	日本共産党……………3人
社会民主党・護憲連合……2人	自由党……………2人
二院クラブ・自由連合……1人	計35人

- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
- ・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- ・国会等移転審議会委員の任命同意に関する件
- ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- ・公安審査委員会委員の任命同意に関する件
- ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央労働委員会委員の任命同意に関する件

- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）、金融再生委員会設置法案（衆第6号）、預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）、金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）、預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）、金融監督委員会設置法案（参第3号）及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………15分	民主党・新緑風会……………15分
公明……………10分	日本共産党……………10分
社会民主党・護憲連合……10分	自由党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月7日（水）（第14回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分 公明……………10分

日本共産党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 会期を10月16日まで9日間延長することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月9日（金）（第15回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）を可決した。
（衆第13号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派 なし
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）を可決した。
（衆第14号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派 なし
- 国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月12日（月）（第16回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月14日（水）（第17回）

- 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆第34号）（衆議院送付）を可決した。
（第140回国会衆第34号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派 なし
- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（衆第15号）及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（参第10号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決

定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分 公明……………10分

日本共産党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月15日（木）（第18回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月16日（金）（第19回）

- 防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案（本岡昭次君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

○平成10年8月20日（木）（第1回）

- 平成11年度参議院予算に関する件について協議を行った。

【図書館運営小委員会】

○平成10年8月20日（木）（第1回）

- 平成11年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要 旨】

本法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額を平成11年3月31日までの間、現行の額に据え置こうとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の設定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆第34号）

【要 旨】

本法律案は、議院における証人について、業務上の秘密に係る証言拒絶の対象者に薬剤師を加えるとともに、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長又は両院合同審査会の会長は、当該証人の意見を聴いた上で、委員会又は両院合同審査会に諮り、これを許可することとし、また、証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないとする改正を行おうとするものである。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（3件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
13	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (10.10. 7)	10.10. 7	10.10. 7	10.10. 7 (予 備)	10.10. 9 可 決	10.10. 9 可 決			10.10. 7
14	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (10.10. 7)	10. 7	10. 7	10. 7 (予 備)	10. 9 可 決	10. 9 可 決			10. 7 可 決
140 / 34	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 平沼 赳夫君 (9. 6. 3)		10.13	10.13	10.14 可 決	10.14 可 決	10. 7.30	10.10.13 可 決	10.13 可 決

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

9月2日、平成10年8月豪雨による災害について柳沢国土庁長官から報告を聴取した。

9月8日、平成10年8月豪雨による被害の実情調査のため栃木県及び福島県に委員派遣を行った。

9月11日、派遣委員から報告を、また柳沢国土庁長官から災害対策の基本施策について所信をそれぞれ聴取した後、福島県及び栃木県における災害について激甚災害の早期指定の見通し、被災者生活再建支援法と同様の支援の実行いかん、社会福祉施設「太陽の国・からまつ荘」への情報伝達及び施設内部での避難誘導の実態、異常気象による集中豪雨被害を教訓とした地域防災計画の見直し、転作大豆に対する被害補償、社会福祉施設の一斉点検と対策、岩手県内陸北部地震の火山性地震の可能性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年9月2日（水）（第2回）

- 平成10年8月豪雨による災害について柳沢国土庁長官から報告を聴いた。
- 平成10年8月豪雨による被害の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成10年9月11日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 災害対策の基本施策に関する件について柳沢国土庁長官から所信を聴いた。
- 平成10年8月上旬豪雨及び8月末豪雨災害に関する件、激甚災害の指定に関する件、水害対策に関する件、土砂災害対策に関する件、防災体制の整備に関する件、被災者支援対策に関する件等について柳沢国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第143国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願1種類5件を採択した。

〔国政調査等〕

10月2日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、北方四島周辺水域の安全操業、日ロ平和条約締結、北方四島ビザなし交流、沖縄県の生活環境、沖縄県の産業振興、嘉手納基地のPCB汚染問題、沖縄県の水資源開発、沖縄問題を一括所掌する官庁の設置等に関して質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年9月25日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成10年10月2日（金）（第3回）

- 北方四島周辺水域の安全操業に関する件、日ロ平和条約締結に関する件、北方四島ビザなし交流に関する件、沖縄県の生活環境に関する件、沖縄県の産業振興に関する件、嘉手納基地のPCB汚染問題に関する件、沖縄県の水資源開発に関する件、沖縄問題を一括所掌する官庁の設置に関する件等について太田総務庁長官、井上沖縄開発庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月15日（木）（第4回）

- 請願第121号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

9月25日、政府委員から国会等移転審議会の審議状況等について説明を聴き、「財政構造改革の推進について」の閣議決定後における移転に伴う財政支出についての方針、移転先地の建設目標年次についての変更いかん、官庁・大使館の移転イメージ、「首都」の法律による規定の可能性、調査対象3地域の取組姿勢、調査対象地域から北海道が外れた理由等について質疑を行った。

なお、委員会の冒頭、就任挨拶の中で、柳沢国土庁長官から、国会等の移転は、21世紀を展望した重要な課題であり、国政全般の改革と深くかかわる意義深いものと認識している。また、国民的な合意形成の促進に努め、その具体化に向けて積極的な検討を行う旨発言があった。

(2) 委員会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年9月25日（金）（第2回）

- 国会等移転審議会の審議状況等について政府委員から説明を聴いた後、柳沢国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第3回）

- 国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願3種類266件は、いずれも保留とした。

(2) 委員会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年10月16日（金）（第2回）

- 請願第3号外265件を審査した。
- 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出9件、参議院議員提出5件の合計14件であり、衆議院議員提出9件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類2件は、保留とした。

なお、参議院議員提出の金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）、預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）、金融監督委員会設置法案（参第3号）、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）、及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（参第10号）は、本院において審査未了となった。

〔法律案の審査〕

本年6月、7月の2回にわたり、政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会は「金融再生トータルプラン」を策定し、金融機関の破綻処理の方策としてブリッジバンク制度を導入するとともに、不良債権処理の促進のための制度的枠組みとして、不動産関連権利等調整委員会による不良債権の担保不動産等の権利調整の制度の創設や、競売手続の円滑化のための諸施策等を整備することとなった。

これを受け、8月5日に内閣提出の「不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案（閣法第1号）」及び「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第2号）」が国会に提出されるとともに、衆議院議員提出の債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）、金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）が発議され、8月25日より衆議院金融安定化に関する特別委員会での審議が始まった。

同特別委員会では、破綻金融機関の処理の在り方に加え、経営危機に陥った日本長期信用銀行の処理策や、大蔵省の財政・金融部門の分離問題が議論の焦点となったものの、審議と並行して、与野党間で共同の修正案を提出するための協議が重ねられた。これは、7月12日に行われた参議院選挙において、与党が参議院で過半数を確保できなかったことや、金融システム安定化に対する内外からの要請が強まったことが背景となっている。

そして、9月18日、自民党、民主党及び平和・改革の3会派において修正内容に関する一応の合意が図られ、10月2日には、同特別委員会及び本会議で、民主党、平和・改革及び自由党が9月3日に提出した野党3会派案（衆第5号から第8号まで）並びに自民党提出の衆第1号及び第2号が修正議決され、また、自民党提出の衆第3号及び第4号が原案どおり可決されて衆議院を通過し、参議院における審議が始まった。

本特別委員会では、以上衆議院提出の8法案に、参議院議員提出の4法案（参第1号から第4号まで）を加え一括して審議することとなった。まず、衆議院提出の8法案の概要

行革税制

金融経済

は以下のとおりである。

債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）は、弁護士法の特例として、一定の要件を満たした民間会社（いわゆるサービサー）が、業として債権の管理及び回収を行う制度を新たに設けるとともに、必要な規制を行うものである。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）は、金融機関等が有する根抵当権付き債権の譲渡の円滑化を図るため、臨時の措置を定めるものである。

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）は、不動産競売手続において、不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じていることから、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、民事執行法等の一部を改正するものである。

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、同機構等の資料を利用できるよう、現況調査及び評価等に関し民事執行法の特例を定めるものである。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（以下「金融再生緊急措置法案」という。）は、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置等を講ずるとともに、第142回国会で成立した「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」を廃止するものである。

金融再生委員会設置法案（衆第6号）は、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の監視に関する事務を行うため、総理府の外局として、金融再生委員会を設置するものである。

預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）は、破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収機構（日本版RTC）を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き継いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構の業務の円滑化に係る事項等の改正を行うものである。

最後に、**金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**（衆第8号）は、金融再生委員会設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政機関に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図るものである。

参議院議員提出4法案の概要は以下のとおりである。

金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）は、金融機関の自己責任の原則にのっとり、我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の財務内容の開示並びに破綻した金融機関の預金保険機構（以下「機構」という。）による管理及び承継銀行の設立の制度を設けること等により、信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的としている。

預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）は、機構による借入れ等に係る政府保

証の制度及び政府からの国債の交付の制度等を廃止するとともに、金融機関の破綻処理に係る費用のうち、機構の特例業務勘定に欠損が生じる部分については、金融機関から徴収する特別保険料を充てること等を定めたものである。

金融監督委員会設置法案（参第3号）は、新たに金融監督委員会を設置し、金融機関の健全経営に関するガイドラインの策定、金融機関の検査・監督、機構の監督、金融行政に対する苦情処理等を行うものである。

最後に**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案**（参第4号）は、第142回国会で成立した「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」（以下「金融機能安定化緊急措置法」という。）で設けられた13兆円の公的資金による金融機関への資本注入の制度を廃止するものである。

本特別委員会では、総理、関係大臣をはじめ、発議者、修正案提出者等に対し質疑を行うとともに、参考人として学識経験者、住宅金融債権管理機構社長及び全国銀行協会連合会会長等から意見を聴取した。

本特別委員会においては、衆議院提出の各法案の与野党合意に至る経過と成果や、本年3月末に21行に対して行われた資本注入の効果等についての議論が多く行われた。

また、金融機関の徹底した情報開示が必要との主張が多くなされたが、この点について政府側からは、過度の情報開示は金融機関の貸し渋りにつながる可能性があるものの、本来の金融行政を実現する上で情報開示は不可避との認識が示された。

このほか、不良債権処理策に関し、サービサー制度の円滑な運営の必要性についての発言がなされたが、当局からは、法律の的確な運用により対応していく旨の発言があった。

さらに、金融機関の過少資本を是正し、金融機能の早期健全化を図るべきとの指摘に対しては、政府側からは破綻処理策と早期健全化策の両者が金融問題の解決につながるとの認識を示したものの、金融再生緊急措置法案の野党側の発議者からは、金融機関の厳格な資産査定や経営責任の追及が早期健全化策の前提となるとの見解が示された。

衆議院提出の8法案について質疑を終了し、討論の後、賛成多数で可決された。

次に、金融機能の早期健全化策については、前述の9月18日における与野党間の修正合意の際、その合意内容の一つとして「金融機関の過少資本状態の解消等、金融システムの早期健全化スキームを早急に検討する」という項目が盛り込まれており、さらに、10月3日にワシントンで開催された先進7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）においては、日本に対し「存続可能な銀行に十分な公的資金を迅速に投入することが重要である」旨の声明が採択された。これらの背景には、金融機能安定化緊急措置法が廃止されることに伴い、金融機関の破綻前の資本注入、過少資本への対応が改めて問われたことがあげられる。

以上の事情等を踏まえ、**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案**（衆第15号）が10月7日に与党より議員立法の形で衆議院に提出された。その後、この法案に対する修正協議が与野党間で続けられ、10月13日、自民党、平和・改革及び自由党の共同修正案が衆議院を通過し、参議院での審議が始まった。

この法案の主な内容は、2001年3月末までの時限措置として、協定銀行（整理回収機構）が機構の委託を受け、最大25兆円の公的資金を用いて金融機関等の株式等の引受け等を行い、金融機関等の自己資本を充実させることにより、金融機能の早期健全化を図るものである。

また、本法案に加え、民主党の対案として参議院議員提出の**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案**（参第10号）が本特別委員会で併せて審議された。

同法案は、前述の衆議院提出の法案と同様、金融機関等の自己資本の充実を通じた金融機能の早期健全化策であるものの、金融機関等からの株式等の引受け等を、過少資本の金融機関等や合併等を行う金融機関に限定するとともに、金融機関等が保有する資産の査定を厳格に行う等の相違点がある。

委員会においては、金融機関が保有する有価証券及び不良債権等、今後の資産査定の在り方について議論が集中した。

これに対し発議者からは、貸し渋り対策として、有価証券の評価に原価法、低価法の選択適用が認められているものの、中長期的には時価法の適用や銀行の株式保有自体の見直しが必要になり、さらに不良債権の引当てには、法律で強制引当率を設定するよりも金融再生委員会の作成するガイドラインで機動的に運用することが適切との見解が示された。

また、金融機関等に強制的に資本注入を行うことの是非について、政府側からは、私企業の経営戦略の根幹たる資本政策に国が強制的かつ直接的に介入することは、株主資本利益率の低下等の問題を勘案し慎重に判断されるべきとの認識が示された。

さらに、金融機関等の経営責任の追及や情報開示を前提とした資本注入では、金融機関等の申請が行われないとの懸念に対し発議者からは、銀行法上の業務改善命令や早期是正措置等を効果的に連携させて積極的な申請を促す必要性が指摘された。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（衆第15号）について、質疑を終了し、討論の後、賛成多数で可決された。

〔国政調査等〕

9月3日、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置した。

9月10日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、日本長期信用銀行等の不良債権問題に関する件について、株式会社日本長期信用銀行頭取、株式会社日本リース代表取締役、日本ランディック株式会社代表取締役及びエヌイーディー株式会社前代表取締役を参考人として招致し、日本長期信用銀行の処理問題や、同行の関連会社に対する債権放棄の是非等について質疑を行った。

10月9日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、総理、関係大臣等に対し、経済活性化に関する件について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年9月3日（木）（第2回）

○日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の

件については委員長に一任することに決定した。

○平成10年9月10日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本長期信用銀行等の不良債権問題に関する件について参考人株式会社日本長期信用銀行取締役頭取大野木克信君、株式会社日本リース代表取締役社長岡本弘昭君、日本ランディック株式会社代表取締役社長木村榮二郎君及びエヌイーディー株式会社前代表取締役社長中島省吾君に対し質疑を行った。

○平成10年10月5日（月）（第4回）

- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）

以上4案について発議者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴き、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上4案について発議者衆議院議員池田元久君から趣旨説明を聴き、
金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）
預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）
金融監督委員会設置法案（参第3号）
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）

以上4案について発議者参議院議員筆坂秀世君から趣旨説明を聴き、
債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員保岡興治君から説明を聴き、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上4案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員池田元久君か

ら説明を聴いた。

○平成10年10月6日（火）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）
金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）
預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）
金融監督委員会設置法案（参第3号）
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）
以上12案について発議者参議院議員筆坂秀世君、発議者・修正案提出者衆議院議員枝野幸男君、同池田元久君、同西川知雄君、同石井啓一君、同鈴木淑夫君、修正案提出者衆議院議員北村哲男君、同津島雄二君、小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、野中内閣官房長官、中村法務大臣、与謝野通商産業大臣、柳沢国土庁長官、堺屋経済企画庁長官、政府委員及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
- また、以上12案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年10月7日（水）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆

議院提出)

金融機能の正常化に関する特別措置法案 (参第 1 号)

預金保険法の一部を改正する法律案 (参第 2 号)

金融監督委員会設置法案 (参第 3 号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案 (参第 4 号)

以上12案について発議者参議院議員筆坂秀世君、発議者・修正案提出者衆議院議員枝野幸男君、同池田元久君、同杉浦正健君、同石井啓一君、同保岡興治君、同鈴木淑夫君、修正案提出者衆議院議員上田勇君、同津島雄二君、宮澤大蔵大臣、与謝野通商産業大臣、太田総務庁長官、堺屋経済企画庁長官、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日(木)(第7回)

○債権管理回収業に関する特別措置法案 (衆第 1 号) (衆議院提出)

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案 (衆第 2 号) (衆議院提出)

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 (衆第 3 号) (衆議院提出)

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案 (衆第 4 号) (衆議院提出)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案 (衆第 5 号) (衆議院提出)

金融再生委員会設置法案 (衆第 6 号) (衆議院提出)

預金保険法の一部を改正する法律案 (衆第 7 号) (衆議院提出)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 (衆第 8 号) (衆議院提出)

金融機能の正常化に関する特別措置法案 (参第 1 号)

預金保険法の一部を改正する法律案 (参第 2 号)

金融監督委員会設置法案 (参第 3 号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案 (参第 4 号)

以上12案について参考人株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君、慶應義塾大学総合政策学部教授竹中平蔵君、ケーピーエムジーフィナンシャル・サービス・コンサルティング株式会社理事長西崎哲郎君、全国銀行協会連合会会長岸曉君、東京大学教授神田秀樹君及び21世紀政策研究所理事長田中直毅君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成10年10月9日(金)(第8回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融問題及び経済活性化に関する調査のうち、経済活性化について小淵内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、太田総務庁長官、西田自治大臣、中村法務大臣、政府委員、参考人衆議院議員池田元久君、日本銀行総裁速水優君、参議院議員筆坂秀世君及び衆議院議員鈴木淑夫君に対し質疑を行った。

○債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）

金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）

預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）

預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）

金融監督委員会設置法案（参第3号）

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）

以上12案について発議者・修正案提出者衆議院議員池田元久君、同枝野幸男君、同西川知雄君、同石原伸晃君、同鈴木淑夫君、修正案提出者衆議院議員津島雄二君、小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、

債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）

金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）

預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上8案について討論の後、いずれも可決した。

（衆第1号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク

反対会派 共産、二連

（衆第2号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

（衆第3号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

（衆第4号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

(衆第5号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、さき、改ク

反対会派 共産、自由、二連

(衆第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

(衆第7号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

(衆第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

○平成10年10月14日(水)(第9回)

- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)
について発議者・修正案提出者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(参第10号)について発議者参議院議員峰崎直樹君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年10月15日(木)(第10回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(参第10号)

以上両案について発議者参議院議員峰崎直樹君、同小川敏夫君、発議者・修正案提出者衆議院議員保岡興治君、同山本幸三君、同大野功統君、修正案提出者衆議院議員坂口力君、同藤井裕久君、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、野中内閣官房長官、与謝野通商産業大臣、政府委員及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日(金)(第11回)

- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(参第10号)

以上両案について発議者参議院議員峰崎直樹君、発議者・修正案提出者衆議院議員保岡興治君、同山本幸三君、同大野功統君、宮澤大蔵大臣、関谷建設大臣、野中内閣官房長官、堺屋経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。

(衆第15号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、さき、改ク

反対会派 民主、共産、二連

- 請願第693号外1件を審査した。
- 金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会】

○平成10年9月24日（木）（第1回）

○本小委員会の運営について小委員長から発言があった。

(3) 成立議案の要旨

債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的処理の促進等を図ることが喫緊の課題となっている状況にかんがみ、弁護士法の特例として、一定の要件を満たす民間業者が業として債権の管理及び回収を行う制度を新たに設けるとともに、必要な規制を行うことにより、債権管理回収業の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 債権管理回収業の営業

債権管理回収業は、金融機関の貸付債権、リース・クレジット債権、一定の貸金業者が有する一定の貸付債権等について、これを譲り受けて又は弁護士以外の者が委託を受けて行う法律事件に関する法律事務に当たる管理・回収の営業をいい、法務大臣の許可を受けた株式会社である債権回収会社でなければ、営むことができない。

2 営業の許可の基準

法務大臣は、許可に当たって警察庁長官及び日本弁護士連合会の意見を聴き、資本金5億円未満、暴力団員等による事業支配、弁護士たる取締役の不在等一定の事由に該当する場合を除き、債権管理回収業の営業の許可をしなければならない。

3 債権回収会社の業務及び行為規制

- (1) 債権回収会社は、委託を受け又は譲り受けて債権の管理・回収を行う場合、一定の裁判上の手続については、弁護士に追行させなければならない。
- (2) 債権回収会社は、債権管理回収業、正常債権の管理・回収業務及びこれらに付随する業務のほかは、法務大臣が債権管理回収業を営むに支障がないと承認した場合を除き、営むことができない。
- (3) 債権回収会社は、暴力団員等を業務に従事させてはならず、債権回収会社の業務に従事する者は、人を威迫し又はその私生活・業務の平穩を害するような言動により相手方を困惑させてはならない。

4 監督

法務大臣は、業務の適正な運営を確保するため必要と認めるときに、警察庁長官は、暴力団関与の有無の確認に必要なときに、それぞれ債権回収会社に対し立入検査等を行うことができ、法務大臣は、警察庁長官の意見を聴いた上で業務改善命令、業務停止命令又は許可取消処分を行うことができる。

5 罰則

業務停止命令違反、無許可営業等に対する罰則を設ける。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行後5年を目途として、実施状況等を勘案しつつ検討し、必要があると認められるときは、所要の措置を講じる。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）

【要 旨】

本法律案は、金融機関等が有する不良債権であって不動産を担保とするものの処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、金融機関等が特定債権回収機関に対しその有する根抵当権により担保される債権を円滑に譲渡することができるようにするための臨時の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行その他の金融機関等が、その有する根抵当権の担保する債権の全部を、整理回収銀行その他の特定債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、その旨及び更に融資をする意思のないことを書面で通知したときは、当該根抵当権が確定したものとみなす。
- 2 根抵当権が確定したものとみなされた場合の根抵当権の確定の登記は、根抵当権者のみで申請することができる。
- 3 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、平成13年3月31日限り失効する。

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）

【要 旨】

本法律案は、不動産競売手続において、不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じている等の現状にかんがみ、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、民事執行法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 民事執行法の一部改正

1 執行妨害の排除

- (1) 手続を不当に遅延させることを目的とする執行抗告の簡易却下制度を新設する。
- (2) 目的物件に関する執行官及び評価人の調査権限を拡充する。
- (3) 買受けの申出をした差押債権者のための保全処分制度を新設する。

2 手続の迅速化・簡素化

- (1) 売却の見込みのない場合の手続の停止、取消し等の制度を新設する。
- (2) 配当期日における呼出状の送達手続を簡素化する。

3 利用しやすい競売制度

買受人の銀行ローン活用のための移転登記の嘱託方法を改善する。

4 民事執行法の一部改正に伴い、執行官法及び民事訴訟費用等に関する法律の規定を整備する。

第2 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正

民事執行と滞納処分とが競合した場合に民事執行の手続を続行させるための手続（差

押債権者等による公売催告)を簡素化する。

第3 不動産登記法の一部改正

抵当不動産について他の抵当権者等が差押えをしたことを知った時から2週間を経過した場合の根抵当権の元本確定の登記手続を簡素化する。

第4 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行し、この法律の施行前にされた強制執行続行の決定の申請については、なお、従前の例による。

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）

【要 旨】

本法律案は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構（特定債権者）の申立てに係る競売手続（特定競売手続）について、その円滑な実施に資するため、現況調査及び評価等に関し、民事執行法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 現況調査の特例

執行裁判所は、特定競売手続について、特定債権者から不動産の形状、占有関係その他の現況を明らかにする書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、現況調査を命じないことができる。

2 評価等の特例

執行裁判所は、特定競売手続について、特定債権者から不動産の評価を記載した書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、評価人を選任することなく、その書面に記載された評価に基づいて最低売却価額を定めることができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

(2) 失効

この法律は、施行の日から起算して10年を経過した日にその効力を失う。ただし、その時までになされた申立てに係る特定競売手続については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）

【要 旨】

本法律案は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するとともに、我が国の金融システムに対する内外の信頼が失われつつあることにかんがみ、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関の破綻処理の原則

金融再生委員会が講ずる金融機関の破綻に対する施策は、次に掲げる原則によるものとする。

- (1) 破綻金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること
- (2) 経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないこと
- (3) 破綻金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にすること
- (4) 預金者等を保護すること
- (5) 金融機関の金融仲介機能を維持すること
- (6) 金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること

2 金融機関の財務内容等の透明性の確保

金融機関は、決算期その他主務省令で定める期日において資産の査定を行い、資産査定等報告書を作成し、金融再生委員会に提出するとともに、その区分に係る資産の合計額その他の事項を公表する。

3 破綻した金融機関の金融整理管財人による管理

(1) 業務及び財産の管理を命ずる処分

金融再生委員会は、平成13年3月31日までを限り、金融機関が債務超過である場合その他金融機関が破綻した場合であって、一定の要件に該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)を行うことができる。

(2) 金融整理管財人の選任等

金融再生委員会は、管理を命ずる処分と同時に、1人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならない。また、管理を命ずる処分があったときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。

(3) 管理の終了

金融整理管財人は、管理を命ずる処分があった日から1年以内にその管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない場合には、金融再生委員会の承認を得て、1年を限り、この期限を延長することができる。

4 破綻した金融機関の業務継承

(1) 承継銀行（ブリッジバンク）の設立

金融再生委員会は、平成13年3月31日までを限り、被管理金融機関が、一定の要件に該当し、かつ、必要があると認められるときは、預金保険機構（以下「機構」という。）が設立した承継銀行に、当該被管理金融機関の営業の譲受け等を行わせる。また、機構は、当該承継銀行の経営管理その他業務の円滑な実施に必要な資金の貸付け等を行うほか、業務の実施により当該承継銀行に損失が生じた場合、その補てんを行う。

(2) 承継銀行の経営管理の終了

機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から1年以内に、当該承継銀行の経営管理を終了する。ただし、やむを得ない場合には、1年ごとに2回までを限り、この期限を延長することができる。

5 破綻した銀行の特別公的管理

(1) 特別公的管理の開始の決定

金融再生委員会は、銀行が債務超過である場合その他金融機関が破綻した場合及び預金の払戻しを停止するおそれが生ずると認める場合であつて、我が国における金融の機能等に極めて重大な障害等が生ずると認めるときは、一定の要件により、当該銀行につき、特別公的管理の開始の決定をすることができる。また、特別公的管理の期限は、平成13年3月31日までとする。

(2) 特別公的管理銀行の株式の取得及びその対価

特別公的管理の開始の決定が行われた場合には、特別公的管理銀行の株式は、機構が取得する。また、株価算定委員会は、特別公的管理銀行の純資産額を基礎として取得株式の対価を決定する。

(3) 特別公的管理銀行に対する資金の貸付け及び損失の補てん

機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務に必要な資金の貸付け及びその業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。

6 金融機関の資産の買取りに関する緊急措置

機構は、信用秩序の維持と預金者等の保護のため、被管理金融機関、承継銀行、特別公的管理銀行及びその他の金融機関から資産を買い取ることができる。

7 機構の業務の特例等

(1) 機構の業務の特例

機構は、預金保険法に規定する業務のほか、次の業務及びそれらに附帯する業務を行うことができる。

① 4及び5に係る業務を行うこと

② 破綻金融機関等の受皿金融機関が発行する株式等の引受等を行うこと

(2) 借入金及び預金保険機構債券

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の(1)の業務に係る借入金又は債券に係る債務の保証をすることができる。

8 雑則、施行期日等

(1) 特別公的管理銀行等に対する預金者等の保護のための資金援助

特別公的管理銀行及び3の(1)の決定を受けた承継銀行は、機構に対し資金援助を申請できる。

(2) この法律は、公布の日から起算して10日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(3) 金融再生委員会設置までの間は、金融再生委員会の権限を総理大臣が代行する。

(4) 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第5号）は、廃止する。

金融再生委員会設置法案（衆第6号）

【要 旨】

本法律案は、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に対し必要な施

策を講ずるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の監視に関する事務を行うため、総理府の外局として、金融再生委員会を設置するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国家行政組織法第3条第2項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融再生委員会を設置する。
- 2 金融再生委員会の所掌事務及び権限を、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をすること、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすること等とする。
- 3 金融再生委員会の委員長は、国務大臣をもって充てる。
- 4 国家行政組織法第3条第3項ただし書の規定に基づいて、金融再生委員会に、金融監督庁を置く。
- 5 金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置く。
- 6 金融再生委員会に、株価算定委員会を置く。
- 7 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、金融再生委員会及び株価算定委員会の委員の任命のために必要な行為に係る規定は、公布の日から施行する。

預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要 旨】

本法律案は、破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収機構（日本版RTC）を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き継いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構の業務の円滑化に係る事項等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 整理回収機構の創設

住宅金融債権管理機構と整理回収銀行を一体とした株式会社組織として、整理回収機構を創設する。その際、住宅金融債権管理機構を存続する会社とする。

2 預金保険機構に係る改正

- (1) 預金保険機構の役員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- (2) 預金保険機構に、役員として理事4人以内を置くことができる。
- (3) 預金保険機構の理事長は、預金保険機構の職員のうちから、預金保険機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。
- (4) 預金保険機構の資金の借入先を日本銀行、金融機関以外の者にも拡大する。
- (5) 預金保険機構は、破綻金融機関の取締役等及び取締役等であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(6) 預金保険機構が、当分の間、資金援助をすることができる特定合併について、金融再生委員会は、平成11年3月31日までを限り、2以上の破綻金融機関のそれぞれについて、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該破綻金融機関に対し、書面によりあっせんを行うことができる。

(7) 預金保険機構は、大蔵大臣及び金融再生委員会が監督する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）

【要 旨】

本法律案は、金融再生委員会設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政機関に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 総理府設置法その他の行政組織に関する法律の規定の整備

金融再生委員会の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を含む民間事業者等に対する検査その他の監督に関する大蔵省及び金融監督庁の事務等を金融再生委員会の事務等とすることとし、所要の規定の整備を図ることとする。

2 銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律についての所要の規定の整備

金融再生委員会の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を含む民間事業者等に対する検査その他の監督に係る内閣総理大臣の権限で、金融監督庁に委任されているものを金融再生委員会の権限とすることとし、所要の規定の整備を図ることとする。

3 この法律は、金融再生委員会設置法の施行の日から施行する。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（衆第15号）

【要 旨】

本法律案は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を速やかに進めるとともに、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図り、もって我が国の金融システムの再構築と我が国の経済の活性化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融再生委員会が我が国の金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則として、金融機能の障害の未然防止、金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化、金融機関等の再編促進による金融システムの効率化、社会経済的な費用の最小化、早期是正措置との効果的連携並びに情報等の適切かつ十分な開示を定める。

2 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等の発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託することができる。また、株式等の発行等を行おうとする金融機関等

は、協定銀行に対し、平成13年3月31日までに株式等の発行に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、金融再生委員会の承認を求めるよう申請しなければならない。

3 2の申請を行った金融機関等は、金融再生委員会に対し、経営の合理化、責任ある経営体制の確立、利益流出の防止、信用供与の円滑化、発行株式等の償還等のための財源の確保並びに財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

4 金融再生委員会は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、議決権のある株式の引受けの承認をすることができる。

(1) その資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

(2) (1)に掲げる事態を避けるために、議決権のある株式の引受けが不可欠であること。

(3) 当該金融機関等の存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、取得株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

(4) 当該金融機関等が著しい過少資本の状況又は特に著しい過少資本の状況のいずれかにあること。

(5) 当該金融機関等が特に著しい過少資本の状況にあるときは、その存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

(6) 3に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する、経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化及び信用供与の円滑化のための方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

5 金融再生委員会は、4の、(1)、(3)、(5)及び(6)の要件のすべてに該当する場合に限り、優先株式等の引受け等の承認をすることができる。ただし、当該金融機関等が健全な自己資本の状況にあるときは、次に掲げるいずれかの場合に限り、優先株式等の引受け等の承認をすることができる。

(1) 当該金融機関等が、経営の状況が悪化している金融機関等との合併、経営の状況が悪化している金融機関等からの営業若しくは事業の譲受け又は経営の状況が悪化している金融機関等の株式の取得を行うものであって、その円滑な実施のため、協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合。

(2) 急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じており、又はそのおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合。

6 株主責任の明確化のため資本の減少を行う場合の商法の特例を措置する。

7 協定銀行は、取得した株式等は早期に処分するものとし、特に、議決権のある株式を引き受けて子会社化した場合は、原則として1年以内に、子会社でなくなるよう、保有する株式の譲渡その他の処分を行う。

8 預金保険機構は、平成13年3月31日までの時限措置として金融機能早期健全化勘定を設け、金融機能の早期健全化のための業務のため、日本銀行等からの資金の借入れ等を

行うことができるとともに、政府は、その借入れ等に係る債務の保証をすることができる等所要の措置を講ずる。

- 9 この法律は、公布の日から起算して10日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

• 本院議員提出法律案（5件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	金融機能の正常化に関する 特別措置法案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10. 2)	10.10. 5		10.10. 5	未	了			
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明								
2	預金保険法の一部を改正す る法律案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10. 2)	10. 5		10. 5	未	了			
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明								
3	金融監督委員会設置法案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10. 2)	10. 5		10. 5	未	了			
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明								
4	金融機能の安定化のための 緊急措置に関する法律を廃 止する法律案	筆坂 秀世君 外1名 (10.10. 2)	10. 5		10. 5	未	了			
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明								
10	金融機能の早期健全化のた めの緊急措置に関する法律 案	本岡 昭次君 外2名 (10.10.13)	10.14		10.14	未	了			
		○10.10.14 参本会議趣旨説明								

• 衆議院議員提出法律案（9件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	債権管理回収業に関する特別措置法案	保岡 興治君 外3名 (10. 8. 5)	10. 8. 7	10.10. 2	10.10. 5	10.10. 9 可 決	10.10.12 可 決	10. 8.25 金融安定委 特	10.10. 2 修 正	10.10. 2 修 正
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明 ○10. 8.25 衆本会議趣旨説明								
2	金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案	保岡 興治君 外3名 (10. 8. 5)	8. 7	10. 2	10. 5	10. 9 可 決	10.12 可 決	8.25 金融安定委 特	10. 2 修 正	10. 2 修 正
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明 ○10. 8.25 衆本会議趣旨説明								
3	競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案	保岡 興治君 外4名 (10. 8. 5)	8. 7	10. 2	10. 5	10. 9 可 決	10.12 可 決	8.25 金融安定委 特	10. 2 可 決	10. 2 可 決
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明 ○10. 8.25 衆本会議趣旨説明								

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
4	特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案	保岡 興治君 外4名 (10. 8. 5)	10. 8. 7	10.10. 2	10.10. 5	10.10. 9 可 決	10.10.12 可 決	10. 8.25 金融安定 特 委	10.10. 2 可 決	10.10.2 可 決
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明						○10. 8.25 衆本会議趣旨説明		
5	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可 決	10.12 可 決	9. 4 金融安定 特 委	10. 2 修 正	10. 2 修 正
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明						○10. 9. 4 衆本会議趣旨説明		
6	金融再生委員会設置法案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可 決	10.12 可 決	9. 4 金融安定 特 委	10. 2 修 正	10. 2 修 正
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明						○10. 9. 4 衆本会議趣旨説明		
7	預金保険法の一部を改正する法律案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可 決	10.12 可 決	9. 4 金融安定 特 委	10. 2 修 正	10. 2 修 正
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明						○10. 9. 4 衆本会議趣旨説明		
8	金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 3)	9. 4	10. 2	10. 5	10. 9 可 決	10.12 可 決	9. 4 金融安定 特 委	10. 2 修 正	10. 2 修 正
		○10.10. 5 参本会議趣旨説明						○10. 9. 4 衆本会議趣旨説明		
15	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案	保岡 興治君 外3名 (10.10. 7)	10. 8	10.13	10.14	10.16 可 決	10.16 可 決	10. 8 金融安定 特 委	10.13 修 正	10.13 修 正
		○10.10.14 参本会議趣旨説明						○10.10. 8 衆本会議趣旨説明		

【日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び 国有林野事業の改革等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本特別委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案5件、内閣提出承認案件1件の合計6件（いずれも衆議院継続）であり、法律案5件を可決し、承認案件1件を承認した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案等の審査〕

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案は、国鉄改革により事業団に帰属した国鉄長期債務等について、事業団の資産の売却収入等によって毎年の金利及び年金等の負担を賄いつつ債務の償還等を行うという従来の処理スキームがもはや破綻し、国鉄長期債務等の本格的処理を早期に実施することが緊急の課題となっているため、政府が、平成9年12月の閣議決定において、政府・与党の財政構造改革会議において決定された具体的処理方策に基づき、平成10年度より国鉄長期債務等の処理の実現を図るため、所要の法律案を次期通常国会に提出する等必要な措置をとるとしたことを受け、提出されたものである。その内容は、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため事業団の負担とされていた移換金負担に係るＪＲ等の負担を2分の1に軽減すること、施行日を公布の日から起算して1月を越えない範囲内において政令で定める日に改めること等の修正が行われた。

国有林野事業の改革のための特別措置法案は、国有林野事業の危機的な財務状況等にかんがみ、その財政の健全性を回復し、国有林野を適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、公益的機能の維持増進その他の国有林野事業の使命を十全に果たすため、国有林野事業の抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにするとともに、累積債務の一般会計への帰属その他所要の特別措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行日を公布の日とすること等の修正が行われた。

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案は、国有林野事業の抜本的改革の一環として、国有林野法、国有林野の活用に関する法律、国有林野事業特別会計法、農林水産省設置法等の関係法律について、国有林野の管理経営に関する計画の策定、農林水産大臣が指定する者への調査業務の委託等に関する事項を定めるほか、公益的機能が高い森林における森林保全経費等についての一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ、営林局から森林管理局への組織の変更その他所要の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行日を公布の日とすること等の修正が行われた。

森林法等の一部を改正する法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林の整備を促進するため、森林所有者が共同して作成する特定森林施業計画の導入及び保安林における

間伐手続の簡素化を図るとともに、市町村森林整備計画を拡充し、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理等の権限を都道府県知事から市町村の長に委譲する等の措置を講じようとするものである。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件は、現行の営林局及び営林支局を森林管理局に再編することに伴い、青森営林局と秋田営林局とを統合し東北森林管理局を秋田市に、前橋営林局と東京営林局とを統合し関東森林管理局を前橋市にそれぞれ設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となっている状況において、日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継等することに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成10年度から平成14年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めようとするものである。なお、衆議院において、施行日を公布の日とすること等の修正が行われた。

以上6案件を一括して議題とし、10月7日、本会議において趣旨説明を聴取し、本格的処理を先送りし債務を増加させた責任、J R追加負担の是非、債務処理財源を郵貯・たばこに求める合理的理由、国有林野事業特別会計が負った債務の返済見通し等の質疑が行われた後、委員会に付託された。

委員会においては、たばこ特別税創設と郵便貯金特別会計からの繰入れの経緯、年金移換金のJ R等への追加負担及び衆議院修正の是非、J Rへの経営支援策、国鉄長期債務の元本償還の財源見通し、事業団職員の再就職対策、国有林野事業の四次にわたる改善計画の実施経過、国有林野事業特別会計の債務負担の是非及び返済可能性、森林整備に必要な組織・要員の在り方、間伐促進対策等の諸問題について質疑を行うとともに、参考人より意見聴取を行った。

質疑終局後、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案に対し、民主党・新緑風会及び公明を代表して寺崎理事より、J R等の負担の削減等を内容とする修正案が、日本共産党を代表して宮本理事より、J R等の負担の見直し等を内容とする修正案がそれぞれ提出された。

討論の後、採決の結果、両修正案はいずれも否決され、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案はいずれも多数をもって、森林法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定された。また、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件は多数をもって、承認すべきものと決定した。

(2) 委員会経過

○平成10年10月5日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年10月7日（水）（第2回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）（衆議院送付）について川崎運輸大臣から趣旨説明を聴き、
国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会閣法第44号）（衆議院送付）
国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会閣法第45号）（衆議院送付）
森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第78号）（衆議院送付）
地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会閣承認第2号）（衆議院送付）
以上4案件について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴き、
一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会閣法第43号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員衛藤晟一君から説明を聴いた。

○平成10年10月12日（月）（第3回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）（衆議院送付）
国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会閣法第44号）（衆議院送付）
国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会閣法第45号）（衆議院送付）
森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第78号）（衆議院送付）
地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会閣承認第2号）（衆議院送付）
一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会閣法第43号）（衆議院送付）
以上6案件について小渕内閣総理大臣、川崎運輸大臣、宮澤大蔵大臣、中川農林水産大臣、野田郵政大臣、甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年10月13日（火）（第4回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）（衆議院送付）

議院送付)

国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会閣法第44号）（衆議院送付）

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会閣法第45号）（衆議院送付）

森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第78号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会閣承認第2号）（衆議院送付）

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会閣法第43号）（衆議院送付）

以上6案件について参考人千葉商科大学学長加藤寛君、日本学士院会員・東京大学名誉教授大内力君、毎日新聞社編集局特別委員兼論説委員玉置和宏君、日本大学商学部教授桜井徹君、全林野労働組合中央執行委員長吾妻實君及び名古屋大学法学部教授加藤雅信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）（衆議院送付）

国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会閣法第44号）（衆議院送付）

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会閣法第45号）（衆議院送付）

森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第78号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会閣承認第2号）（衆議院送付）

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会閣法第43号）（衆議院送付）

以上6案件について宮澤大蔵大臣、川崎運輸大臣、中川農林水産大臣、野田郵政大臣、政府委員、会計検査院当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君に対し質疑を行った。

○平成10年10月14日（水）（第5回）

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）（衆議院送付）

国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会閣法第44号）（衆議院送付）

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会閣法第45号）（衆議院送付）

森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第78号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会閣承認第2号）（衆議院送付）

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会閣法第43号）（衆議院送付）

以上6案件について小渕内閣総理大臣、川崎運輸大臣、中川農林水産大臣、宮澤大

蔵大臣、野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）（衆議院送付）

国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会閣法第44号）（衆議院送付）

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会閣法第45号）（衆議院送付）

森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第78号）（衆議院送付）

以上4案をいずれも可決し、

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会閣承認第2号）（衆議院送付）について承認すべきものと議決し、

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会閣法第43号）（衆議院送付）を可決した。

（第142回国会閣法第46号） 賛成会派 自民、社民、自由、二連

反対会派 民主、公明、共産

（第142回国会閣法第44号） 賛成会派 自民、社民、自由、二連

反対会派 民主、公明、共産

（第142回国会閣法第45号） 賛成会派 自民、社民、自由、二連

反対会派 民主、公明、共産

（第142回国会閣法第78号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連

反対会派 なし

（第142回国会閣承認第2号） 賛成会派 自民、社民、自由、二連

反対会派 民主、公明、共産

（第142回国会閣法第43号） 賛成会派 自民、社民、自由、二連

反対会派 民主、公明、共産

- 日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第142回国会閣法第43号）

【要 旨】

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること等及び国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成7年9月29日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ

一般会計の歳出の財源に充てるため、平成10年度から平成14年度までの各年度において、郵便貯金特別会計一般勘定から、1兆円の5分の1に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計へ繰り入れる。

2 たばこ特別税の創設

製造たばこを課税物件として、当分の間、たばこ特別税を課することとし、その税率は、1,000本当たり820円とする。

3 たばこ特別税の収入の帰属等

各年度のたばこ特別税の収入を当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるとともに、国税収納金整理資金に関する法律の適用につき必要な事項を定める。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日を平成10年10月1日から公布の日に改めるとともに、たばこ特別税の施行期日を平成10年10月1日から平成10年12月1日に改める等の修正が行われている。

国有林野事業の改革のための特別措置法案（第142回国会閣法第44号）

【要 旨】

本法律案は、国有林野事業の財政の健全性を回復し、国有林野を適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、公益的機能の発揮を始めとする国有林野事業の使命を果たすため、国有林野事業の抜本的改革の趣旨及び全体像を明らかにするとともに、累積債務の一般会計への帰属等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国有林野の管理経営の方針を公益的機能の維持増進を旨とするものへ転換する。

2 国民の意見を反映した管理経営の実施、民間事業者への業務委託の推進、国民による国有林野の利用の推進等を図る。

3 平成15年度までを集中改革期間とし、職員数の適正化、組織の再編等国有林野事業の改革を推進する。

4 財務の健全化を図るため、約3兆8,000億円の累積債務のうち、約2兆8,000億円を一般会計に帰属させるとともに、残りの債務については50年間で着実に処理する。

5 国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項についての閣議決定の期限を集中改革期間の開始後1月以内とするとともに、この法律の施行を公布の日とする（衆議院修正）。

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（第142回国会閣法第45号）

【要 旨】

本法律案は、国有林野事業の抜本的改革の一環として、国有林野法、国有林野の活用に関する法律、国有林野事業特別会計法、農林水産省設置法等の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国有林野法の改正

- (1) 公益的機能の維持増進を図る等国有林野の管理経営の目標を明らかにする。
 - (2) 農林水産大臣が管理経営基本計画を、森林管理局長が地域管理経営計画をそれぞれ国民の意見を聴いて定める。
 - (3) 森林管理局長が国有林野を公衆の保健の用に供するための計画を定めるとともに、この計画に従って整備される施設に係る国有林野の貸付規定を整備する。
 - (4) 樹木の伐採等に関する調査業務を指定調査機関に実施させる。
- 2 国有林野の活用に関する法律の改正
- 国有林野を積極的に活用する対象事業として、国有林野を公衆の保健の用に供するための計画に従って施設を設置する事業を追加する。
- 3 国有林野事業特別会計法の改正
- 公益林の管理費等に対する一般会計から国有林野事業特別会計への繰入規定を整備する。
- 4 農林水産省設置法の改正
- 営林局を森林管理局に、営林署を森林管理署に再編する。
- 5 施行期日等
- この法律は、公布の日から施行するとともに、組織再編に関連する規定は、平成11年3月1日から施行するものとする（衆議院修正）。
- また、施行後最初に定める管理経営基本計画の計画期間は、平成11年1月1日から平成21年3月31日とする（衆議院修正）。

森林法等の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第78号）

【要 旨】

本法律案は、最近における森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 森林施業計画の認定条件に計画的な間伐の実施を追加するとともに、保安林における間伐手続の簡素化を図る。
- 2 森林所有者が共同して作成する特定森林施業計画を導入するとともに、計画の対象森林に天然林を追加する。
- 3 市町村森林整備計画を拡充するとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理等の権限を都道府県知事から市町村の長へ委譲する。
- 4 森林計画に対する意見反映手続の改善や森林整備協定制度の充実を図る。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（第142回国会閣法第46号）

【要 旨】

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となっている事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となっていることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 事業団の有利子債務の処理

政府は、この法律の施行の時ににおいて、事業団の有利子債務を一般会計において承継することとし、このうち政府の貸付金及び引受債については、平成10年度末までに償還を行うこととする。

2 事業団の無利子債務の処理

政府は、事業団の政府に対する無利子債務を免除することとする。

3 年金の給付に要する費用等の負担

(1) 日本国有鉄道の改革により事業団の負担とされた恩給及び年金追加費用は、日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が負担することとする。

(2) 鉄道共済年金の厚生年金への統合のため事業団の負担とされた移換金負担については、昭和62年3月31日において国鉄共済組合の組合員であった者であって同年4月1日において日本鉄道共済組合の組合員となった者（同日において旅客鉄道株式会社等に使用される者となった者に限る。）に係る部分に相当する額については旅客鉄道株式会社等が、それ以外の額については公団が、それぞれ、政令で定めるところにより負担することとする。

4 公団の業務に関する特例等

公団は、特例業務として、公団が負担することとされた年金追加費用等の支払、その支払のため事業団から承継する資産の処分等の業務を行うこととし、政府は、予算の範囲内において、公団に対し、公団の特例業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付することとする。

5 事業団の職員の再就職の機会の確保等に関する措置

事業団は、その解散までの間において、その職員について再就職の機会の確保及び再就職の援助等を図るために必要な措置を講ずることとするとともに、国は、事業団が講ずる措置に関し、就職のあっせんその他の援助に努めなければならないこととする。

6 その他

(1) この法律は、平成10年10月1日から施行することとする。ただし、政府の無利子貸付金に係る債務の免除及び事業団の職員の再就職の機会の確保等に関する措置等についての規定は、公布の日から施行することとする。

(2) 事業団は、この法律の施行の時ににおいて解散することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため事業団の負担とされた移換金負担について、昭和62年3月31日において国鉄共済組合の組合員であった者であって同年4月1日において日本鉄道共済組合の組合員となった者（同日において旅客鉄道株式会社等に使用される者となった者に限る。）に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額については旅客鉄道株式会社等が、それ以外の額については公団が、それぞれ、政令で定めるところにより負担することとすること、この法律の施行期日を公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日に改めること等の修正が行われた。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件（第142回国会閣承認第2号）

【要 旨】

本件は、国有林野の抜本的改革の一環としての森林管理局の再編に伴い、管轄区域が拡大する東北森林管理局及び関東森林管理局をそれぞれ秋田市及び前橋市に設置することについて、国会の承認を求めるものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 / 43	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案	衆 ※	10. 2. 20	10. 10. 7	10. 10. 14 可 決	10. 10. 15 可 決	10. 8. 4	10. 10. 5 修 正	10. 10. 6 修 正
			○10. 10. 7 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						
142 / 44	国有林野事業の改革のための特別措置法案	衆 ※	2. 20	10. 7	10. 14 可 決	10. 15 可 決	8. 4	10. 5 修 正	10. 6 修 正
			○10. 10. 7 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						
142 / 45	国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案	衆 ※	2. 20	10. 7	10. 14 可 決	10. 15 可 決	8. 4	10. 5 修 正	10. 6 修 正
			○10. 10. 7 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						
142 / 46	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案	衆 ※	2. 20	10. 7	10. 14 可 決	10. 15 可 決	8. 4	10. 5 修 正	10. 6 修 正
			○10. 10. 7 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						
142 / 78	森林法等の一部を改正する法律案	衆 ※	3. 10	10. 7	10. 14 可 決	10. 15 可 決	8. 4	10. 5 可 決	10. 6 可 決
			○10. 10. 7 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						

・国会の承認を求めるの件（１件）

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 ／ 2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林 管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求め る件	衆 ※	10. 4. 7	10.10. 7	10.10.14 承 認	10.10.15 承 認	10. 8. 4	10.10. 5 承 認	10.10. 6 承 認
				○10.10. 7 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続					

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案	衆	10. 8. 5				10. 8. 25 金融安定特 委	未	了
2	金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案	衆	8. 5				8. 25 金融安定特 委	未	了
10	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	10. 6						継続審査 (労働)
142 ／ 79	住民基本台帳法の一部を改正する法律案	衆 ※	3. 10				7. 30 地方行政		継続審査
142 ／ 92	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案	衆 ※	3. 13				7. 30 法 務		継続審査
○第142回国会衆本会議趣旨説明									
142 ／ 93	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案	衆 ※	3. 13				7. 30 法 務		継続審査
○第142回国会衆本会議趣旨説明									
142 ／ 94	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	衆 ※	3. 13				7. 30 法 務		継続審査
○第142回国会衆本会議趣旨説明									
142 ／ 102	行政機関の保有する情報の公開に関する法律案	衆 ※	3. 27				7. 30 内 閣		継続審査
○第142回国会衆本会議趣旨説明									
142 ／ 103	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆 ※	3. 27				7. 30 内 閣		継続審査
○第142回国会衆本会議趣旨説明									
142 ／ 104	民事訴訟法の一部を改正する法律案	衆 ※	4. 10				7. 30 法 務		継続審査
142 ／ 109	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案	衆 ※	4. 28				7. 30 安全保障		継続審査
142 ／ 110	自衛隊法の一部を改正する法律案	衆 ※	4. 28				7. 30 安全保障		継続審査

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 ／ 117	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案	※	10. 5. 19				10. 7. 30 大 蔵	継続審査	

・本院議員提出法律案（４件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
5	租税特別措置法の一部を改正する法律案	橋本 敦君 外4名 (10. 10. 2)	10. 10. 7		未 了					
6	租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案	橋本 敦君 外4名 (10. 10. 2)	10. 7		未 了					
7	国民経済の活性化に資するための商品券の支給に関する緊急措置法案	浜四津 敏子君 外2名 (10. 10. 6)	10. 8		未 了					
9	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案	市田 忠義君 外1名 (10. 10. 13)	10. 15		未 了					

・衆議院議員提出法律案（３７件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
9	信用保証協会法等の一部を改正する法律案	菅 直人君 外12名 (10. 9. 9)	10. 9. 10					10. 9. 16 金融安定 特 委	継続審査	
10	金融機能の正常化に関する特別措置法案	佐々木 憲昭君 外2名 (10. 9. 17)	9. 17					9. 17 金融安定 特 委	未 了	
12	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴 鐵三君 外19名 (10. 10. 6)	10. 7							継続審査 (公職選挙 調査特委)
18	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	若松 謙維君 外4名 (10. 10. 12)	10. 13							継続審査 (行政改革 特委)

未付託

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
19	特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案	若松 謙維君 外4名 (10. 10. 12)	10. 13							継続審査 (行政改革 特委)
20	日本銀行法の一部を改正する法律案	若松 謙維君 外4名 (10. 10. 12)	10. 13							継続審査 (行政改革 特委)
141 / 5	情報公開法案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)						10. 7. 30 内 閣		継続審査
142 / 3	国家公務員の倫理の保持に関する法律案	倉田 栄喜君 外9名 (10. 2. 27)						7. 30 内 閣		継続審査
142 / 4	国会職員の倫理の保持に関する法律案	倉田 栄喜君 外8名 (10. 2. 27)						7. 30 議院運営		継続審査
142 / 5	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	倉田 栄喜君 外8名 (10. 2. 27)						7. 30 議院運営		継続審査
142 / 11	行政情報の公開に関する法律案	北村 哲男君 外5名 (10. 3. 27)						7. 30 内 閣		継続審査
○第142回国会衆本会議趣旨説明										
142 / 12	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	海江田 万里君 外5名 (10. 3. 27)						7. 30 内 閣		
○10. 10. 6 撤回申出 ○10. 10. 6 撤回(委員会許可)										
142 / 14	中高一貫教育の推進に関する法律案	藤村 修君 外3名 (10. 4. 28)						7. 30 文 教		継続審査
142 / 15	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	原田 昇左右君 外5名 (10. 4. 30)						7. 30 内 閣		
○10. 10. 6 撤回申出 ○10. 10. 6 撤回(委員会許可)										
142 / 17	政治資金規正法の一部を改正する法律案	松本 善明君 外1名 (10. 5. 8)						8. 4 公職選挙 法改正調 査 特 委		継続審査
142 / 18	政党助成法を廃止する法律案	松本 善明君 外1名 (10. 5. 8)						8. 4 公職選挙 法改正調 査 特 委		継続審査
142 / 19	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (10. 5. 8)						8. 4 行政改革 特 委		継続審査

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 / 20	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	松本 善明君 外1名 (10. 5. 8)						10. 7. 30 議院運営		継続審査
142 / 26	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案	森山 眞弓君 外3名 (10. 5. 22)						7. 30 法 務		継続審査
142 / 27	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案	小杉 隆君 外3名 (10. 5. 26)						7. 30 建 設		継続審査
142 / 28	借地借家法の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外6名 (10. 6. 5)						7. 30 法 務		継続審査
142 / 29	民法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君 外8名 (10. 6. 8)						7. 30 法 務		継続審査
142 / 30	国会議員等の入札干渉等の処罰等に関する法律案	野田 毅君 外2名 (10. 6. 8)						7. 30 議院運営		継続審査
142 / 31	公職選挙法の一部を改正する法律案	加藤 紘一君 外17名 (10. 6. 9)						8. 4 公職選挙法改正調査特委		継続審査
142 / 32	政治資金規正法の一部を改正する法律案	加藤 紘一君 外17名 (10. 6. 9)						8. 4 公職選挙法改正調査特委		継続審査
142 / 33	国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案	加藤 紘一君 外16名 (10. 6. 9)						7. 30 議院運営		継続審査
142 / 34	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	加藤 紘一君 外17名 (10. 6. 9)						7. 30 議院運営		継続審査
142 / 35	政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案	加藤 紘一君 外17名 (10. 6. 9)						7. 30 議院運営		継続審査
142 / 36	国家公務員倫理法案	小川 元君 外3名 (10. 6. 9)						7. 30 内 閣		継続審査
142 / 37	自衛隊員倫理法案	小川 元君 外3名 (10. 6. 9)						7. 30 安全保障		継続審査
142 / 38	国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案	山本 孝史君 外8名 (10. 6. 10)						7. 30 議院運営		継続審査

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 ／ 39	北海道東北開発公庫法の一 部を改正する法律案	佐々木 秀典君 外4名 (10. 6.15)						10. 7. 30 内 閣	継続審査	
142 ／ 40	国会議員等の地位利用収賄 等の処罰等に関する法律案	遠藤 和良君 外4名 (10. 6.16)						7. 30 議院運営	継続審査	
142 ／ 41	政治倫理の確立のための国 會議員の仮名による株取引 等の禁止等に関する法律案	遠藤 和良君 外4名 (10. 6.16)						7. 30 議院運営	継続審査	
142 ／ 42	政治倫理の確立のための国 會議員の資産等の公開等 に関する法律の一部を改正す る法律案	遠藤 和良君 外4名 (10. 6.16)						7. 30 議院運営	継続審査	
142 ／ 43	公職選挙法の一部を改正す る法律案	田中 甲君 外3名 (10. 6.17)						8. 4 公職選挙 法改正調 査 特 委	継続審査	
142 ／ 44	行政評価基本法案	笹木 竜三君 外6名 (10. 6.17)						8. 4 行政改革 特 委	継続審査	

・条 約 (1件)

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
142 ／ 20	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における 後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日 本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正 する協定の締結について承認を求めるの件	衆 ※	10. 4. 30				10. 7. 30 外 務	継続審査	

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年8月31日に設置された。

今期第143回国会においては、今後3年間にわたる調査のテーマを「21世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」とすることに理事会で決定し、平成10年9月25日、その旨を調査会に報告した。

また、調査項目については、アジア及び世界の安全保障の確保、アジア経済及び世界経済の持続的発展の確保、国連の今日的役割、政府開発援助の在り方、我が国外交の在り方等について調査を進めていくことが会長より発言された。

今国会の会期中の調査は1回行われた。

平成10年9月25日に「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について、明石康参考人（広島平和研究所所長・前国際連合事務次長）から意見を聴取した後、質疑を行った。なお、佐藤行雄国際連合日本政府代表部特命全権大使より赴任に際しての発言があった。

このほか、平成10年10月8日に金大中大韓民国大統領訪日特別随員（同国国会議員等）と「北東アジアの安全保障・アジア経済危機について」懇談を行った。

〔調査の概要〕

平成10年9月25日の調査会では、国連の今日的役割について明石康参考人から意見の聴取を行った後、委員から日本の安保理常任理事国入り問題、国連における日本人職員育成の必要性、憲法9条に関する各国の認識度、国連平和維持活動（PKO）への自衛隊の参加実態、国連の21世紀的役割、国連の機能強化策、集団安全保障体制と地域機構の在り方等について質疑が行われた。

(2) 調査会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年9月25日（金）（第2回）

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人広島平和研究所所長・前国際連合事務次長明石康君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第3回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として、平成10年8月31日に設置され、3年間にわたり調査活動を行うこととなった。

今期の調査項目を選定するため、理事会等を中心に協議を重ねた結果、調査に当たって以下の共通認識を得るに至った。

我が国の経済社会においては、少子・高齢化、情報化、国際化、あるいは経済の成熟化や価値観の多様化、さらには地球環境問題などの様々な変化が生じている。なかでも、少子化によって、21世紀初頭には総人口が減少に転じると予想されており、我が国の経済社会に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。このような状況の下で、少子化の要因とその対応についての考え方を明らかにし、次代を担う子どもたちが自立性、創造性を持って個性豊かに育ち得るよう、その健全育成を図るとともに、雇用慣行の変化や価値観の多様化に対応して、創造性や専門性を有する人材の育成を図るなど、個々人が生涯を通じて自らの能力を発揮することができる社会システムを形成していくことが極めて重要な政策課題である。

こうした観点から、10月16日の理事会において今期の調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」と決定し、同日、この決定は調査会で報告された。

(2) 調査会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年10月16日（金）（第2回）

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、今期第143回国会の平成10年8月31日に設置された。

本調査会の調査課題は広範囲にわたっていることから、理事懇談会等で精力的に協議を重ね、10月1日の理事会において、当面の調査テーマとして「男女等共生社会の構築に向けて」とすることを決定した。

今期国会での調査は、10月1日に開かれ、まず、今後の本調査会調査の参考に資するため、男女共同参画社会の現状について政府から説明を聴取するとともに、共生社会に対して各委員が抱くイメージも多様であることから、共生社会に対する各委員の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

平成10年10月1日の調査会において、各委員から今後取り組むべき調査課題について、①男女共同参画が求められる背景を、社会的、文化的、歴史的観点からアプローチする必要がある、②少子・高齢化社会の観点から男女共生に取り組む必要がある、③女性の社会進出に伴うハード、ソフト両面からの環境整備が重要である、④社会保障制度や税制等を世帯単位から個人単位に見直していく必要がある、⑤中性的な法制度についての女性の実質的な権利救済、アファーマティブアクションが必要である、⑥労働の場における男女差別の是正、支援策について議論を深める必要がある、⑦女性の政策決定過程への参画という課題に取り組むべきである、⑧男女の共生を妨げる家庭内暴力、セクハラについて調査会として取り上げていくべきである、⑨民法改正問題が重要な課題である、⑩子育て支援策を考えていく必要がある等の意見が述べられた。また、調査会の運営その他に関しては、①調査テーマのうち、具体的に検討する課題を絞り込む必要がある、②男女共同参画社会基本法（仮称）の法案化作業を横目でにらみながら本調査会でも調査を進める必要がある、③他の委員会で取り上げていないようなものや男女共同参画社会基本法（仮称）での取組が遅れているような問題を取り上げるべきである等の意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年10月1日（木）（第2回）

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、男女共同参画社会の現状について政府委員から説明を聴いた後、共生社会について意見の交換を行った。

○平成10年10月16日（金）（第3回）

- 共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

4 常任委員長等の配分に関する検討会

(1) 発足の経緯

去る8月7日、議院運営委員会理事会において、第18回通常選挙後の常任委員長の会派割当を決定した際に、常任委員長の配分については、今後設置される検討機関においてあらゆる観点から次期通常国会までに検討するものとする事で各会派が合意し、また、同月20日、同理事会において、特別委員長及び調査会長の配分についても常任委員長と同様に取り扱うものとする事で各会派が合意した。これを受けて、9月9日、斎藤議長と各会派代表者との懇談会において、常任委員長等の配分についての協議機関を設置することが合意され、10月6日の議院運営委員会理事会において、委員10名をもって組織する「常任委員長等の配分に関する検討会」の設置が決定された。

(2) 検討会経過

○平成10年10月15日（木）（第1回）

- 座長を選任した。（西田吉宏君・自民）
- 本検討会の運営等について協議を行った。

1 議案審議概況

【概 観】

今国会、内閣から提出された法律案は、10件であり、うち7件が成立した。残り3件のうち2件は審査未了となり、1件は衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続していた旧国鉄債務処理法案等10件が成立した。

予算は、平成10年度一般会計補正予算が提出され、成立した。

条約は、今国会1件提出され、成立した。衆議院において継続していた2件のうち、1件は成立し、1件は継続審査となった。

衆法は、今国会新たに20件提出され、14件が成立した。残り6件のうち5件は継続審査となり、1件は審査未了となった。また、前国会から継続していた議案32件のうち議院証言法一部改正案1件が成立した。

参法は、今国会新たに10件が提出され、1件が成立したものの残り9件はいずれも審査未了になった。また、前国会衆議院において継続していた1件は成立した。

このほか内閣から議決案件として提出された**仲裁裁定**7件が承認され、**NHK決算**3件が是認された。**平成8年度決算**3件は継続審査となった。**本会議決議案**は2件提出されいずれも可決された。**予備費**8件はいずれも未了となった。衆議院で継続していた**承認案件**1件は承認された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成10年度2次補正予算は、10月13日に提出され、同月16日に成立した。今回の補正予算は、一般会計において、預金保険機構の金融再生勘定の借入金等について18兆円、金融機能早期健全化勘定の借入金等について25兆円の政府保証限度額を定めること等を内容とするものであり、予算総則のみの補正予算提出は昭和34年の第33回国会以来である。

〔法律案の審議〕

—閣 法—

今国会の最重要課題である金融機能再生の措置として、**不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案・金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案**が提出されたが、野党3党から提出された対案が衆議院において修正議決されたため成立するに至らなかった。また、前国会から衆議院で継続していた法律案20件のうち情報公開法案等10件が衆議院において継続審査となった。

成立した主な閣法は、以下の通りである。中小企業等の資金調達の円滑化を図るため、無担保保険の保険限度額を引き上げる等の措置を講ずる**中小企業信用保険法の一部を改正する法律案**（9月30日成立、以下括弧内は成立日）。また、衆議院で継続していたもののうち、労働契約期間の上限の延長、時間外労働についての基準、裁量労働制等につき必要な措置を講ずる**労働基準法の一部を改正する法律案**（9月25日）は、衆議院において、新たな裁量労働制の適用に当たって対象労働者の同意等を制度実施の要件とすること等の修正が行われた。また、政府による日本国有鉄道清算事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講ずる**日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関**

する法律案（10月15日）は、衆議院において、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため事業団の負担とされた移換金負担について、政令で定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額を旅客鉄道株式会社等の負担とし、それ以外の額については日本鉄道建設公団が負担する旨の修正が行われた。国有林野事業の財政の健全性を回復し、国有林野を適切かつ効率的に管理経営する体制を確立しようとする**国有林野事業の改革のための特別措置法案**（10月15日）、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図る**地球温暖化対策の推進に関する法律案**（10月2日）は、いずれも衆議院において修正が行われた。

—衆 法—

成立した主な衆法は以下の通りである。我が国の金融機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理原則を定めるとともに、金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した銀行の特別公的管理制度並びに破綻した金融機関の業務承継制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を図る**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案**（10月12日）、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、金融機関の破綻に対し必要な施策を講じ、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融再生委員会を設置する**金融再生委員会設置法案**（10月12日）、破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収機構を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き継いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構の業務の円滑化等の措置を講ずる**預金保険法の一部を改正する法律案**（10月12日）、金融機関等の不良債権処理の促進及び金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図る**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案**（10月16日）、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、成人の日及び体育の日をそれぞれ1月の第2月曜日及び10月の第2月曜日に改める**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（10月14日）、140回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていた議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（10月14日）がある。

—参 法—

今国会成立した参法は、当せん金付証票に係る受託金融機関の範囲の拡大及び地方公共団体が行う検査機能の拡充等を図るとともに、当せん金の最高限度額の見直し等の措置を講ずる**当せん金付証票法の一部を改正する法律案**（10月15日）、及び衆議院で継続していた**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**（9月18日）がある。その他、国民経済の活性化に資するための商品券の支給に関する**緊急措置法案**、**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案**等が提出されたがいずれも未了となった。

〔決 議〕

北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議案を9月3日に可決し、防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案は10月16日に可決した。個々の大臣に対する問責決議案が提出されたのは過去50件あるが可決されたのは今回が初めてである。

〔金融再生関連法案一覧〕

閣 法

番 号	件 名	衆 議 院	参 議 院
閣 法 第 1 号	不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案	未 了	
閣 法 第 2 号	金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案		

衆 法

番 号	件 名	衆 議 院	参 議 院
衆 第 1 号	債権管理回収業に関する特別措置法案	修 正	可 決
衆 第 2 号	金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案		
衆 第 3 号	競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案	可 決	
衆 第 4 号	特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案		
衆 第 5 号	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案	修 正	
衆 第 6 号	金融再生委員会設置法案		
衆 第 7 号	預金保険法の一部を改正する法律案		
衆 第 8 号	金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案		
衆 第 10 号	金融機能の正常化に関する特別措置法案	未 了	
衆 第 15 号	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案	修 正	可 決

参 法

番 号	件 名	衆 議 院	参 議 院
参 第 1 号	金融機能の正常化に関する特別措置法案		未 了
参 第 2 号	預金保険法の一部を改正する法律案		
参 第 3 号	金融監督委員会設置法案		
参 第 4 号	金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案		
参 第 10 号	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案		

2 議案件数表

		提 出	成 立	参 議 院		衆 議 院		備 考
				継続	未了	継続	未了	
閣 法	新 規	1 0	7	0	0	1	2	
	衆 継	2 0	1 0	0	0	1 0	0	
参 法	新 規	1 0	1	0	9	0	0	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	
衆 法	新 規	2 0	1 4	0	0	5	1	
	衆 継	3 2	1	0	0	2 9	0	撤 回 2
予 算		1	1	0	0	0	0	
条 約	新 規	1	1	0	0	0	0	
	衆 継	2	1	0	0	1	0	
議 決		7	7	0	0	0	0	
承 認	衆 継	1	1	0	0	0	0	
予 備 費 等	衆 継	8	0	0	0	8	0	
決算その他	継 続	6	3	3	0			
決 議 案		2	2	0	0			

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（30件）（うち衆議院において前国会から継続20件）

●両院通過（17件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

- 3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 4 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案
- 5 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 7 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（第142回国会提出）

- 33 労働基準法の一部を改正する法律案（修）
- 43 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（修）
- 44 国有林野事業の改革のための特別措置法案（修）
- 45 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案（修）
- 46 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案（修）
- 78 森林法等の一部を改正する法律案
- 84 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（修）
- 85 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案
- 105 不正競争防止法の一部を改正する法律案
- 111 地球温暖化対策の推進に関する法律案（修）

●衆議院継続（11件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

- 10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

（第142回国会提出）

- 79 住民基本台帳法の一部を改正する法律案
- 92 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案
- 93 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案
- 94 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 102 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案
- 103 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 104 民事訴訟法の一部を改正する法律案
- 109 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案

110 自衛隊法の一部を改正する法律案

117 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案

●衆議院未了（2件）

1 不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案

2 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（11件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

●両院通過（2件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

8 当せん金付証票法の一部を改正する法律案

（第142回国会提出）

5 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案

●本院未了（9件）

1 金融機能の正常化に関する特別措置法案

2 預金保険法の一部を改正する法律案

3 金融監督委員会設置法案

4 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案

5 租税特別措置法の一部を改正する法律案

6 租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案

7 国民経済の活性化に資するための商品券の支給に関する緊急措置法案

9 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案

10 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（52件）（うち衆議院において前国会から継続32件）

●両院通過（15件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

1 債権管理回収業に関する特別措置法案（修）

2 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（修）

3 競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

4 特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

5 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（修）

6 金融再生委員会設置法案（修）

7 預金保険法の一部を改正する法律案（修）

8 金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（修）

11 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

13 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

14 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

15 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（修）

16 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

17 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(第140回国会提出)

34 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続(34件)(うち衆議院において前国会から継続29件)

9 信用保証協会法等の一部を改正する法律案

12 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

18 国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

19 特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案

20 日本銀行法の一部を改正する法律案

(第141回国会提出)

5 情報公開法案

(第142回国会提出)

3 国家公務員の倫理の保持に関する法律案

4 国会職員の倫理の保持に関する法律案

5 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

11 行政情報の公開に関する法律案

14 中高一貫教育の推進に関する法律案

17 政治資金規正法の一部を改正する法律案

18 政党助成法を廃止する法律案

19 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案

20 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

26 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

27 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

28 借地借家法の一部を改正する法律案

29 民法の一部を改正する法律案

30 国会議員等の入札干渉等の処罰等に関する法律案

31 公職選挙法の一部を改正する法律案

32 政治資金規正法の一部を改正する法律案

33 国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

34 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

35 政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案

36 国家公務員倫理法案

37 自衛隊員倫理法案

38 国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案

- 39 北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
- 40 国会議員等の地位利用収賄等の処罰等に関する法律案
- 41 政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案
- 42 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 44 行政評価基本法案

●衆議院未了（１件）

- 10 金融機能の正常化に関する特別措置法案

●撤回（２件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第142回国会提出）

- 12 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

◎予算（１件）

●両院通過（１件）

- 1 平成10年度一般会計補正予算（第２号）

◎条約（３件）（うち衆議院において前国会から継続２件）

●両院通過（２件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

- 1 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

（第142回国会提出）

- 21 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

●衆議院継続（１件）（衆議院において前国会から継続）

（第142回国会提出）

- 20 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

◎議決を求めるの件（７件）

●両院通過（７件）

- 1 国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全逓信労働組合関係）
- 2 国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
- 3 国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（郵政産業労働組合関係）
- 4 国営企業労働関係法第16条第２項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全

林野労働組合関係「定員内職員」)

- 5 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
- 6 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員」)
- 7 国営企業労働関係法第16条第2項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)

◎承認を求めるの件（1件）（衆議院において前国会から継続）

●両院通過（1件）

（第142回国会提出）

- 2 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（8件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（8件）

（第140回国会提出）

○平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

（第142回国会提出）

○平成9年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○平成9年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○平成9年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

○平成9年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○平成9年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○平成9年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（6件）

●是認すると議決（3件）

（第136回国会提出）

○日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第140回国会提出）

○日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第142回国会提出）

○日本放送協会平成8年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する

説明書

●継続（３件）

（第142回国会提出）

- 平成８年度一般会計歳入歳出決算、平成８年度特別会計歳入歳出決算、平成８年度
国稅收納金整理資金受払計算書、平成８年度政府關係機關決算書
- 平成８年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 平成８年度国有財産無償貸付状況總計算書

◎決議案（２件）

●可決（２件）

- １ 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議案
- ２ 防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、741件（60種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「消費税の減税に関する請願」168件、「医療保険制度改悪反対、医療の充実に
関する請願」71件、「労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請
願」71件などであった。

各委員会への付託件数は、総務6件、法務48件、外交防衛44件、財政金融30件、文教科
学7件、国民福祉213件、労働社会113件、国土環境7件、沖縄・北方5件、行革税制266
件、金融経済2件であった。

請願者の総数は、210万5,791人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、当初9月28日の議院運営委員会理事会において会期
終了日の7日前の9月30日までと決定されたが、10月7日の衆参の本会議において9日間
の会期延長が議決されたため、同日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限について
は、7日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の9日までと決定された。

10月15日及び16日、各委員会において請願の審査が行われ、4委員会において47件（5
種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで16日の本会議において「北方領土問
題の解決促進に関する請願」外46件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、6.3％であり、また種類数によ
る採択率（採択数／付託数）は、8.3％であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
総 務	6	0	0	6	0	
法 務	48	9	0	39	9	
外 交 防 衛	44	0	0	44	0	
財 政 金 融	30	0	0	30	0	
文 教 科 学	7	6	0	1	6	
国 民 福 祉	213	0	0	213	0	
劳 働 社 会	113	27	0	86	27	
国 土 環 境	7	0	0	7	0	
沖 縄 ・ 北 方	5	5	0	0	5	
行 革 税 制	266	0	0	266	0	
金 融 経 済	2	0	0	2	0	
計	741	47	0	694	47	提出総数 741件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 法務委員会 9 件
子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願（第256号外 8 件）
- 文教・科学委員会 6 件
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第115号外 5 件）
- 労働・社会政策委員会 27 件
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願
（第390号外24件）
職安行政拡充強化のための大幅増員等に関する請願（第562号外 1 件）
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 5 件
北方領土問題の解決促進に関する請願（第121号外 4 件）

質問主意書一覧

【第143回国会(臨時会)】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領月日	備考
1	在日韓国・朝鮮人の市民的権利等に関する質問主意書	竹村 泰子君	10. 8.10	10. 8.12	10. 9.18	10. 8.18 内閣から通知書受領 (9.21まで答弁延期)
2	戦時遭難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問主意書	照屋 寛徳君	8.12	8.17	9. 8	8.21 内閣から通知書受領 (9. 9まで答弁延期)
3	点字による選挙公報発行等に関する質問主意書	小川 勝也君	8.21	8.24	9.18	8.28 内閣から通知書受領 (9.21まで答弁延期)
4	特殊法人の関連会社に関する質問主意書	山下 栄一君	9. 2	9. 7	9.18	9.11 内閣から通知書受領 (9.21まで答弁延期)
5	環境汚染物質排出・移動登録制度（P R T R）に関する質問主意書	福本 潤一君	9.17	9.21	10. 6	9.25 内閣から通知書受領 (10. 7まで答弁延期)
6	公正取引委員会の「著作物再販制度の取扱いについて」に関する質問主意書	大脇 雅子君	9.28	9.30	10.27	10. 6 内閣から通知書受領 (10.28まで答弁延期)
7	農業ヘリに関する質問主意書	中村 敦夫君	10. 8	10.12	10.30	10.16 内閣から通知書受領 (11. 2まで答弁延期)
8	震災時における電気火災防止のための「感震ブレーカー」に関する質問主意書	小川 勝也君	10.15	10.16		10.20 内閣から通知書受領 (11.18まで答弁延期)
9	点字による選挙公報発行等に関する再質問主意書	小川 勝也君	10.15	10.16		10.20 内閣から通知書受領 (11.11まで答弁延期)
10	地球温暖化問題と電力自由化に関する質問主意書	福島 瑞穂君	10.15	10.16		10.20 内閣から通知書受領 (11.16まで答弁延期)
11	「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」の保管等に関する質問主意書	吉川 春子君	10.16	10.16		10.20 内閣から通知書受領 (11.30まで答弁延期)
12	米軍基地周辺地域における米軍機の騒音対策に関する質問主意書	井上 美代君	10.16	10.16	10.30	10.20 内閣から通知書受領 (11. 2まで答弁延期)
13	減額年金支給制度の導入に関する質問主意書	小川 勝也君	10.16	10.16	10.30	10.20 内閣から通知書受領 (11. 2まで答弁延期)
14	水環境に関する質問主意書	福本 潤一君	10.16	10.16		10.20 内閣から通知書受領 (11.16まで答弁延期)

※ なお、第143回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第144回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第142回国会(常会)答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領月日	備考
18	徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する再質問主意書	竹村 泰子君	10. 5. 28	10. 6. 1	10. 8. 21	10. 6. 5 内閣から通知書受領 (8. 24まで答弁延期)
19	浜岡原子力発電所等の耐震安全性に関する質問主意書	山口 哲夫君	6. 1	6. 3	7. 7	6. 9 内閣から通知書受領 (7. 13まで答弁延期)
21	医療行政に関する質問主意書	阿曾田 清君	6. 11	6. 15	7. 7	6. 19 内閣から通知書受領 (7. 8まで答弁延期)
23	視覚障害者等の社会参加の推進等に関する質問主意書	荒木 清寛君	6. 12	6. 15	7. 21	6. 19 内閣から通知書受領 (7. 22まで答弁延期)
24	地球温暖化対策等に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 12	6. 15	7. 28	6. 19 内閣から通知書受領 (8. 10まで答弁延期)
25	食料・農業・農村基本問題に関する質問主意書	阿曾田 清君	6. 17	6. 18	7. 7	6. 23 内閣から通知書受領 (7. 8まで答弁延期)
26	市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1項(b)に基づく日本国政府第4回報告書における在日韓国・朝鮮人問題に関する質問主意書	竹村 泰子君	6. 17	6. 18	7. 24	6. 23 内閣から通知書受領 (7. 27まで答弁延期)
27	プルトニウム混合燃料加工に関する質問主意書	清水 澄子君	6. 17	6. 18	7. 28	6. 23 内閣から通知書受領 (8. 3まで答弁延期)
28	内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)問題等に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 18	6. 18	7. 28	6. 23 内閣から通知書受領 (8. 3まで答弁延期)
30	福祉部門への投入に伴う経済効果等と建設効果に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 18	6. 18	8. 28	6. 23 内閣から通知書受領 (8. 31まで答弁延期)

1 国会会期一覧

国会回次	召 集 日	開 会 式	会 期 終 了 日	会 期		
				当初日数	延長日数	総 日 数
第129回 (常 会)	6. 1.31(月)	6. 2. 8(火)	6. 6.29(水)	1 5 0	—	1 5 0
第130回 (臨時会)	6. 7.18(月)	6. 7.18(月)	6. 7.22(金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6. 9.30(金)	6. 9.30(金)	6.12. 9(金)	6 5	6	7 1
第132回 (常 会)	7. 1.20(金)	7. 1.20(金)	7. 6.18(日)	1 5 0	—	1 5 0
第133回 (臨時会)	7. 8. 4(金)	7. 8. 4(金)	7. 8. 8(火)	5	—	5
第134回 (臨時会)	7. 9.29(金)	7. 9.29(金)	7.12.15(金)	4 6	3 2	7 8
第135回 (臨時会)	8. 1.11(木)	8. 1.11(木)	8. 1.13(土)	3	—	3
第136回 (常 会)	8. 1.22(月)	8. 1.22(月)	8. 6.19(水)	1 5 0	—	1 5 0
第137回 (臨時会)	8. 9.27(金)	—	8. 9.27(金) 衆議院解散	—	—	1
第138回 (特別会)	8.11. 7(木)	8.11.11(月)	8.11.12(火)	6	—	6
第139回 (臨時会)	8.11.29(金)	8.11.29(金)	8.12.18(水)	2 0	—	2 0
第140回 (常 会)	9. 1.20(月)	9. 1.20(月)	9. 6.18(水)	1 5 0	—	1 5 0
第141回 (臨時会)	9. 9.29(月)	9. 9.29(月)	9.12.12(金)	7 5	—	7 5
第142回 (常 会)	10. 1.12(月)	10. 1.12(月)	10. 6.18(木)	1 5 0	8	1 5 8
第143回 (臨時会)	10. 7.30(木)	10. 8. 7(金)	10.10.16(金)	7 0	9	7 9

※直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初 の国会回次	国会召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20(火)
第 2 回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第 3 回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 1 6 回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第 4 回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 2 5 回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第 5 回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 3 2 回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第 6 回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 4 1 回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第 7 回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 4 9 回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第 8 回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 5 9 回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第 9 回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 6 6 回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第 1 0 回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 7 3 回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第 1 1 回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第 8 1 回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第 1 2 回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 9 2 回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第 1 3 回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第 9 9 回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第 1 4 回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 1 0 6 回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第 1 5 回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第 1 1 5 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第 1 6 回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第 1 2 4 回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第 1 7 回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第 1 3 3 回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第 1 8 回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第 1 4 3 回 (臨時会)	10. 7. 30(木)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 第18回参議院議員通常選挙結果

投票時間が午後8時まで2時間延長された第18回参議院議員通常選挙は、6月25日公示され、7月12日に投開票された。

選挙結果は、以下のとおりであった。

【 選 挙 区 】

(76名)

……北海道……	井上 裕 (自民・現)	佐藤 泰介 (民主・新)
峰崎 直樹 (民主・現)	……東京……	八田 ひろ子 (共産・新)
中川 義雄 (自民・新)	小川 敏夫 (民主・新)	……三重……
……青森……	浜四津 敏子 (公明・現)	斎藤 十朗 (無・現)
田名部 匡省 (無・新)	井上 美代 (共産・新)	……滋賀……
……岩手……	中村 敦夫 (無・新)	河本 英典 (自民・現)
椎名 素夫 (無・現)	……神奈川……	……京都……
……宮城……	浅尾 慶一郎 (民主・新)	福山 哲郎 (無・新)
櫻井 充 (民主・新)	畑野 君枝 (共産・新)	西山 登紀子 (共産・現)
市川 一朗 (無・元)	千葉 景子 (民主・現)	……大阪……
……秋田……	……新潟……	西川 きよし (無・現)
斉藤 滋宣 (自民・新)	田中 直紀 (無・新)	山下 栄一 (公明・現)
……山形……	大淵 絹子 (社民・現)	宮本 岳志 (共産・新)
岸 宏一 (自民・新)	……富山……	……兵庫……
……福島……	永田 良雄 (自民・現)	本岡 昭次 (民主・現)
佐藤 雄平 (無・新)	……石川……	大沢 辰美 (共産・新)
岩城 光英 (自民・新)	岩本 荘太 (無・新)	……奈良……
……茨城……	……福井……	服部 三男雄 (自民・現)
郡司 彰 (民主・新)	山崎 正昭 (自民・現)	……和歌山……
久野 恒一 (自民・新)	……山梨……	鶴保 庸介 (自由・新)
……栃木……	興石 東 (無・新)	……鳥取……
築瀬 進 (民主・新)	……長野……	坂野 重信 (自民・現)
矢野 哲朗 (自民・現)	北澤 俊美 (民主・現)	……島根……
……群馬……	若林 正俊 (自民・新)	青木 幹雄 (自民・現)
中曾根 弘文 (自民・現)	……岐阜……	……岡山……
上野 公成 (自民・現)	松田 岩夫 (無・新)	江田 五月 (民主・元)
……埼玉……	山下 八洲夫 (民主・新)	加藤 紀文 (自民・現)
浜田 卓二郎 (無・新)	……静岡……	……広島……
富樫 練三 (共産・新)	海野 徹 (無・新)	亀井 郁夫 (自民・新)
藤井 俊男 (民主・新)	山下 善彦 (自民・新)	柳田 稔 (無・新)
……千葉……	……愛知……	……山口……
広中 和歌子 (無・現)	木俣 佳丈 (民主・新)	松岡 満壽男 (無・元)

……徳 島……
 高橋 紀世子 (無・新)
 ……香 川……
 山内 俊夫 (自民・新)
 ……愛 媛……
 野間 赳 (自民・現)
 ……高 知……
 森下 博之 (自民・新)
 ……福 岡……
 弘友 和夫 (無・新)

吉村 剛太郎 (自民・現)
 ……佐 賀……
 岩永 浩美 (自民・現)
 ……長 崎……
 松谷 蒼一郎 (自民・現)
 ……熊 本……
 本田 良一 (民主・新)
 木村 仁 (自民・新)
 ……大 分……
 仲道 俊哉 (自民・新)

……宮 崎……
 上杉 光弘 (自民・現)
 ……鹿児島……
 森山 裕 (自民・新)
 井上 吉夫 (自民・現)
 ……沖 縄……
 島袋 宗康 (無・現)

【 比 例 代 表 】

(50名)

〔自由民主党〕

有馬 朗人 (新)
 村上 正邦 (現)
 岡 利定 (現)
 大島 慶久 (現)
 野沢 太三 (現)
 阿南 一成 (新)
 南野 知恵子 (現)
 佐藤 昭郎 (新)
 日出 英輔 (新)
 加納 時男 (新)
 佐々木 知子 (新)
 脇 雅史 (新)
 森田 次夫 (新)
 久世 公堯 (現)

〔民主党〕

小宮山 洋子 (新)
 今井 澄 (現)
 円 より子 (現)
 藁科 満治 (現)

直嶋 正行 (現)
 内藤 正光 (新)
 勝木 健司 (現)
 川橋 幸子 (現)
 長谷川 清 (現)
 高嶋 良充 (新)
 堀 利和 (元)
 江本 孟紀 (現)

〔日本共産党〕

立木 洋 (現)
 市田 忠義 (新)
 岩佐 恵美 (新)
 吉岡 吉典 (現)
 池田 幹幸 (新)
 小池 晃 (新)
 林 紀子 (元)
 小泉 親司 (新)

〔公明〕

鶴岡 洋 (現)

統 訓弘 (現)
 森本 晃司 (新)
 荒木 清寛 (現)
 風間 昶 (現)
 沢 たまき (新)
 日笠 勝之 (新)

〔自由党〕

泉 信也 (現)
 入澤 肇 (新)
 平野 貞夫 (現)
 渡辺 秀央 (新)
 月原 茂皓 (新)

〔社会民主党〕

福島 瑞穂 (新)
 淵上 貞雄 (現)
 大脇 雅子 (現)
 山本 正和 (現)

(注) 所属政党名略称は以下のとおりである。

(自民) ……自由民主党 (民主) ……民主党 (共産) ……日本共産党

(公明) ……公明 (社民) ……社会民主党 (自由) ……自由党 (無) ……無所属

4 国務大臣等名簿

(会期終了日 平成10.10.16現在)

内閣総理大臣	小 淵 恵 三 (衆・自 民)	建 設 大 臣	関 谷 勝 嗣 (衆・自 民)
法 務 大 臣	中 村 正 三 郎 (衆・自 民)	自 治 大 臣 国家公安委員会 委 員 長	西 田 司 (衆・自 民)
外 務 大 臣	高 村 正 彦 (衆・自 民)	内閣官房長官	野 中 広 務 (衆・自 民)
大 蔵 大 臣	宮 澤 喜 一 (衆・自 民)	総務庁長官	太 田 誠 一 (衆・自 民)
文 部 大 臣	有 馬 朗 人 (参・自 民)	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官	井 上 吉 夫 (参・自 民)
厚生大臣	宮 下 創 平 (衆・自 民)	防 衛 庁 長 官	額 賀 福 志 郎 (衆・自 民)
農林水産大臣	中 川 昭 一 (衆・自 民)	経済企画庁長官	堺 屋 太 一 (民 間)
通商産業大臣	与 謝 野 馨 (衆・自 民)	科学技術庁長官	竹 山 裕 (参・自 民)
運 輸 大 臣	川 崎 二 郎 (衆・自 民)	環 境 庁 長 官	真 鍋 賢 二 (参・自 民)
郵 政 大 臣	野 田 聖 子 (衆・自 民)	国 土 庁 長 官	柳 沢 伯 夫 (衆・自 民)
労 働 大 臣	甘 利 明 (衆・自 民)	内閣法制局長官	大 森 政 輔

5 本会議・委員会傍聴者数の推移

(第143回国会終了日 平成10年10月16日現在)

国 会 回 次	総 計	内 訳	
		本 会 議	委 員 会
1 3 1 (臨時会)	2, 0 0 7	7 2 1	1, 2 8 6
1 3 2 (常 会)	1, 3 8 9	3 5 4	1, 0 3 5
1 3 3 (臨時会)	1 5 2	7 8	7 4
1 3 4 (臨時会)	1, 3 4 7	7 2 7	6 2 0
1 3 5 (臨時会)	2 4	2 4	0
1 3 6 (常 会)	2, 9 2 8	1, 0 6 8	1, 8 6 0
1 3 7 (臨時会)	9	8	1
1 3 8 (特別会)	1 4 9	4 8	1 0 1
1 3 9 (臨時会)	4 2 4	2 6 7	1 5 7
1 4 0 (常 会)	5, 1 0 8	1, 4 5 1	3, 6 5 7
1 4 1 (臨時会)	1, 6 6 8	4 1 0	1, 2 5 8
1 4 2 (常 会)	3, 3 0 1	9 9 9	2, 3 0 2
1 4 3 (臨時会)	1, 5 7 5	6 6 5	9 1 0

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

6 参議院参観者数の推移

(第143回国会終了日 平成10年10月16日現在)

年 平成	総 計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
3	178, 861	39, 347	136, 779	1, 827	400	508
4	187, 510	44, 437	139, 428	2, 521	760	364
5	181, 231	46, 833	130, 828	2, 197	1, 306	67
6	166, 708	38, 331	125, 641	1, 817	876	43
7	178, 174	28, 198	147, 063	1, 521	1, 392	0
8	176, 469	32, 030	138, 823	2, 668	2, 893	55
9	180, 885	41, 617	134, 748	2, 287	2, 223	10
10	152, 913	28, 317	122, 628	888	1, 075	5

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

7 外国議会議長等招待者一覧

○議長が招待したもの

招 待 状 宛 先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
ネパール王国上院議長	10. 8. 12	7	10. 9. 20 ～ 9. 26

8 参議院議員海外派遣一覧

目 的	議長決定	派 遣 議 員	派 遣 地	日 数	派遣報告
第19回東南アジア諸国連合議員機構（A I P O）総会出席及び同国の政治経済事情視察	10. 8. 13	塩崎 恭久君 櫻井 充君	マレーシア	5 11	次国会の 議院運営 委員会に 報告書を 提出予定
第100回列国議会同盟（I P U）会議参加及び各国の政治経済事情等視察	8. 7	石井 道子君 山本 保君 谷本 巍君	ドイツ ロシア 連合王国	12 12 12	
欧州評議会議員会議参加及び政治経済事情等視察	9. 4	畑 恵君 今泉 昭君	フランス	7 6	

9 国会関係日誌 (10. 6. 18～10. 16)

【第142回国会（常会）閉会後】

- 10. 6. 22(月) ○ 金融監督庁発足
- 25(木) ○ 第18回参議院議員通常選挙公示
- 7. 12(日) ○ 第18回参議院議員通常選挙投開票
- 13(月) ○ 橋本総理が退陣表明
- 24(金) ○ 自由民主党総裁選で小渕外務大臣が新総裁に
 - 水島裕議員、「民主党・新緑風会」を退会、「自由民主党」へ入会
- 27(月) ○ 「二院クラブ・自由連合」結成（代表・島袋宗康議員）

【第143回国会（臨時会）】

- 30(木) ○ 第143回国会（臨時会）召集
 - 橋本内閣総辞職
 - 参本会議（正副議長の選挙、議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名（決選投票で菅直人衆議院議員を指名））
 - 衆本会議（議席の指定、会期の件、議運委員長の辞任許可及び選挙、内閣総理大臣の指名（小渕恵三衆議院議員を指名））
 - 内閣総理大臣の指名両院協議会、成案を得なかった
 - 斎藤十朗議長、菅野久光副議長、党籍・会派離脱
 - 小渕内閣発足
- 8. 4(火) ○ 衆本会議（14常任委員長の選任、8特別委員会の設置）
- 6(木) ○ 原爆死没者慰霊式・平和祈念式（広島市）、小渕恵三内閣総理大臣参列
- 7(金) ○ 開会式
 - 参本会議（常任委員の選任、常任委員長の選任、小渕総理の所信表明演説）
 - 衆本会議（小渕総理の所信表明演説）
 - 総理直属諮問機関「経済戦略会議」を閣議決定
- 10(月) ○ 衆本会議（代表質問 中野寛成君、池田行彦君、神崎武法君）
- 11(火) ○ 参本会議（代表質問 本岡昭次君、青木幹雄君）
 - 衆本会議（金融安定化特別委設置、代表質問 伊藤英成君、小沢一郎君、不破哲三君、土井たか子君）
- 12(水) ○ 参本会議（代表質問 浜四津敏子君、立木洋君、山本正和君、扇千景君、峰崎直樹君、石川弘君）
- 17(月) ○ 衆予算委（予算の実施状況に関する件～19日）
- 20(木) ○ 参予算委（予算の執行状況に関する件～24日）
- 21(金) ○ 米、アフガニスタンとスーダンのテロ関連7施設に攻撃
- 22(土) ○ 永田良雄議員（自民・富山）死去
- 23(日) ○ 衆議院議員選挙石川1区補欠選挙投開票、奥田建氏当選
 - 衆議院議員選挙富山2区補欠選挙投開票、宮腰光寛氏当選
 - エリツィン・ロシア大統領、全閣僚を解任
- 24(月) ○ A I P O（東南アジア諸国連合議員機構）第19回総会（～28日 クアラルンプール）
- 25(火) ○ 衆本会議（金融再生関連法案（与党案）の趣旨説明）
- 27(木) ○ 衆金融安定化特別委（金融安定化問題に関する集中審議）
- 28(金) ○ 衆金融安定化特別委（金融再生関連法案の総括審議）
- 29(土) ○ 小渕総理が大雨による被災地（福島、栃木）訪問

- 31(月)○**参本会議**（5特別委員会、3調査会の設置）
 - 衆金融安定化特別委（長銀等の参考人質疑）
 - 北朝鮮が弾道ミサイル発射、弾頭は日本を通過して三陸沖に着弾
- 9. 1(火)○永田良雄議員の死去により、谷林正昭氏が繰上補充当選
- 2(水)○最高裁が平成7年第17回参議院選の定数訴訟で合憲判決
- 3(木)○**参本会議**（外務大臣の北朝鮮によるミサイル発射を受けての当面の対応に関する報告、質疑、北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議案可決）
 - 衆本会議（外務大臣の北朝鮮によるミサイル発射を受けての当面の対応に関する報告、質疑、北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案可決、深刻な干ばつ砂漠化に対処するための国連条約承認）
 - 参外防委（北朝鮮のミサイル発射問題等について）
 - 参金融経済特別委（長銀等不良債権調査に関する小委員会設置）
 - 東京地検、装備品調達問題で防衛庁等家宅搜索
- 4(金)○衆本会議（金融再生関連法案（野党案）趣旨説明、質疑、労働基準法改正案修正議決）
- 5(土)○日米蔵相会談（サンフランシスコ）
- 7(月)○**参本会議**（労働基準法改正案趣旨説明）
 - 第100回列国議会同盟（I P U）会議（～12日 モスクワ）
- 8(火)○衆本会議（地球温暖化対策推進法案修正議決）
 - 参災害対策委（栃木・福島両県に委員派遣）
 - 堺屋経済企画庁長官、9月の月例経済報告で「極めて厳しい状況」との判断示す
- 9(水)○**参本会議**（深刻な干ばつ砂漠化に対処するための国連条約承認）
 - 日銀政策委・金融政策決定会合で無担保コール翌日物金利史上最低の0.25%前後に引き下げ誘導決定（10日から実施）
- 10(木)○衆本会議（精神薄弱の用語整理法案可決）
 - 参金融経済特別委（長銀問題で参考人質疑）
 - 参外防委（防衛庁装備調達問題で防衛庁長官から報告、質疑）
 - 衆金融安定化特別委（長銀問題で集中審議）
- 17(木)○衆本会議（感染症予防法及び感染症患者医療法案修正議決）
- 18(金)○**参本会議**（精神薄弱の用語整理法案成立）
 - 衆本会議（防衛庁調達実施本部元幹部背任容疑事案について）
- 20(日)○参議長招待によりネパール王国上院議長訪日（～26日）
- 22(火)○小渕総理が第53回国連総会で演説
 - 日米首脳会談（ニューヨーク）
- 24(木)○衆本会議（小渕総理の国連総会及び日米首脳会談等に関する報告）
 - 参農水委（8月以降の豪雨災害による農林水産関係被害について）
- 25(金)○世耕政隆議員（自民・和歌山）死去
 - 参本会議**（小渕総理の国連総会及び日米首脳会談等に関する報告及び質疑、労働基準法改正案、感染症予防法及び感染症患者医療法案成立）
 - 参国際問題調査会（前国連事務次長明石康参考人から意見聴取）
 - 日韓新漁業協定の締結交渉が合意
- 27(日)○長銀系列ノンバンク「日本リース」過去最大の負債で倒産
 - ドイツ総選挙、社会民主党（SPD）勝利
- 29(火)○衆本会議（対人地雷禁止条約承認）
 - 参国環委（ダイオキシン対策について）
- 30(水)○**参本会議**（対人地雷禁止条約承認）
 - 金融再生関連法案、自民、民主、平和・改革党首会談で野党修正案合意
- 10. 1(木)○自民、民主、平和・改革の与野党3会派で大蔵省の財政・金融部門の2000年までに完全分離で覚書